

関西防災・減災プラン

(総則編)

(地震・津波災害対策編)



令和8年●月改訂

<u>(</u>令和7年3月改訂<u>)</u>

(令和6年3月改訂)

(令和4年3月改訂)

(令和2年3月改訂)

(平成 29 年 11 月改訂)

(平成24年3月策定)

関西広域連合 広 域 防 災 局

目 次

0	総	忩則編······	
I		プランの趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1		
	2		• 1
	3		
	4		. 2
		プランの特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 3
		広域連合だからできること	• 4
П		対象とする災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 6
Ш		広域連合の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 7
	1		
	2		. 7
	3		. 8
	4	2 4 B + 1/14 - 1/14 - 1/1	
	5	5 自助・共助の取組の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 8
0	地	也震・津波災害対策編	
I		被害想定等⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	. 9
	1	南海トラフ巨大地震の被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 9
	2	南海トラフ沿いで大規模地震につながる可能性のある異常な現象・・・・・・・	· <u>13</u>
	3	B 関西圏域の南海トラフ地震防災対策推進地域の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· <u>1</u> 4
	4	近畿圏直下型地震・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· <u>15</u>
П		災害への備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· <u>17</u>
1		関係機関・団体等との平常時からの連携	· <u>17</u>
		(1) 構成団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· <u>17</u>
		(2) 広域連合他部局との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(3) 他の広域ブロック等との連携	
		(4) 広域応援制度の調整主体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 19
		(5) 市町村との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· <u>21</u>
		(6) 国との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· <u>21</u>
		(7) 専門家・防災研究機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· <u>21</u>
		(8) 企業・ボランティア等との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 22
	2	? 南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· <u>2</u> 4

3 [3	方災・減災事業の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
(1)	災害対応体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
(2)	訓練・研修の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
(3)	津波災害対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4)	孤立集落対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(5)	地域防災力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>37</u>
(6)	消防団の広域応援体制の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
(7)	防災基盤整備・防災まちづくり等の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>38</u>
	*	
	書への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	刃動シナリオ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
(1)	情報収集体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)	緊急派遣チーム(先遣隊)の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	応援・受援体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4)	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
l	初動期オペレーションマップ	<u>63</u>
2 Ji	な援・受援シナリオ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
	『現・文版マケッス 現地支援本部・現地連絡所の設置 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_
	情報の収集・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	救援物資の需給調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	応援要員の派遣・受入調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	被災者の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	広域避難の受入調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ボランティアの活動促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	帰宅困難者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
	広域的な災害廃棄物処理の調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 0	応急対応期オペレーションマップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
,		<u>01</u>
		107
3-1		107
		107
		107
		107
		113
		113
		113
1		113
		117
/ /> /		
(参え	考)阪神・淡路大震災からの復興における取組	121

総則編

I プランの趣旨

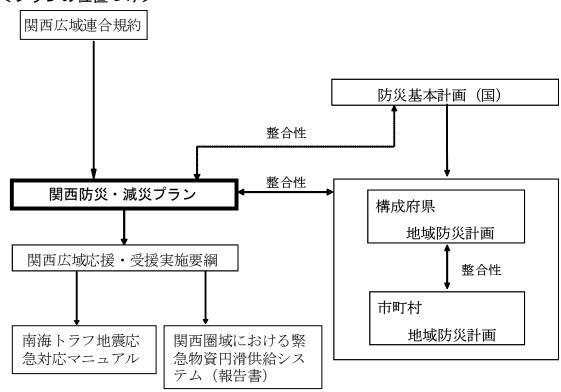
1 策定の目的

関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル "関西"を実現することをめざし、関西広域連合規約及び関西広域連合広域計画に基づき、南海トラフ地震等の大規模広域災害に対し、関西広域連合(以下「広域連合」という。)がとるべき対応方針やその手順を定めるプランを策定する。

構成府県及び政令市(以下「構成団体」という。)は、本プランと地域防災計画との整合性に十分留意し、このプランの実効性を確保する。

また、構成府県は、管内市町村に対して、本プランに基づき、応援・受援体制が整備されるよう働きかけることにより、関西全体の大規模広域災害への対応力の向上を図る。

<プランの位置づけ>



2 策定にあたっての考え方

本プランは、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害に対応するため、広域 連合が実施・調整する防災・減災対策を体系的・統合的に示す。

その中で、広域連合が果たすべき役割を明確に示すためには、府県や市町村等と の連携・調整の基本的枠組みを示す必要がある。

※ 構成団体、連携県

関西広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の8府県並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市の4政令市により構成されるが、「広域防災」事務については、鳥取県を除く7府県4政令市が参加している(令和4年3月現在)。

このため、本文中の「構成団体」は、特に注釈がない場合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県の7府県と京都市、大阪市、堺市及び神戸市の4政令市を指す。

また、「連携県」は、特に注釈がない場合、鳥取県並びに関西広域連合の連携団体である福井県及び三重県の3県を指す。

このため、府県や市町村その他の防災・減災に関わる様々な主体が取り組むべき事項ごとに課題と対応を整理し、広域連合と他の主体との関係を明らかにする。

その手法として、初動期から復旧・復興期に至る過程をシナリオ化し、その中で 広域連合の役割を明示する。

役割を明示することにより、府県や市町村の一層の防災・減災対策への取組を促し、関西全体の防災力の向上を図る。

3 策定方針

本プランは、次の3つの方針に基づき策定する。

(1) 阪神・淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震等の経験・教訓を踏まえたプラン 関西は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災から創造的復興を成し遂げてきて おり、その経験と教訓、さらには、東日本大震災、熊本地震、令和6年能登半島地 震等の支援を通じて見えてきた課題等を踏まえたプランとする。

(2) 府県民にわかりやすいプラン

一般の府県民にも親しめるよう専門用語は極力控え、可能な限り平易な言葉等による読みやすく、分かり易いプランとする。

(3) 充実・発展型のプラン

関西で発生が懸念されている災害は、南海トラフ地震のような広域的な地震・津 波災害をはじめ、近畿圏直下型地震や大規模な風水害、原子力災害、新型インフル エンザ等の感染症など多岐に渡る。

このため、それぞれの災害への対応について、「地震・津波災害対策編」、「風水害対策編」、「原子力災害対策編」、「感染症対策編」を設け、今後明らかになる災害対応等の新たな課題や最新の知見等を踏まえ、不断の見直しを行うことによりプランの実効性を担保する。

また、災害に備えるための「防災・減災事業の展開」においては、すべての事業 を同時に進めるのではなく緊急性などの観点から事業の優先度を決めて実施する。

4 計画の見直し

本プランは、概ね3年に1度見直しを行う。

ただし、国において防災対応の大きな変更があった場合等、必要があれば適宜 プランの見直しを行う。

なお、大規模な広域防災拠点施設の整備など、構成団体が実施する新たな事業 に連携して取り組むとともに、進捗に合わせたプランへの反映を行う。

また、プランの見直しにあたっては、想定場面を明確にした訓練を実施し、その検証結果を計画に反映させるなど、定期的に点検を行い計画の効果や実効性の確保を図る。

(参考:計画策定経緯)

平成23年度 総則編、地震・津波災害対策編を策定

原子力災害対策編は概括的・骨格的な計画を策定

平成25年度 原子力災害対策編を改定

平成 26 年度 風水害対策編、感染症対策編を策定

平成29年度 総則編、地震・津波災害対策編を改訂

平成30年度 原子力災害対策編を改訂

令 和 元 年 度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編を改訂

令和2年度感染症対策編(家畜伝染病)を改訂

令和3年度総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編。原子力災害対策編を改訂

令和5年度総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編、感染症対策編を改訂

令和6年度総則編、地震・津波災害対策編を改訂

令 和7年度 総則編、地震・津波災害対策編を改訂

プランの特徴

- (1) 全国初の本格的な広域にわたる防災・減災プラン
 - 関西が一体となって災害対策を実施
 - 関西で発生した災害への対応だけでなく関西以外の地域への応援も実施
- (2) 「受援」のあり方に踏み込んだプラン
 - 応援側が被災現地に飛び込み、被災自治体とともに情報収集し、支援ニーズ に応える受援体制を構築
- (3) 「初動対応」、「応急対応」に加え、「復旧・復興」過程を含めてシナリオ化した プラン
 - ともすれば、混乱しがちな災害現場において、一歩先を見据えた対策が実施 できるよう手続きや内容をシナリオ化
- (4) 広域連合のみならず防災関係機関の対応を網羅し、災害対応オペレーションの全体像を明示したプラン
 - 初動、応急、復旧・復興のそれぞれのステージ、対応すべき事項ごとに、それぞれの事項に係る関係機関の具体的な動きを、特に応援・受援に関するものを中心に災害対応のオペレーションを明示
 - 全国の被災地支援や訓練、研修を通じて、関西の災害対応の標準化・共通化 を推進
- (5) 構成府県、市町村だけでなく、企業、ボランティア団体、府県民と連携・協力を進めるプラン
 - 大規模広域災害時に欠かすことのできない民間の力を円滑に発揮して頂くため、平常時からの連携の強化と災害時の協力の方策を構築
- (6) 未曾有といわれた2つの大震災等の教訓を盛り込んだプラン
 - 初動体制の大切さ、防災関係機関やボランティアとの連携、住民主体の創造 的復興、減災対策の大切さなど阪神・淡路大震災の経験と教訓を反映
 - カウンターパート方式による支援、現地支援本部の設置、迅速・的確な救援物資の調達・配送の仕組みづくり、各分野のアドバイザーからなる支援チームを派遣など、東日本大震災、熊本地震、令和6年能登半島地震での支援の成果と課題を反映

広域連合だからできること

1 関西全体の防災の司令・調整役として被災府県の応援・受援を迅速に 実施

関西広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の2府6県並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市の4政令市を構成団体とする広域地方公共団体であり、関西全体の防災に関する責任主体です。1つの組織として、迅速な決定・行動が可能で、大規模広域災害発生時には、関西全体の防災の司令・調整役として、構成団体・連携県、国、国の出先機関、関係機関との間で救援物資、応援要員及び広域避難などの応援・受援のコーディネートを迅速に実施します。

特に、人やモノなど災害対応に欠かせない資源を、広域連合が、被災していない構成団体と被災構成団体との間でスムーズな応援・受援の調整を行います。

2 ノウハウの共有により、質の高い災害対応を行うことが可能

広域連合の構成団体は、阪神・淡路大震災の経験や東日本大震災での支援などこれまでに積み上げてきた災害対応のノウハウを持っています。

大規模広域災害が発生すれば、それぞれの構成団体が持つ優れたノウハウを集め、広域連合の調整のもと各構成団体が災害対応にあたりますので、広域連合全体として、より質の高い対応が可能になります。

また、関西には防災に関する学術研究機関が集積しており、これらの機関と連携して、災害の被害軽減のための研究成果や、事前防災の考え方を関西全体で共有・確立することを目指します。

3 国の出先機関など関西の関係機関とともに迅速かつ的確な災害対応を 実現

広域連合の対象エリアは関西を管轄エリアとする国の出先機関やライフライン 事業者とほぼ重なっています。平常時においても業務の連携がしやすい等の利点を 生かして、広域的な応援・受援調整を行うなどの災害対応にあたることにより、関 西全体のいち早い復旧・復興が可能になります。

4 他の広域団体や民間企業、ボランティア等との連携により、迅速な災害対応や被災地のいち早い復旧・復興を実現

関西が近隣の地域と同時に被災した場合でも、関東九都県市や九州地方知事会等 他ブロックの広域団体と締結した相互応援協定などにより、効果的な災害対応が可 能となります。

また、救援物資の提供・調達・配送や帰宅困難者支援の連携体制を構築するなど、 関西の企業やボランティア団体等と日頃から連携し、災害対応の仕組みを充実させ ることにより、関西をあげて被災地支援を行い、被災地の一日も早い復旧・復興が 可能となります。

5 これまで取り組んで来なかった広域防災事務の実施で関西の安全・安 心を向上

構成団体が個別に防災研修などを実施するのではなく、広域連合でまとまって実施する方が、質の高い効果的な事業となります。

また、津波災害に関し、鉄道事業者や地下街関係者と避難に関する検討を行うことなどこれまで取り組んで来なかった広域防災事業を行うことで、関西全体の安全・安心が向上します。

Ⅱ 対象とする災害

本プランは、被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害を対象とする。

具体例は、次のとおりである。

災害区分	具 体 例			
地震・津波災害	・ 南海トラフ地震などの海溝型地震			
	・ 生駒断層帯地震などの近畿圏直下型地震			
風水害	・ 伊勢湾台風級の台風の大阪湾等への接近による高潮災害			
	・ 琵琶湖・淀川等の大河川の洪水氾濫、集中豪雨による広範な			
	内水氾濫及び土砂災害			
原子力災害	• 原子力発電所事故			
感染症	・ 新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等のまん延			
	・ 高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫・豚熱等のまん延			

その他、鉄道事故、航空機事故等の大規模事故災害、武力攻撃及び緊急対処事態に おける攻撃による災害等、府県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生 じ、又は生じる恐れがある緊急の事案など広域的な対応が必要とされる災害、または 大規模広域災害が発生するおそれがある場合については、プラン(総則及び各災害対 策編)及び関西広域応援・受援実施要綱に準じて対応する。

また、災害対策を実施する地域については、関西圏域(広域連合構成府県及び連携県の区域)内を中心に圏域外の応援についても必要に応じて実施する。

なお、複合災害が発生する可能性もあることから、<u>対策の検討に当たっては、より厳しい事象についても可能な範囲で考慮するものとする</u>。広域連合及び各構成団体は、プランの各災害対策編及び関西広域応援・受援実施要綱に基づき、要員・資機材の投入や応援要請などについて総合的に調整を行う。

【複合災害の例】

- 1 自然災害に伴う二次災害等
 - 地震災害発生直後の台風襲来等による風水害の発生
 - 地震により石油コンビナートで大規模な爆発・火災等が発生
- 2 南海トラフ沿いにおける地震の同時・連続発生
- 3 域内被害対応と域外支援を行う場合
 - ・ 域内風水害対応中に域外で地震が発生し、域外支援を行う場合
- 4 感染症まん延時における自然災害の発生

等

Ⅲ 広域連合の役割

広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域内の応援・受援の調整、全国からの応援に対する受援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行う。また、平常時から、国、関係機関・団体等と連携を図るとともに、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

1 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示

大規模広域災害が発生した時の広域連合、構成団体の広域対応指針を初動シナリオ、応援・受援シナリオ、復旧・復興シナリオにより提示する。

(1) 初動(発災から概ね3日間)シナリオ

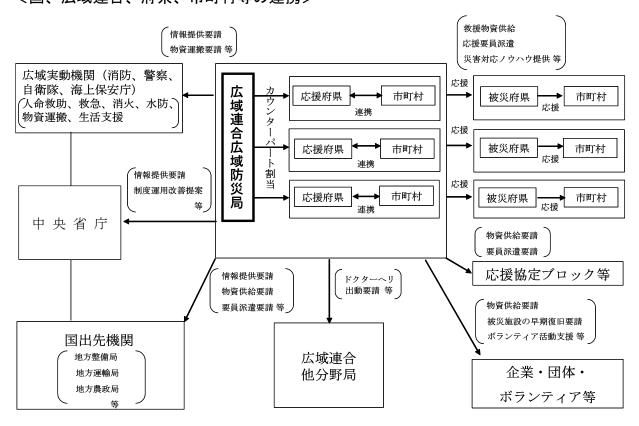
情報収集、緊急派遣チーム(先遣隊)の派遣、災害対策(支援)本部の設置、現 地支援本部等の設置など

- (2) **応援・受援(避難所期)シナリオ** 救援物資の需給調整、応援要員の派遣・受入調整、広域避難の受入調整など
- (3) **復旧・復興(仮設住宅期)シナリオ** 復興戦略の策定、被災自治体の復興業務への支援など

2 応援・受援の調整

災害の規模が大きく、被害が甚大で被災府県・市町村だけでは対応できない場合において、国や関係機関・団体等と連携を図りながら広域連合が構成府県内外の広域的な応援・受援の調整を行い、関西が一体となって災害対策を実施する。

<国、広域連合、府県、市町村等の連携>



3 災害情報の積極的な活用

(1) 情報収集等

大規模広域災害においては、各構成団体が取りまとめた災害情報に加え、近隣自 治体、国の関係機関や民間事業者からも情報を収集し、関西圏域全域における情報分析・活用を図る。

なお、各構成府県は、災害時の被災状況等の情報を市町村から迅速に収集する体制を整備するとともに、広域連合に対し各府県で取りまとめた情報を遅滞なく報告するよう努める。

また、情報収集等にあたっては、効果的・効率的な災害対応を行うため、<u>ドローンをはじめとする遠隔操作機器等の新技術や、新総合防災情報システム(SOBOWEB)や新物資システム(B-PLo)をはじめとする、</u>AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS などを<u>利</u>活用し、災害対応業務のデジタル化を促進する。<u>また、通信が途絶する場合も想定し、情報共有手段の冗長化やデータ容量等の効率</u>化に努める。

(2) 情報共有

広域連合が、整理・集約した情報については、SNS や TV 会議システム、先端的なモバイルツール等を活用して、遅滞なく構成団体及び連携県と情報共有を図る。なお、各構成府県は、広域連合や管内被災市町村から得た情報を遅滞なく管内市町村と共有するよう努める。

(3) 情報発信

構成団体及び連携県と連携し、Lアラート(災害情報共有システム)、電子メール、SNS、ホームページ及びアプリケーション等多様なツールを用いて府県民に対して被害の状況や広域連合・構成団体・連携県の対応、被災住民の行動についてのメッセージ等を発信する。

4 災害に備えるための事業の企画・実施

大規模広域災害が発生した際、迅速かつ的確に対応できるよう平常時から、国、 関係機関・団体等と連携するとともに、広域応援訓練、防災人材育成事業・減災対策 の普及啓発などの防災・減災事業を企画・実施する。

5 自助・共助の取組の促進

大規模広域災害が発生した場合、関西だけでは十分な対応ができないことから、 他の広域ブロックや民間事業者にも応援を求めるなど公助による災害対応を行うこ ととしているが、全国的な資源の不足や応援の遅れ等も考えられる。

広域連合及び構成団体は、災害時のこのような状況等も踏まえ、平時から住民・ 企業等の自助・共助の取組の促進を図る。 地震•津波災害対策編

I 被害想定等

関西において大規模広域災害をもたらす地震としては、次のものが想定されており、 各府県で行った被害想定をもとに、広域連合としての防災・減災対策を体系的に講じ る。

- ・ 南海トラフ巨大地震
- · 琵琶湖西岸断層带地震
- 花折断層帯地震
- · 奈良盆地東縁断層帯地震
- 京都西山断層帯地震
- 生駒断層帯地震
- 上町断層帯地震
- 大阪湾断層帯地震
- 中央構造線断層帯地震
- 山崎断層帯地震

等

以下に、南海トラフ巨大地震と生駒断層帯地震については、各府県が地域防災計画で想定している被害想定を示すとともに、参考として、中央防災会議による被害想定も示した。

また、琵琶湖西岸断層地震、花折断層帯地震、奈良盆地東縁断層帯地震、京都西山断層帯地震、上町断層帯地震、大阪湾断層帯地震、中央構造線断層帯地震及び山崎断層帯地震については、資料編に整理した。

1 南海トラフ巨大地震の被害想定

関西で一番大きな被害が発生すると想定される南海トラフ全体が動いて発生する地震の被害想定を示す。なお、南海トラフ全体が動いて発生する地震の他、1854年の安政地震では、東海地震(東南海地震を含む)が先行して発生し、32時間後に南海地震が発生した。また、1944年に発生した東南海地震では、その2年後に南海地震が発生しており、①南海トラフ全体、②南海、東南海の連動、③東南海と南海の時間差発生などあらゆる連動ケースの可能性に留意する必要がある。(時間差発生のケースにおける対応については、p. 57を参照。)

なお、局所的な地震とは異なる被害様相やそれに伴う対応が必要になる可能性があることから、構成団体及び連携県は、被災状況を想定したシミュレーション等を実施した上で、定量的な分析等を行うなどにより対策の実効性向上に努める。

〇各府県による被害想定

府県名	死者数	全壊棟数	府県内の 最大震度	各府県減災 目標(死者数)	削減効果
滋賀県	474	12, 837	6強	_	_
京都府	860	70, 210	6強	死者数0を目指す	
大阪府	133, 891	179, 153	6強	7, 400	9割減
兵庫県	29, 097	38, 548	7	400	△28, 700
奈良県	1,600	47, 000	6強	_	_
和歌山県	90, 400	158, 700	7	_	
徳島県	31, 300	116, 400	7	死者 <u>数</u> 0を目指す	_
鳥取県	_	_	_	_	_
福井県	_	_	_	_	_
三重県	53, 000	248, 000	7	_	_
合計	340, 622	870, 848		_	_

[※] 被害想定の条件は、各府県独自のものによる。

<津波の想定(※1) >

(最	府県名 最高津波水位市町村名)	津波到達時間 (※2)	最高津波水位 (T.P.m)		
大阪府	(大阪市住之江区) (※3)	110分	5.1m		
兵庫県	(南あわじ市)	44分	8.1m		
和歌山県	(すさみ町)	3分	19m		
徳島県	(美波町) (※4)	10分	20.9m		

- ※1 津波想定の条件は、各府県独自のものによる。
- $\frac{2}{2}$ 初期水位より 1 m上昇する時間。ただし、徳島県は初期水位から ± 20 cmの変化が生じるまでの時間
- ※3 大阪府の津波到達時間の最短は岬町で54分(最高津波水位3.8m)
- ※4 徳島県美波町で津波到達時間が最短となる場所と最高津波水位の到達する場所は異なる。
- %5 実際の地震の際、断層のずれ方によってはこれよりも早く到達する可能性もある。

【参考】

〇国の被害想定

(令和7年3月)

府県名	死者数(注1)	全壊棟数(注2)	府県内の最大震度
滋賀県	<u>400</u>	<u>16, 000</u>	6強
京都府	<u>700</u>	64,000	6強
大阪府	<u>7, 100</u>	<u>297, 000</u>	6 強
兵庫県	<u>4, 500</u>	<u>50, 000</u>	7
奈良県	<u>1,600</u>	44,000	6 強
和歌山県	<u>65, 000</u>	<u>166, 000</u>	7
徳島県	41,000	136,000	7
鳥取県	_	300	5強
福井県	_	<u>1,800</u>	5強
三重県	24,000	234,000	7
関西計	144, 300	<u>1,009,100</u>	_
全国計	<u>282, 000</u>	<u>2, 333, 000</u>	1

- (注1)陸側ケース、津波ケース③、冬深夜、風速8m/s、(早期避難率低)の場合の揺れによる建物倒壊、津波、<mark>急傾斜地崩壊</mark>、火災による死者発生
- (注2)陸側ケース、津波ケース③、冬<u>夕</u>、風速8m/s の場合の揺れ、<u>液状化、津波、</u> <u>急傾斜地崩壊、火災</u>の発生による建物倒壊

<津波の状況>

沿岸域名	津波到達時間 (1 m上昇時)	津波最大高さ
大阪湾	60-90分	3–5 m
淡路島南部	40-50分	3-5 m
瀬戸内海(兵庫県沿岸)	60-90分	3-5 m
和歌山県東岸	0-10分	15-20m
和歌山県西岸	30-50分	15-20m
徳島南岸	10-20分	10-15m
徳島東岸	30-40分	5-10 m

出典:「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)」(内閣府)

- ※1 上記各地区とも約50分から60分周期で4、5波来襲、発災から5~6時間 継続する。
- ※2 実際の地震の際、断層のずれ方によってはこれよりも早く到達する可能性も ある。

2 南海トラフ沿いで大規模地震につながる可能性のある異常な現象

	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
	(M8.0以上の地震発生)	(M7.0以上M8.0未満の地	(通常とは異なるゆっくり
		震発生)	すべり)
	想定震源域内のプレート境	想定震源域内のプレート境	想定震源域内のプレート境
発生場所	界	界及びプレート境界以外	界
光上物川		や、想定震源域の海溝軸外	
		側 50km 程度までの範囲	
M8.0クラス	十数回に1回程度	数百回に1回程度	
以上の地震が	(通常(※)の 100 倍程度)	(通常の数倍程度)	_
7日以内に発			
生する頻度			
	・震源域の目の前だけでな	・震源域に近い一部の沿岸	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	く、太平洋沿岸全域に対	地域では、緊急地震速報	るゆっくりすべりが観測
	し大津波警報、津波警報		
	が発表される。その後、半	「半割れケース」と比較	を感じることはなく、津
	日から1日で大津波警報	して狭い範囲に津波警報	波も発生しない。
	及び津波警報から津波注	等が発表される。その後、	・交通インフラやライフラ
	意報に切り替えられる。	半日程度で津波警報から	
	・被災地域では、広範囲にわ	津波注意報に切り替えら	を続けている。
想定される被	たり電力、水道等のライ	れる。	
害等	フラインが停止し、多く	・交通インフラやライフラ	
	の道路で亀裂、沈下等に	インに大きな被害は発生	
	よる不通が生じ、鉄道や	せず、多くの地域で人的、	
	空港などの交通インフラ	物的にも大きな被害が発	
	も停止する。	生していない。	
	・被災地域以外では、一次的		
	に交通インフラが停止す		
	るが、ライフラインに大		
	きな被害はない。		

[※] 通常とは、30年以内に 60~90%程度以上の発生頻度。

3 関西圏域の南海トラフ地震防災対策推進地域の状況

南海トラフ地震防災対策推進法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域が、関西圏内では下表のとおり指定されている。

〇南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣総理大臣が指定。

[指定基準]・震度6弱以上の地域、津波高さ3m以上で海岸堤防が低い地域

- ・過去に発生した南海トラフ地震で大きな被害を受けた地域
- ・周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域

○南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津 波避難対策を特別に強化すべき地域を内閣総理大臣が指定。

[指定基準]・津波により 30cm 以上の浸水が地震発生から 30 分以内に生じる地域

- ・特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
- ・地域の実情を踏まえた津波避難の困難性を考慮して同一都道府県において市町村が実施する津波避難対策の一体的確保を図る必要が高い地域

府県名	震度	防災対策推進地域 (津波避難対策特別強化地域を除く。)	津波避難対策特別強化地域
三重県 (全域)	7	多気町、玉城町、度会町	[20m以上]鳥羽市、志摩市、南伊勢町 [10~19m]紀北町、尾鷲市、熊野市、大紀町、御 浜町、紀宝町 [5~9m]伊勢市、明和町、津市、松阪市、鈴鹿市
	6強	桑名市、亀山市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰 野町、朝日町、大台町	[5~9m]四日市市 [4m 以下]川越町
N	6弱	名張市、いなべ市	
滋賀県(全域)	6強	大津市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、 甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、米原市、竜 王町	
	6弱	長浜市、栗東市、高島市、日野町、愛荘町、豊郷 町、甲良町、多賀町	
京都府	6強	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、精華町	
	6弱	亀岡市、南丹市、井手町、宇治田原町、笠置町、 和東町、南山城村	
大阪府	6強	大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、大東市、門真市、摂津市、東大阪市、泉南市、阪南市、島本町、田尻町、岬町	
	6弱	堺市、岸和田市、池田市、泉大津市、貝塚市、守口市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、豊能町、忠岡町、熊取町、太子町、河南町、千早赤阪村	
兵庫県	7		[5~9m]南あわじ市、洲本市
	6強	神戸市、姫路市、明石市、加古川市、高砂市、淡 路市、たつの市、播磨町	
	6弱	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、相生市、赤穂市、宝塚市、三木市、川西市、小野市、加西市、加東市、稲美町、太子町	

府県名	震度	防災対策推進地域	津波避難対策特別強化地域
		(津波避難対策特別強化地域を除く。)	
奈良県 (全域)	6強	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、宇陀市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、王寺町、広陵町、河合町、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	
	6弱	生駒市、葛城市、山添村、平群町、高取町、明日 香村、上牧町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、 野迫川村	
和歌山県(全域)	7	和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、 広川町、美浜町、日高町、由良町、みなべ町、 白浜町、上富田町、すさみ町、古座川町、串本 町	[10~19m]有田市、御坊市、田辺市、新宮市、湯 浅町、由良町、日高町、美浜町、印南 町、みなべ町、白浜町、すさみ町、串 本町、那智勝浦町、太地町 [5~9m]和歌山市、海南市、広川町 [4m以下]古座川町
	6強 6弱	橋本市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町、印南町、日高川町、那智勝浦町、太地町、北山村 高野町	
徳島県	7	吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、上勝町、	[20m 以上]美波町、海陽町
(全域)		石井町、那賀町、北島町、藍住町、板野町、上	[10~19m]阿南市、牟岐町
	0.76	板町	[5~9m]徳島市、鳴門市、小松島市
	6強	勝浦町、佐那河内村、神山町、つるぎ町、東みよし町	[5~9m]松茂町

4 近畿圏直下型地震

[生駒断層帯地震の被害想定]

〇 各府県の地域防災計画における被害想定

_	日州宋00地域的英田首に8317 並版日志定			
	府県名	死者数	全壊棟数	府県内の最大震度
	滋賀県	_	_	_
	京都府	3, 400	72, 700	7
	大阪府	9, 777	275, 316	7
	兵庫県	323	7, 538	6 強
	奈良県	4, 257	98, 123	7
	和歌山県	_	1	_
	徳島県	-	_	-
	鳥取県	_	1	_
	福井県	-	_	-
	三重県	_	-	-
	合 計	17, 757	453, 677	_

【参考】

○ 中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会の被害想定 (平成 19 年 11 月 1 日)

[生駒断層帯地震の被害想定]

府県名	死者数(注1)	全壊棟数(注2)	府県内の最大震度
滋賀県	約 30	約 500	6弱
京都府	約 4,000	約 150,000	7
大阪府	約 9,800	約 300,000	7
兵庫県	約 10	約 500	6 弱
奈良県	約 4,800	約 110,000	7
和歌山県	_	約 40	5 強
徳島県	_	1	1
鳥取県	_		-
福井県		1	1
三重県	_	約 100	5強
関西計	約 18,640	約 561, 140	-
全国計	約 18,640	約 561, 140	_

- (注1) 冬5時 風速 15m/s の場合 揺れによる建物倒壊の他、火災、崖崩れ による死者発生
- (注2) 冬12時 風速15m/sの場合 揺れの他、火災、液状化、崖崩れによる 建物全壊

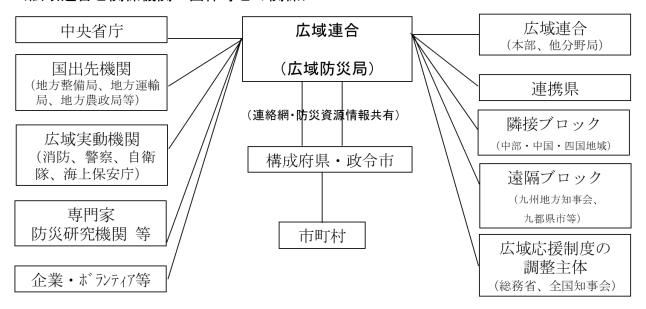
Ⅱ 災害への備え

広域連合は、平常時から関係機関・団体等と連携を図るとともに、防災・減災に資する事業を展開し、災害、または大規模広域災害が発生するおそれがある場合に備える。

1 関係機関・団体等との平常時からの連携

広域連合は、大規模広域災害に対して、構成団体、広域連合他分野局、連携県、隣接ブロック・遠隔ブロック、全国知事会等の広域応援制度の調整主体、国(中央省庁、出先機関)、広域実動機関、専門家・研究機関及び企業・ボランティア等が連携して対処するための体制整備を行う。

<広域連合と関係機関・団体等との関係>



(1) 構成団体との連携

① 府県地域防災計画との整合性の確保

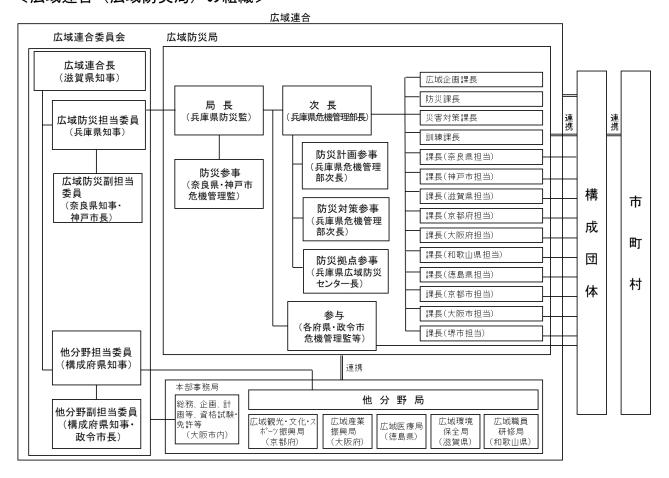
本プランの実効性の確保を図るため、各構成府県は、府県地域防災計画との整合性を確保する。

また、各構成府県は、管内市町村に対して、本プランとの整合性の確保を働きかける。

② 組織体制の整備

広域連合の分野事務局の一つとして広域防災局を置く。 広域防災局の事務局は、兵庫県、奈良県、神戸市の職員が兼務で担う。 また、各構成団体の危機管理監等が広域防災局の参与を兼務するとともに、 各構成団体の防災担当課長が広域防災局の各構成団体担当課長を兼務する。

<広域連合(広域防災局)の組織>



③ 緊急連絡体制等、複数の情報通信手段による連絡体制の構築

一般電話、携帯電話、防災行政無線、Jアラート(全国瞬時警報システム)、 Lアラート(災害情報共有システム)、ファクシミリ、電子メール、衛星電話、 TV会議システム及びSNS等、複数の情報通信手段による連絡体制を構築する。

④ 大規模広域被害想定の実施・共有

南海トラフ地震等の大規模広域災害の被害想定について構成府県間で共有 する。

⑤ 人的・物的資源の情報共有の推進

職種別人員の状況、救援物資及び資機材等の保有状況に関する資料(資源管理表)を定期的に交換することにより、人的・物的資源に関する情報を共有する。

⑥ 災害廃棄物処理の情報共有等の推進

廃棄物処理施設や災害廃棄物の仮置場として利用可能な土地等に関する情報の共有など、平時からの連携を推進する。

(2) 広域連合他部局との連携

- ・ ドクターヘリ派遣、救護班等派遣支援
- ・ 風評被害対策、被災地への集客促進
- 広域周遊中の観光客被害情報収集・発信
- 直接、間接の被災企業に対する支援 など

(3) 他の広域ブロック等との連携

連携県や隣接ブロック等との相互応援協定を締結すること等により、災害が発生した場合の応援体制を整備する。

① 連携県

福井県及び三重県との相互応援協定及び鳥取県との相互応援の覚書に基づき、同じ関西圏域の福井県、三重県及び鳥取県で災害が発生した場合、応援・受援体制を整備する。

② 隣接ブロック

救援物資、応援要員及び広域避難等に関する応援・受援が迅速に実施できるよう全国知事会とも連携をとりながらすでに相互応援協定を締結している中国及び四国地域に加えて、中部地域との相互応援協定についても検討を進める。

③ 遠隔ブロック

大規模広域災害では、隣接ブロックも被災し、応援を求めることが困難な場合もあることから、全国知事会とも連携をとりながらすでに相互応援協定を締結している関東九都県市や九州地域に加え、その他の遠隔ブロックとの相互応援協定についても検討を進める。

(4) 広域応援制度の調整主体との連携

阪神・淡路大震災後の平成8年7月に全国知事会の「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」が締結されたが、近年では平成26年4月に政令指定都市市長会の「広域・大規模災害時における政令指定都市市長会行動計画」、平成30年3月に総務省の「応急対策職員派遣制度」が運用されており、カウンターパート方式による大規模災害時の広域応援制度が整備されている。

広域連合では、これらの制度と整合性をとって円滑な広域応援を実施するため、 平時からこれら制度の調整主体と連携する。なお、政令指定都市市長会とは、構成 政令市を通じて連携する。

また、総務省の「応急対策職員派遣制度」によらない、DMAT (災害派遣医療チーム)、DPAT (災害派遣精神医療チーム)、DWAT (災害派遣福祉チーム)等の専門チームの派遣調整においても各省庁等との連携に努める。

○ カウンターパート方式とは

被災自治体に対し、応援する自治体を割り当てて応援する方式。応援自治体が複数になる場合もある。

府県レベルの他、市町村レベルのカウンターパート方式があり、支援の偏りをなくし、 機動的で責任のある継続的な支援が行えるとして、東日本大震災で広域連合がこの方式に よる応援を実施したことが高く評価された。

(各組織の広域応援制度の概要)

区分	総務省	全国知事会	政令指定都市市長会
制度の	応急対策職員派遣制度	全国都道府県における災害	広域・大規模災害時における
名称		時等の広域応援に関する協	指定都市市長会行動計画
		定	
施行日	平成 30 年 3 月 23 日	平成8年7月18日	平成26年4月1日
調整組織	被災市区町村応援職員確保	緊急広域災害対策本部	中央支援本部
	調整本部		
構成	総務省及び関係団体	本部長/会長	本部長/会長
	事務局/総務省	副本部長/危機管理・防災特別	構成/事務局職員、各指定都市
		委員会委員長	東京事務所及び被災ブロックに
	※関係団体:全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市	構成員/各ブロック幹事県知	対応した中央支援本部派遣グル
	長会	事、危機管理防災特別委員会副	ープからの派遣職員
		委員長、事務局次長、各部長、公	
		益財団法人都道府県センターの	
		各部長	
調整方法	①災害対応業務応援職員の派遣	・被災ブロックの幹事県から広	・現地支援本部長は、中央支援
	・まずは現地調整会議が被災地	域応援の要請があった場合に	本部長及び被災地に派遣され
	域ブロック内での派遣団体を	は、全国知事会が都道府県に	た支援隊派遣都市の市長と協
	調整し、それが困難な場合は	対して応援の要請	議の上、支援先候補の被災市
	確保調整本部が全国からの派	・通信の途絶等により要請がな	区町村及び支援元候補の指定
	遣を調整する二段階方式。都	されない場合でも、全国知事	都市を決定、中央支援本部長
	道府県とは全国知事会が、指	会は必要があると認められる	が、支援元の指定都市に支援
	定都市とは指定都市市長会が	場合は応援の要請を行うこと	の実施を依頼。
	中心となっての調整を行う。	ができる。	・応援職員確保システムに基づ
	・被災市区町村に都道府県又は	・首都直下地震等により全国知	く確保調整本部及び現地調整
	政令市を原則1:1で割り当	事会による調整が困難な場合	会議が設置されている場合
	てる対口支援方式。都道府県	には、関東地方知事会の幹事	は、確保調整本部及び現地調
	は区域内の市町村と一体的に	県が代行し、それが困難なと	整会議に参加し、被災市区町
	職員派遣を行う。	きは近畿ブロック知事会の幹	村への対口支援を調整・決定。
	②総括支援チームの派遣	事県が代行。	
	・災害マネジメント総括支援員		
	とそれを補佐する支援員から		
	なるチームを派遣。被災市区		
	町村の首長等に災害マネジメ		
	ントを総括的に支援。		
	・支援員は、地方公共団体の推		
	薦に基づき、総務省の名簿に		
	登録された者の中から派遣。		
	対口支援団体決定後は対口支		
	援団体から派遣。		

※ いずれの制度も、地方公共団体が個別に締結する災害時相互応援協定等を妨げる ものではない。

(5) 市町村との連携

被災地の災害対応業務では、避難所運営、家屋被害認定、罹災証明書交付等の災害時発生行政業務のほか、被災者の生活再建支援が主要な業務となる。

これらを円滑に応援するためには、これらの業務を専門とする市町村と連携した支援が不可欠であることから、構成府県は平時から管内市町村と連携をしておく。

「被災市町村への応援要請の規定整備]

都道府県が他の都道府県に対し、管内の被災市町村への応援を求めることや、応援を求められた都道府県が地域内の市町村に被災市町村の応援を求めることについては、東日本大震災後の平成24年6月に改正された災害対策基本法では、内閣総理大臣を介した応援の要求の場合以外は規定が設けられていなかったが、平成30年6月の災害対策基本法改正では都道府県が直接他の都道府県に応援を求める場合にも規定整備が行われた。

また、令和3年5月の災害対策基本法改正では、災害が発生するおそれがある段階においても、協議等ができるよう規定整備が行われた。

(6) 国との連携

関係省庁等との緊密な連携のもと、迅速に災害対応が実施できる体制を構築するとともに、国の持つ科学的知見を活用しながら災害に備える。

① 関係省庁等との連携

ア 中央省庁との連携

災害発生時に国や国の現地対策本部に対して、関西圏域を越えて必要となる救援物資や要員の派遣等の支援要請が迅速かつ的確に実施できるよう情報連絡体制を整備する。

また、必要に応じて制度運用の改善や財源の確保等について国に提案する。

イ 国出先機関との連携

災害発生時に地方整備局など国の出先機関に対して、緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 等の派遣要請や輸送手段の確保などの支援要請が迅速かつ的 確に実施できるよう情報連絡体制を整備する。

ウ 広域実動機関との連携

災害発生時に迅速な災害対応を行うため、消防、警察、自衛隊及び海上保安庁の部隊等の派遣要請が迅速かつ的確に実施できるよう情報連絡体制を整備するとともに、平素から緊密な連携を図る。

② 科学的知見の活用

国が実施する津波被害想定や地震・津波観測監視システム (DONET)、海底津波計システム (DART) 等先端津波観測技術情報等、国の持つ科学的知見を活用する。

(7) 専門家・防災研究機関等との連携

防災に関する専門家、研究機関等の知見や各種研究成果を災害対策に役立てる とともに、平常時から専門家等とのネットワークを構築する。

(8) 企業・ボランティア等との連携

① 企業等との協力・連携

企業・業界団体との意見交換や協定を締結するなどにより、災害時等において、企業・業界団体との協力が得られる仕組みを構築する。

締結済みの下表の協定についても、災害時における具体的な連絡調整方法について互いに定期的な確認を行うなど、実効性の確保に努める。

(広域連合と企業等との協定一覧)

協定名	締結日	相手方	支援内容
災害時における帰宅困難 者支援に関する協定書	H23. 9. 22 H24. 11. 22 H27. 3. 17 R3. 9. 23 R4. 9. 23 R5. 7. 20	コンビニエンスストア、外食事業者 等 27 社	災害時に帰宅困難者に対してトイ レ、水道水、道路情報を提供等
大規模広域災害時におけ る救援物資の提供及び調 達に関する協定書	H25. 2. 25	プ゜ロクター・アント゛・キ゛ャンフ゛ル・シ゛ャハ゜ン(株)	(平時) P&G から広域連合へ救援物 資の無償提供 (災害時) 広域連合から P&G へ救援 物資の供給要請
災害等緊急時におけるへ リコプターの運航に関す る協定	H25. 3. 5	近畿2府7県、朝日航洋㈱、中日本 航空㈱、四国航空㈱、アカギヘリコプター ㈱、東邦航空㈱、学校法人ヒラタ学園	災害等緊急時に協定締結府県から の要請に基づき、物資及び人員の輸 送に協力
船舶による災害時の輸送 等に関する協定書	Н25. 3. 27	近畿旅客船協会、神戸旅客船協会	災害時に連合構成団体からの要請 に基づき、船舶による輸送等の業務 に協力
復興まちづくりの支援に 関する協定	Н25. 3. 29	近畿災害対策まちづくり支援機構 (H29.9 阪神・淡路まちづくり支援機構より名称変更)	災害時の地域の復興に向けたまち づくりに関する専門相談等に協力 を得る
危機発生時の支援協力に 関する協定	H25. 8. 29	一般社団法人関西ゴルフ連盟、 徳島県ゴルフ協会	危機発生時にクラブハウス等のゴ ルフ場施設を緊急避難地等として 利用
災害時におけるボランテ ィア支援に関する協定書	H27. 5. 17	ライオンズクラブ国際協会 335 複合 地区	被災地のボランティアセンターま でのボランティア輸送バスの手配・ 提供等
原子力災害時の放射線被 ばくの防止に関する協定	H27. 8. 17	近畿2府8県及び各府県放射線技士会、日本診療放射線技士会	原子力災害時の汚染スクリーニン グ及び除染に備えた人材育成、住民 等に対する放射線被ばくに関する 知識の普及等
大規模災害時における民 間賃貸住宅の被災者への 提供等に関する協定		近畿2府8県及び各府県宅建協会、 不動産協会、公益社団法人全国賃貸 住宅経営者協会連合会、公益財団法 人日本賃貸住宅管理協会	被災者への利用可能な空き室情報 の提供及び空き室情報に基づく住 宅のあっせん等に協力
大規模広域災害時におけ るバスによる緊急輸送に 関する協定	H27. 12. 2	近畿2府8県及び各府県バス協会	被災者、災害応急対策に必要な要 員、資機材等の輸送業務に協力
災害時における被災地支 援に関する協定書	H28. 8. 28 H29. 7. 19(変更)	公益社団法人日本青年会議所近畿 地区協議会	物的・人的支援、ボランティア活動 のための資機材の提供等
大規模広域災害時におけ るフォークリフトの提供 に関する協定		トヨタL&F近畿(株)、トヨタL& F兵庫(株)、トヨタL&F奈良 (株)、トヨタL&F和歌山(株)、 トヨタL&F岡山(株)、トヨタL& F徳島(株)	基幹的物資拠点及び府県市圏域の 物資拠点、備蓄拠点等の運営に必要 なフォークリフトの提供
大規模広域災害における 連携・協力に関する協定	R2. 3. 26	西日本電信電話 (株)、関西電力 (株)、大阪ガス (株)	道路啓開及びライフライン設備等 の復旧事業における連携・協力
災害時における愛玩動物 への救護活動等に関する 協定	R4. 3. 24	近畿地区連合獣医師会	災害時の飼養等されている愛玩動 物に対する餌の配布等
災害時におけるドローン による支援活動に関する 協定書	<u>R7. 10. 1</u>	近畿2府6県4政令市、一般社団法 人日本UAS産業振興協議会	ドローンによる調査、情報収集及び 物資の運搬等

【参考】ライフライン事業者との大規模広域災害における連携・協力に関する

協定の締結 (R2.3) と訓練の実施 (R2.11)

ライフライン事業者との間で「大規模広域災害における連携・協力に関する協定」を締結し、 平時からの情報共有と大規模広域災害時の連携・協力に向けた体制を構築した。

また、ライフライン事業者や実働機関と連携して訓練を実施し、上記の協定に基づく連携・

協力を実効性あるものとした。



ライフライン事業者との 協定締結式 (R2.3)





令和2年度関西広域応援訓練(R2.11) (堺泉北港2区基幹的広域防災拠点)

左:倒木除去訓練 右:災害復旧資材の空輸訓練

② 企業防災の推進

構成団体は、中小企業等における防災・減災対策の普及を推進するため、商工会・商工会議所等と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。 広域連合は、各構成団体と連携し、企業等のBCPの策定を支援する。

③ ボランティア・NPO との連携

被災地における災害ボランティアのニーズに迅速に対応できるよう、構成団体は、平時から管内の社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア・NPO、中間支援組織との連携体制を整備するとともに、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備し、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、構成団体は、市町村が NPO や社会福祉協議会等関係機関との間で、災害廃棄物等の撤去等にかかる連絡体制を構築するとともに、災害廃棄物の分別・排出方法等について、速やかに広報・周知できるよう支援に努める。

<構成府県が府県社会福祉協議会・NPO 等と平常時から連携する取組例>

取組例	内容
災害ボランティアセンター	災害発生時に、迅速に災害ボランティアセンターが立ち上げられ
立ち上げマニュアルの作	るようマニュアルの作成・更新を進めるとともに、防災訓練等に
成・更新等	合わせ、立ち上げ訓練等を実施する。
災害ボランティアセンター	府県により、災害ボランティア所管の部署も異なることから、各
に関わるネットワーク化の	府県の防災部局・ボランティア所管課、各府県社会福祉協議会の
推進	災害ボランティア所管部署、NPO、企業及び生活協同組合等が平
	常時から定期的に意見交換できる場を設ける。
ボランティアインフォメー	ボランティアに対して、情報発信を行うボランティアインフォメ
ションセンター設置に向け	ーションセンターを設置できるような場所を事前選定し、高速道
た交通事業者との連携	路会社や鉄道事業者の主要駅等に設置するための連携を図る。

【参考】災害ボランティアセンターの設置運営方式

災害ボランティアセンターの立ち上げ及び運営にあたっては、自治体により様々な方式で 行われているが、ここでは、3つの事例を示す。

区 分	内 容
行政主導型	府県・市町村が中心となって災害ボランティアセンターの設置・運
	営を行う。
社会福祉協議会主導	社会福祉協議会が中心となって災害ボランティアセンターの設
型	置・運営を行う。
協働プラットフォー	ボランティア団体、NPO等が協働で災害ボランティアセンターの設
ム型	置・運営を行う。

2 南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災の体系

南海トラフ地震防災対策推進地域等の指定があった場合、各防災関係機関は、中央防災会議が作成する南海トラフ地震防災対策推進基本計画を基本に、南海トラフ地震防災にかかる各種計画を作成することとされている。

計画名	作成主体	記載事項
南海トラフ地震防災	中央防災会議	・南海トラフ地震防災対策の推進の意義、基本的方
対策推進基本計画		針、基本的施策
		・南海トラフ地震発生時の災害応急対策方針
		・南海トラフ地震防災推進計画及び南海トラフ地震
		防災対策計画の基本事項
南海トラフ地震防災	南海トラフ地震防災対策	・地震防災上緊急に整備すべき施設(避難場所、避
対策推進計画	推進地域内の都道府県及	難経路、消防用施設等)等の整備
	び市町村の防災会議	・津波防護、避難・救助
		・防災訓練
		・関係者の連携協力確保
		※市町村は、津波避難対策緊急事業計画の基本事項
		も定めることができる。
津波避難対策緊急事	津波避難対策特別強化地	• 避難場所、避難経路
業計画	域内の市町村	・集団移転促進事業
		・要配慮者利用施設の移転
		※防災対策推進計画に基づき定める
南海トラフ地震防災	南海トラフ地震防災対策	・施設ごとの避難確保計画
対策計画	推進地域内の不特定多数	
	の者が出入りする施設等	
	の管理者・運営者	

3 防災・減災事業の展開

広域連合は、関西が高いポテンシャルを有している技術やノウハウも活用しながら、災害による被害の発生の防止及び被害の軽減を行う先導的な防災・減災事業を 実施する。

(1) 災害対応体制の整備

① 関西広域応援・受援実施要綱の充実

広域連合は、大規模広域災害発生時に広域連合等が行う広域応援・受援の具体的な手順を取りまとめた関西広域応援・受援実施要綱について、災害対応や 広域応援訓練等の成果を踏まえ、適宜見直しを行う。

② 緊急派遣体制の整備

広域連合は、大規模広域災害発生時において、応援の必要性についての情報 収集のための緊急派遣チーム、応援決定後の被災府県等の支援ニーズの把握等 のための現地支援本部の設置等を迅速に実施できるよう、緊急派遣体制を整備 する。

ア 緊急派遣チーム(先遣隊)の編成

広域連合、構成団体及び連携県は、応援の必要性について判断する情報を 収集するため、災害時に必要に応じて被災府県へ派遣する緊急派遣チーム (先遣隊)を編成する。被害想定のある特に大規模な災害については、被災 府県と派遣予定府県の暫定的な組み合わせを事前に定めておき、これに基づ いて編成する。

なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症流行下においては、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(参考) 南海トラフ地震応急対応マニュアルに定める暫定の組み合わせ

被災府県	派遣予定府県
三重県	福井県
和歌山県	滋賀県
徳島県	鳥取県

イ 現地支援本部 (被災府県)・現地連絡所 (被災市町村)設置・運営要領の 作成

広域連合は、大規模広域災害時に被災府県庁内等に設置する現地支援本部及び被災市役所・町村役場内等に設置する市町村現地連絡所について、連携体制や役割を明確にした上で、設置及び運営に関する要領を作成する。

ウ 緊急派遣チーム(先遣隊)の受入体制の整備

構成団体は、緊急派遣チームの受入がスムーズに進むよう、受入体制を整える。

また、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫や TV 会議及び Web 会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

③ 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築

広域連合は、災害発生時に必要となる食料等救援物資の備蓄、集積・配送体制を整備する。

構成府県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係機関との連絡調整を行う。

ア 緊急物資円滑供給システムの運用

広域連合は、大規模広域災害発生時において、被災した自治体からの要請を待たずに被災地に緊急輸送するプッシュ型支援による物資及び構成団体や全国からの支援物資を被災者に迅速に届けるため、緊急物資円滑供給システムの運用を図る。

併せて、構成団体、事業者団体及び事業者等で構成される関西災害時物資 供給協議会を通じ、行政、企業の連携体制を構築し、大規模災害時に緊急物 資円滑供給システムが機能するよう平時から体制構築に取り組む。

また、輸送ルートの確保に関しては、救援物資のみならず応援要員の派遣や避難者の搬送も含め、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、海運・航空事業者、空港・港湾管理者と緊急輸送にかかる協定の締結や自衛隊や海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。

その際、物資調達・輸送調整等システムとの整合を図ることとする。

緊急物資円滑供給システムの概要

民間事業者の参画のもと大規模災害時に被災者に緊急物資を円滑に供給する仕組み

- ・ 被災自治体の災害対策本部事務局内に、民間のノウハウを活用した物流専門組織を設置
- 物流専門組織に対し、倉庫協会、トラック協会等から専門家の派遣支援を受ける。
- ・ チェックリストの活用により、担当ごとの業務を定型化するとともに、事務の進行管理を円滑に実施
- 物資拠点は、物流事業者に運営を委託
- ・ 弁当等の日配品については、各拠点を経由せず、製造業者等から避難所への直送など、 輸配送時間を短縮したルートを構築
- ・ 避難所までの配送は、宅配業者等に委託

イ 物資調達・輸送調整等システム(国)の運用

構成団体は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

ウ 資機材の活用

長期の断水に備えるとともに、避難所におけるより良好な生活環境の確保のため、<u>市町村は、災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保、携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレや仮設トイレ等の整備等を図る。また、広域連合は、</u>構成団体及び連携県におけるトイレカーやランドリーカー等の移動型車輌や水循環型シャワー等の資機材について、保有状況の情報共有を行う。

エ 基幹的物資拠点(0次拠点)の設定

広域連合は、被災府県の広域物資拠点が被災により、使用不能に陥った場合、又は、広域防災拠点が不足する場合に、府県域を越え、被災した広域物資拠点の機能を補完するため、大規模かつ物流機能が充実している施設及び民間物流拠点を基幹的物資拠点(以下、「0次拠点」という。)として位置づける。

広域連合は、三木総合防災公園(兵庫県)を0次拠点の候補地としているが、実際の設定にあたっては、0次拠点を設置するときの手順をまとめた「基幹的物資拠点(0次拠点)運用マニュアル」に基づき実施する。

広域連合及び各構成団体は、関西広域応援訓練や過去の物資拠点運営の実例をまとめた物資拠点運営事例集等により0次拠点の設置手順等の確認・検証を行い、緊急物資を円滑に供給する能力向上を図る。

【参考】

国は、大規模災害発生時に、被災自治体の要請を待たず国が物資を調達し被災自治体へ支援をするプッシュ型支援を行うこととしており、全国8地域の各拠点(北海道、宮城県、愛知県、兵庫県、高知県、熊本県、福岡県、沖縄県)に、発災後の避難生活ですぐに必要で、調達に時間を要する物資について、あらかじめ一定量の備蓄を行っている。近畿地方においては、三木総合防災公園(兵庫県)がその拠点に指定されている。

④ 被災行政支援体制の整備

大規模広域災害発生時には、津波災害等により庁舎が被災するなどした被災市町村は、行政機能の大幅な低下により、膨大な災害対応事務の発生に対応しきれない場合がある。

このため、構成府県において、平時から管内市町村と協議等を行い、実効性のある支援体制の整備を進める。

内 容 項目 ア 被災市町 ・構成府県は、被災市町村の被災程度に応じて、管内市町村の理解と協 村の被害状 力を得て、応援する分野、人数を確保し、応援体制として支援チーム 況に応じた を確保できるように努める。 支援体制の 確保 【支援チーム(※)の構成例】 ※行政の機能回復に向け、支援アドバイスを行う人員で1つのチームを構成 総括 ロジスティクス担当(チーム員の業務・生活のサポート) 教育支援担当 保健・医療・福祉担当 災害廃棄物処理担当 ボランティア統括担当 仮設住宅等住宅対策担当 市町村機能支援(避難所運営、家屋被害認定等、証明書等発行)担当 ----人と防災未来センター 研究員 【行政事務分野別業務支援(※)の種類】 ※特定行政分野の個別業務支援 • 家屋被害認定 • 健康相談 • 栄養相談 ・こころのケア 災害廃棄物処理

イ 市町村に おけるカウ ンターパー ト方式の呼 びかけ ・東日本大震災において、市町村レベルのカウンターパート方式による 応援(非被災市町村が特定の被災市町村を応援)が有効であったこと を踏まえ、構成府県は、管内市町村に同方式による応援について呼び かける。

(応援分野例)

救援物資などの物的支援、避難所運営、災害廃棄物処理、被災者健康相談・避難所衛生対策、被災家屋所有者確認、家屋被害認定、罹災証明発行、被災住宅応急修理、税務、生活再建支援金、義援金、災害弔慰金、仮設住宅入居、遺体安置所などの業務

⑤ 災害発生時への備え

構成団体・連携県及び市町村は、災害対応の効率化・円滑化を図るため、市町村が対応状況をチェックしながら災害対応を進めることができるようにするなど、発災後の各フェーズに応じて必要となる様々な災害対応業務について、ポイントや留意事項などを整理した計画やマニュアル等を作成し、実効性確保のための訓練・研修を実施するよう努める。

⑥ 避難体制の整備

ア 情報発信手段の整備

構成団体及び管内市町村は、緊急地震速報を始めとする災害情報が住民に確実に届くよう、市町村防災行政無線や、緊急速報メール、SNS、アプリケーション、Lアラート等を用いた多様化・多重化した情報発信手段の整備に努める。

また、外国人への情報発信にあたっては、多言語ややさしい日本語を活用 した情報発信に努める。なお、在日外国人と訪日外国人では必要とする情報 が異なることから、発信すべき情報がそれぞれに対応したものとなるよう留 意する。

【参考】災害時の情報入手方法等周知のための外国人観光客向け啓発カードの作成

府県域を越えて広域的に観光地等を移動する外国人観光客は、 被災経験や災害に関する基礎知識がない、土地勘がない、日本語 によるコミュニケーションに不慣れな場合が多いことから、発災 時に円滑な避難行動をとれないおそれがある。

そのため、関西広域連合は、平時から、携帯電話端末等を用いて、 QRコードを読みとることで、災害時に外国人観光客が自らとるべき 行動、災害時における災害関連情報の入手方法等の周知に活用できる 啓発カードを令和2年に作成し、観光案内所、宿泊施設等で配布を 行っている。(令和5年3月 更新)



イ 避難行動要支援者の避難支援

構成府県は、市町村が平常時から避難行動要支援者の支援を担う自主防災組織や民生委員等との間で避難行動要支援者名簿を共有するとともに、避難支援プラン(全体計画)及び要支援者一人ひとりのプラン(個別避難計画)を作成するよう働きかける。あわせて、避難先での生活への配慮が行き届くよう備えの充実を促す。また、社会福祉施設等において避難計画の作成や避

難訓練が実施されるよう働きかけるとともに、市町村の取組を支援する。

市町村は、避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、関係機関と連携のうえ、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。その際、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 指定緊急避難場所の整備

市町村は、指定緊急避難場所の指定を進めるとともに、住民に周知徹底を行う。指定緊急避難場所の指定にあたっては、地震に伴う津波や火災等に対し安全な構造を有する施設又は災害発生時に危険を及ぼすおそれのない場所を指定する。

また、災害時に施設の開放等を行えるよう、管理体制について事前に具体的な調整を図る。

構成府県は、管内市町村が進める指定緊急避難場所の整備について、必要な支援を行う。

エ 指定避難所の整備

市町村は、指定避難所の指定を進めるとともに、平常時から住民に場所・収容人数等について周知徹底を行う。<u>また、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報の把握に努める。なお、</u>指定避難所の指定にあたっては、下記の項目に留意して指定する。

- ・ 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有していること
- ・ 速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有していること
- ・ 耐震性・耐火性が確保されており、津波等による被害のおそれがないこと
- ・ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること

なお、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合は、計画的な安全確保 対策に努める。

また、指定避難所として活用する施設について、学校や指定管理施設等を 指定する場合は、指定避難所としての施設の利用方法、運営管理に関する役 割分担等について事前に管理者等と具体的な調整を図る。

さらに、指定避難所における良好な生活環境を確保するために、施設整備や、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所内の空間配置図やレイアウト図等の施設の利用計画を含む運営管理に係るマニュアル作成・訓練等の実施、専門家等との情報交換等に努める。

加えて、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

また、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所は、防災担当部局と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。さらに、管内市町村の防災担当部局と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて自宅療養者等に対し、個人情報に留意しつつ、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。

市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者(高齢者、障害者等を表記)を特定して公示する。

構成府県は、管内市町村が進める指定避難所の整備について、必要な支援を行う。

⑦ 医療提供体制の整備

ア 救急医療提供体制の整備

構成府県は、被災地域における医療活動を実施するため、DMAT(災害派遣 医療チーム)やDPAT(災害派遣精神医療チーム)等の整備に努める。また、 被災地域の医療機関や、医療救護所等に医薬品等を提供するため、医薬品等 の確保・供給体制を整備する。

広域連合及び構成府県は、被災地において、DMAT活動を中心とする「超急性期医療」から、医療救護チーム等による診療支援など「急性期から慢性期」への移行を円滑に進めるため、「災害医療コーディネーター」の養成に努める。

広域連合は、災害医療セミナー等の実施により、各府県のコーディネーター間の連携強化を図る。

広域連合及び構成府県は、災害時のドクターへリの運用体制の構築を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

イ 医療機関における災害対応体制の整備

構成府県は、災害時に医療機関において継続的に医療が提供され、また早期に診療機能が回復されるよう、災害拠点病院をはじめとする医療機関に対し、業務継続計画 (BCP) の作成を働きかけるとともに、災害拠点病院間の連携強化及び情報共有体制が構築されるよう必要な支援を行う。

また、食料、飲料水、医薬品等の備蓄について働きかけるとともに、優先的に供給するための体制の整備に努める。

8 保健医療福祉活動体制の整備

ア 保健医療福祉調整本部体制の整備

構成府県は、災害時の保健医療福祉活動に関する活動を総合的に調整するため、保健医療福祉調整本部の体制を整備。併せて、当該本部のもと地域の保健医療活動を実施する保健所の機能強化を図る。

また、被災府県が設置する同本部への業務支援を行うため、DHEAT(災害

時健康危機管理支援チーム)や DWAT (災害派遣福祉チーム)、災害支援ナース、保健師等チームの構成員の人材育成と資質の維持向上に努めるとともに、広域連合と構成府県の間で保有チーム数などの情報共有を行う。

イ 避難所等における保健医療福祉提供体制の整備

構成府県は、避難所等における保健医療福祉活動を実施するため、医師、 歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、福祉専門職等による 支援チームの整備に努めるとともに、<u>訓練や研修、会議の開催等により、</u>人 材育成と資質の維持向上を図る。

9 広域避難体制の整備

大規模広域災害発生時には、多数の避難者が生じ、被災府県内の避難所で収容できない場合がある。また、津波災害などの状況によっては、避難が長期化する可能性があり、被災地においては、ライフラインの途絶やプライバシーが保持しにくい状態など厳しい避難生活が長引くことが想定される。

このため、府県域を越えた避難が迅速になされるよう、構成府県は管内市町村の協力を得ながら準備に努める。

また、入院患者や施設入所者の受け入れ先の確保を進めるなど、要配慮者の避難支援対策を推進する。

さらに、構成団体・連携県及び市町村は、国と連携して、避難元・避難先の 自治体間の情報連携の円滑な運用・強化を図る。

ア 公営住宅等の空き室状況の把握

構成団体は、災害時に被災者の公営住宅等への一時入居が迅速に図られるよう、管内の公営住宅、府県・市町村職員住宅等の空き状況を把握できる仕組みを整備する。

広域連合は、広域避難のための調整ができるよう、都市再生機構住宅(UR 住宅)及び国家公務員宿舎等について、その空き室情報を一括して把握する 仕組みを整備するとともに、構成団体が調査した公営住宅等の空き状況をと りまとめることができるよう構成団体と調整する。

イ 旅館・ホテル・不動産協会等との連携

広域連合は、構成団体と連携して旅館・ホテル・不動産協会等との災害時の避難場所としての住宅供給に関する協定の締結など連携に努める。

また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、各府県の宅建協会や不動産協会各府県本部等と締結した「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき、必要な情報共有や協議を行う。

ウ 避難行動要支援者の避難支援

構成団体は、被災地からの入院患者や施設入所者を受け入れられるよう、 受入病院や社会福祉施設を把握し確保できる準備を事前に整える。

エ 在宅避難等の推進

構成団体・連携県及び市町村は、住宅の被災が軽微な被災者は在宅で留まるように誘導する方策等を推進するとともに、ライフラインの復旧が長期間に及び、被災地での生活環境の整備が困難な場合等においては、被災地外の

オ 災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等の整理

構成団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、域内自治体同士の応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

広域連合は、構成団体の取り組み状況を把握し、広域連合内での情報共有に努める。

10 帰宅困難者支援体制の整備

大規模広域災害が発生し、交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった 住民が発生した場合、一斉帰宅によるトラブルが発生する可能性がある。

広域連合では、これらのトラブルを未然に防ぐため、構成団体及び連携県と連携して、一斉帰宅の抑制、ターミナル駅周辺等の混乱防止、一時退避場所・一時滞在施設の確保、帰宅支援、帰宅困難者等への情報提供等の体制整備に努める。

ア 一斉帰宅の抑制

広域連合及び構成団体は、関係機関と連携して、災害時における一斉帰宅の抑制などの周知・呼びかけを行うとともに、企業等が発災時間帯別で取るべき行動、施設内待機等を盛り込んだ計画策定や、施設内待機のための備蓄整備等が進むよう働きかける。また、災害時には、速やかな情報発信ができるよう、あらかじめ定型文例等を定めておく。

イ ターミナル駅周辺等の混乱防止、一時退避場所・一時滞在施設の確保

市町村は、「駅前滞留者対策協議会」を設置・運営し、ターミナル駅周辺等の混乱防止に向けた取組を推進するとともに、一時退避場所及び一時滞在施設の確保に努める。

ウ 一斉帰宅抑制後の分散帰宅の促進

広域連合及び構成団体は、関係機関と連携して、分散帰宅の基本原則の周知・普及、情報連絡体制の整備に努める。また、災害時には、速やかな情報発信ができるよう、あらかじめ定型文例等を定めておく。

工 帰宅支援

広域連合は、広域的に営業するチェーン店、企業、団体等と協定を締結し、 災害時帰宅支援ステーションの確保に努めるとともに、発災時、徒歩帰宅者 にステーションの開設状況を周知する。

構成団体は、徒歩帰宅ルートの沿道自治体及び事業所と連携し、当該道路 を活用した徒歩帰宅訓練を実施する。

オ 帰宅困難者等への情報提供

広域連合及び構成団体は、関係機関と連携して帰宅困難者等に対して的確

に情報提供が行えるよう、情報提供体制の構築に努める。

また、構成団体は、防災部門にとどまらず、観光部門、国際部門と連携し、 訪日外国人を含む観光客への支援体制を構築する。

【参考】関西広域連合 帰宅困難者NAVI (ナビ)

令和元年9月に策定した「関西広域帰宅困難者 対策ガイドライン」を踏まえ、大規模災害発災時に、 徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地 を入力するだけで、徒歩帰宅ルートや沿道の災害時 帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で 確認できる「関西広域連合 帰宅困難者NAVI (ナビ)」を作成し、利用促進に向けた周知を行う。 詳細は下記URLを参照。

URL: https://kansai-kitaku.jp/



ポータルサイト(検索画面)

(11) 罹災証明書の発行体制の整備

市町村は、発災後に、被災者への支援状況等の情報を一元的に集約できる被災者台帳機能を持った IT 支援システムを活用するなど、罹災証明書の交付が遅滞なく行えるよう、住家被害の調査担当者の育成や応援の受入体制の構築や迅速な被害認定調査のためのリモート判定の仕組み等の整備に努める。

また、家屋等の被害の程度を調査する際は、必要に応じ、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定結果等の活用を図るなど、適切な手法により実施する。

構成府県は、発災時に家屋被害認定調査を迅速に行えるよう研修機会の拡充を図る。また、担当者の名簿登録、他府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化に努める。

広域連合は、構成府県が行う研修機会の拡充等を支援する。

① 災害廃棄物処理対策

構成府県は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施(地方自治法第252条の14)する場合における廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画に具体的に示す。

市町村は、十分な大きさの仮置き場、最終処分場の確保に努めるとともに、 構成府県は、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一 定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における 廃棄物処理能力の多重性や代替性の確保を図る。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 訓練・研修の実施

① 広域応援訓練等の実施

広域連合は、関西が一体となって大規模広域災害に対処する体制を強化する ため、大規模広域災害を想定し、構成団体、連携県、関係機関等が参加する広 域応援訓練(実動・図上)等を実施する。

〇 訓練の内容

広域連合災害対策本部事務局の立ち上げ・運営訓練、同災害対策本部設置 運営訓練、構成団体の応援・受援訓練、国の現地対策本部との連携訓練、感 染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練、広域避難を想定した実践型の防 災訓練、国の応急対策職員派遣制度を活用した訓練等

【先行事例】新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた避難所開設・運営訓練の実施(堺市)

堺市と大阪府の合同により、令和2年7月22日、元堺市立原山ひかり小学校において、日本赤十字 社大阪府支部、一般社団法人避難所・避難生活学会、人と防災未来センターの協力のもと、市町村が感 染症対策を行った避難所開設・運営を行えるように、他の市町村が見学可能な形での避難所開設・運営 訓練を実施した。

3密を避けるため、参加者は4班に分かれ、①避難者受付及び体育館レイアウト訓練、②避難スペース確保及び別室レイアウト訓練、③消毒等衛生用品使用訓練、④資器材使用訓練の4ブースをローテーションする形で見学会を行った。







② 防災分野の人材育成

広域連合は、構成団体の防災担当職員の災害対応能力の向上を図るため、専門的な研修を行う他、構成団体主催の研修や人と防災未来センター(所在地:神戸市)等研究・研修機関が実施する研修への参加を促す。

なお、研修においては専門家の知見を活用することとする。

ア 広域連合共通研修の実施

構成団体防災部局職員等を対象に、共通の課題についての研修を、構成団体持ち回りにより共同実施する。

《実施研修》

- 防災担当職員向け基礎研修
- 災害救助法実務担当者研修
- 家屋被害認定業務研修 等

イ 構成団体主催研修への他構成団体職員の参加

構成団体の主催研修について、可能な限り他の構成団体職員が参加できるよう配慮する。

ウ 人と防災未来センターで実施する災害対策専門研修への積極的な参加

人と防災未来センターで実施している階層別の専門研修への積極的な参加を促し、構成府県内市町村職員を含めた防災担当職員のスキルアップを図る。

《実施研修》

- ○災害対策専門研修(トップフォーラム)
 - ・自治体の首長を対象としたコース
- ○災害対策専門研修(マネジメントコース)
 - ・ベーシック: 自治体における防災・危機管理担当部局の職員(経験 年数の浅い者)向け
 - ・エキスパート:自治体における防災・危機管理担当部局の職員(ベー
 - シックコースを修了した者又はそれと同等の知識が あると認められる者)向け
 - ・アドバンスト:自治体における防災・危機管理担当部局の職員のうち 将来も当該部局の幹部として期待される者(エキスパートコースを修了した者又はそれと同等の知識があると認められる者)向け
- ○災害対策専門研修(特設コース)
 - ・テーマ、目的、対象者を絞ったコース(内容・期間・対象は年度により若干異なる。)

(3) 津波災害対策の推進

津波被害による避難が適切になされるよう、広域連合及び構成団体は、次の対策 を実施する。

① 警戒避難体制の整備

関係構成府県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、最大クラスの津波を想定した津波浸水想定を設定・公表し、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、必要な場合に津波災害警戒区域として指定する。

津波災害警戒区域がある市町村は、津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所や避難経路等を記載した津波ハザードマップを作成し、住民に周知する。 (設定・指定の状況)

津波浸水想定の設定	京都府、大阪府、兵庫県(阪神、淡路、神戸、播磨
(国土交通大臣への報告分)	地域、日本海側)、和歌山県、徳島県、三重県
津波災害警戒区域	京都府、和歌山県、徳島県

② 津波被害想定の実施

関係構成府県は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の基礎とする ため、南海トラフ地震及び日本海側の地震に関して、国が実施する被害想定を 踏まえ、津波災害を含む被害想定を行う。

(津波被害想定の内容)

浸水範囲、浸水深、浸水予測時間等を表示するマップの作成、暴露人口、人的被害、建物被害の予測等

③ 津波避難ビルの指定

構成府県は、必要に応じて、市町村に津波の緊急避難場所となる津波避難ビル

を指定するように働きかける。

また、市町村は、民間施設等を津波の緊急避難場所として活用できるよう、管理者との協定締結等を検討する。

④ 高架鉄道駅・高速道路の活用

広域連合は、構成団体と連携して津波発生時に、平野部などで高台がない場合などに、高架鉄道駅や高速道路のパーキングエリア等を避難場所として活用することについて関係事業者と協議を進める。

⑤ 地下街等・要配慮者利用施設等の避難対策

市町村地域防災計画等で名称・所在地が定められた地下街等・要配慮者利用施設の管理者等には、水防法により避難確保計画の策定・公表と避難訓練の実施が義務づけられている。

また、内閣総理大臣が指定する南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海 溝型地震に係る防災対策推進地域の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入 りする施設等の管理者には、防災対策計画の策定と、都道府県への届出が義務づ けられている。

広域連合及び構成府県は、これらの対策が円滑に講じられるよう、管内市町村とともに施設管理者等に働きかける。

⑥ 住民への津波避難の共同啓発

広域連合は、構成団体と連携して津波避難に関して、あらゆる機会を利用して、 次の事項について啓発を行う。また、学校教育の場において津波避難教育がなさ れるよう、働きかける。

(津波の心得)

- ・ 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくり とした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ・ 地震を感じなくても、津波注意報や津波警報、大津波警報が発表されたときは、直ち に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ・ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ・ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ・ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない (最低6時間は避難所に滞在する)。
- 津波を絶対に見に行かない。
- 海岸や河川敷からできるだけ早く高い所に避難する。
- ・ 避難指示は守り、避難所に避難する(避難所には多くの情報が集まる)。
- 普段から浸水域や到達時間、避難場所を確認しておく。

(4) 孤立集落対策の実施

広域連合は構成府県と連携し、府県境の山間部等で孤立集落が発生した場合に備え、応援体制を整備する。また、通信電波が届かない地域の解消について、携帯電話事業者各社への協力要請、衛星通信、衛星写真、物資搬送等における民間へリコプター、ドローンの活用等に係る協定の拡大などに取り組む。

構成府県は、孤立集落対策として、災害時に孤立する可能性のある集落について、災害発生直後の救命救助に最も必要となる通信手段及びヘリコプター臨時着陸場等の確保、早期の道路啓開のための道路管理者等との連携体制の整備及び関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練の実施に努めるほか、集落や自宅

での備蓄の促進を働きかける。

※ 孤立集落とは、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、土砂災害などにより、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態

(5) 地域防災力の向上

① 住民への普及啓発

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験と教訓を忘れることなく、地震・津波 災害に備えて、日頃から、一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、自分の ため、家族や地域のために、自ら実践できる減災のための取組を進める必要があ る。

このため、広域連合は、構成団体と連携して啓発キャンペーンに努めるとともに、構成府県・市町村や防災士等の地域の防災リーダーと連携し、次に掲げる減災対策の普及に努め、住民の主体的な減災への取組を促進する。

また、住民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性、正常性バイアス(自分は災害に遭わないという思い込み)等を認識し、避難行動を取るべきタイミングに適切な避難行動がとれるよう、普及啓発を図る。

啓発項目	内 容
ア 家庭での減災の取 組	様々な災害が発生する可能性に備え、家庭内での備蓄を促進 <u>(最低3日間、推奨1週間分)</u> するとともに、日頃から家庭内において、ア)災害時の連絡方法、イ)避難場所、ウ)避難経路、エ)家族の役割分担、オ)家屋の危険箇所や設備の確認箇所、カ)備蓄品や非常持ち出し品等の確認を行う。
イ 事業所での減災の 取組	事業所では、ア)事業継続計画(BCP)の作成、イ)建物の耐震性の確保、ウ)転倒落下防止、エ)自家発電施設の津波による浸水の有無の確認、オ)事業所内での備蓄、カ)地域の防災訓練への参加等を行う。
ウ 地域コミュニティ での減災の取組	「自分たちの地域は自分たちで守る」という阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、自主防災組織等による地域コミュニティレベルでの実践的な防災訓練を実施する。
エ 要配慮者の避難支 援対策の普及・促進	民生委員・児童委員等地域での福祉に携わる者は勿論、自治会や自主防災 組織でも要配慮者の所在等の情報共有に努め、迅速に安否確認や避難支援、 救助などが行える体制を準備する。
オ 情報収集手段の確 保	住民各自が身近で携帯性もあるラジオや携帯電話を確保し、気象情報や 地震速報等の最新情報を確認するよう努める。
カ 住宅の耐震化	昭和56年以前(新耐震基準適用前)に建てられた住宅において、簡単な耐震チェックでできる自宅の自己診断を促すとともに、耐震性が低い場合は、専門家による耐震診断と必要に応じた耐震改修を行うよう努める。
キ 室内安全対策(家具 の固定等)	倒れてきた家具や落下物による負傷や避難路をふさぐことなどを防止するため、建物の耐震化と合わせ、家具の転倒防止対策等を行い安全の確保を 行う。

② 地域防災リーダーの育成と防災教育の推進

広域連合は構成団体と連携して、地域防災リーダーの育成に努めるとともに、 学校や地域における防災教育の充実に努める。

(6) 消防団の広域応援体制の推進

総務省消防庁の「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書」において、「東日本大震災における消防団の広域応援は高い評価を受けており、国、都道府県、市町村が協力し、消防団の理解を得ながら推進していくことは意義がある」とされているが、消防団員は他に生業等を有していること等から遠く離れた地域への長期間の応援出動は難しいという事情を考慮しつつ、大規模災害発生時における消防団の広域応援の推進を支援する。

(7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

① 防災基盤施設の整備促進

ア 地震防災上重要な施設等の整備

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて制定された地震防災対策特別措置法に基づき、各都道府県において策定されている地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、引き続き、地震防災上重要な施設等の整備を推進するため、6次に向けた計画の策定を進めている。

構成府県は、地震防災緊急事業五箇年計画等を踏まえ、緊急輸送道路をは じめとする道路、公共施設の耐震化、海岸・河川施設、砂防・治山施設、ラ イフライン関係施設、備蓄関係施設、農地・農業用施設等の防災基盤施設の 整備を推進し、防災力のさらなる向上に努める。

イ 津波防災地域づくりの推進

構成団体は、最大クラスの津波に対して住民等の生命を守ることを最優先として、海岸保全施設等の整備、内陸部での浸水を防止する津波防護施設の整備、土地の嵩上げ、避難場所等の整備等に加え、警戒避難体制の整備、土地利用・建築制限等、ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防護の地域づくりを進める。

(防災基盤整備事業の体系)

区分	法律名	事業内容	特例措置
地震	地震防災対策特別措	都道府県の「地震防災緊急事業五箇年計画」に	【国の負担補助の特例等】
対策	置法 (H7)	基づく事業 ①避難地、避難路 ②消防用施設、消防活動困難区域解消の道路 ③緊急輸送確保の道路・施設、共同溝等	以下に係る国庫補助率の嵩上げ ・消防用施設 ・へき地診療所、社会福祉施設、公立 小中学校等の耐震改修
		③紫急輸送確保の退路・施設、共同構等 ④公的医療機関、社会福祉施設、公立小中学校、 不特定多数者利用公的建造物等の耐震改修 ⑤津波避難確保の海岸保全施設・河川管理施設 ⑥砂防設備・保安施設・地すべり防止施設・急 傾斜地崩壊防止施設、ため池 ⑦地域防災拠点、防災行政無線設備、井戸等・ 自家発電設備、備蓄倉庫、負傷者救護設備 ⑧老朽住宅密集市街地の地震防災対策	・防災行政無線設備、井戸等、自家発 電設備、備蓄倉庫、負傷者救護設備
	南海トラフ地震防災 対策特別措置法 (H14)	都道府県、市町村の「防災対策推進計画」に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備①~④・⑥・⑦は上と同じ⑤に加え、津波防護施設の整備	
津波 対策		津波避難対策特別強化地域内の市町村による 「津波避難対策緊急事業計画」に基づく事業 ①避難場所、避難経路の整備 ②集団移転促進事業 ③要配慮者利用施設の移転	【国の負担補助の特例等】 ・避難場所、避難経路の整備に係る国庫補助率の嵩上げ 【集団移転促進事業に係る特例措置】 ・農地転用許可要件の緩和 ・住宅団地の取得造成費が譲渡対価を上回る部分を補助対象 ・国土利用計画法等による協議等の際の配慮 ・施設除却に地方債充当
	津波対策推進法 (H23) 津波防災地域づくり 法 (H23)	都道府県、市町村による津波避難施設等の整備市町村の「津波防災地域づくり推進計画」に基づく事業・海岸保全施設等の整備・市街地整備改善の事業・津波避難確保施設の整備・管理・集団移転事業・地籍調査の実施・津波防災地域づくりのための民間活力の活用・都道府県又は市町村による津波防護施設の管	【推進計画区域内の特例】 ・土地区画整理事業の申出換地の特例(津波防災住宅等建設区の創設)・津波災害警戒区域内の津波避難施設の容積率規制の緩和・都道府県が集団移転促進事業計画の策定主体になることも可
		理	

ウ 広域防災拠点の整備促進

構成府県は、大規模広域災害時に防災拠点としての機能を発揮し、救援・ 救護や復旧活動等の拠点となる広域防災拠点の整備を推進し、防災力のさら なる向上に努める。

(構成府県・連携県の広域防災拠点)

※令和3年8月時点。「広域防災拠点」の定義は各構成府県・連携県により異なる。

府県名	施設名	屋内外	面積	所在地
福井県	福井県産業会館	屋内	3, 901 m ²	福井市下六条町 103
	サンドーム福井	屋内	5, 100 m ²	越前市瓜生町 5-1-1
	敦賀市きらめきみなと館	屋内	1,600 m ²	敦賀市桜町 1-1
三重県	三重県広域防災拠点	屋内外	13, 384 m ²	四日市市中村町 2281-
	(北勢拠点)			2
	三重県広域防災拠点 (中勢拠点)	屋内外	5, 658 m²	鈴鹿市石薬師町 452
	三重県広域防災拠点	屋内外	35, 732 m ²	伊勢市朝熊町字東谷
	(伊勢志摩拠点)	/王/ 1//	00, 102 III	3477-15
	三重県広域防災拠点	屋内外	32, 282 m²	伊賀市荒木 1856
	(伊賀拠点)			
	三重県広域防災拠点	屋内外	20, 086 m ²	尾鷲市光ヶ丘 28-61
	(東紀州〔紀北〕拠点)			
	三重県広域防災拠点	屋内外	12, 280 m ²	熊野市久生屋町
	(東紀州〔紀南〕拠点)			1330-2
滋賀県	日本通運(株)大津支店	屋内	3,069 m ²	大津市中庄 2-1-73
	大津1号倉庫			
	中山倉庫(株)瀬田14号	屋内	6, 350 m ²	大津市栗林町 3-1
	(株)草津倉庫大津営業所	屋内	17, 113 m ²	大津市松が丘 7-1-1
	A号、B号倉庫			
	(株) ダイコーロジサービス 第2倉庫	屋内	6, 861 m ²	草津市笠山 4-1-18
	浅野運輸倉庫(株)	屋内	23, 913 m ²	栗東市高野 588
	第6号倉庫、第7号倉庫	/11.4		>/te>/te///////////////////////////////
	一柳運送 (株)	屋内	6, 554 m ²	栗東市六地蔵 223-1
	堂山営業所栗東第二倉庫			
	(株) 草津倉庫名神営業所	屋内	3, 986 m ²	栗東市六地蔵 234-8
	6号倉庫、7号倉庫(定温)			
	センコー (株)	屋内	27, 417 m ²	守山市吉身町 5-6-7
	守山PDセンター			
	2号倉庫、3号倉庫			
	鴻池運輸 (株)	屋内	10, 180 m ²	野洲市大篠原 1601-1
	滋賀物流センター			
	甲西陸運(株)	屋内	3, 448 m ²	湖南市柑子袋 279
	甲陸配送倉庫B倉庫			

	甲西陸運 (株)	屋内	3, 300 m ²	湖南市小砂町 4-3
	甲酉陸連(株) 甲陸湖南物流センターA倉庫	(全円)	5, 500 III	
	日本通運(株)	屋内	3, 966 m ²	湖南市三雲 136-1
	大津支店甲賀2号倉庫	,	-,	1074114 -11 - 22 - 3
	(株)泉倉庫A棟	屋内	2, 508 m ²	甲賀市水口町泉 1150-1
	湖東物流(株)	屋内	5, 380 m ²	東近江市五個荘川並
	湖東物流センターD倉庫 大沢運送(株)滋賀支店	屋内	3, 407 m ²	町 1100 東近江市池庄町 1111-
	第一倉庫、第二倉庫、第三倉庫	(全円)	3, 407 M	果 <u>姓</u> 在川他庄町 1111-
	大沢運送(株)	屋内	2, 331 m ²	東近江市池庄町 2145
	新滋賀物流第四倉庫	上,	2,001 111	大大工作的图式 1 21 10
	アヤハ運輸倉庫(株)湖東倉庫	屋内	2,000 m ²	東近江市小田苅町 2004
	(株) 中央倉庫湖東PDセン ターA号倉庫、B号倉庫、 C号倉庫、D号倉庫	屋内	18, 879 m²	蒲生郡日野町大谷 480-1
	日本通運(株)彦根3号倉庫	屋内	1, 374 m ²	大上郡多賀町中川原 453-3
	濃飛倉庫運輸(株) 彦根1号、彦根2号	屋内	1, 238 m²	彦根市地蔵町 148
	滋賀近交運輸倉庫(株) 柏原倉庫	屋内	9, 286 m²	米原市柏原 4045
	滋賀近交運輸倉庫(株) 長浜第3倉庫	屋内	16, 642 m²	長浜市山階町 138
	日本通運(株)長浜1号倉庫	屋内	1, 320 m²	長浜市山階町 253-1
	高島倉庫(株)安曇川事業所	屋内	998 m²	高島市安曇川五番領 151-1
京都府	丹波自然運動公園		532, 000 m²	京都府船井郡京丹波 町字曽根小字崩下代 110—7
	山城総合運動公園		923, 000 m²	京都府宇治市広野町 八軒屋谷1
	京都舞鶴港		484, 000 m²	京都府舞鶴市字喜多 1105—1
	京都御苑		650, 000 m²	京都市上京区京都御苑
	京都パルスプラザ (京都府総合見本市会館)			京都市伏見区竹田鳥羽殿町5
大阪府	大阪府北部広域防災拠点	屋内外		吹田市千里万博公園 5-5
	大阪府中部広域防災拠点	屋内外		八尾市空港 1 —209—7

府県名	施設名	屋内外	面積	所在地
大阪府	大阪府南部広域防災拠点	屋内外		泉南市りんくう南浜 2-14
兵庫県	三木総合防災公園	屋内外	33. 5ha	三木市志染町御坂 1 一19
	西播磨広域防災拠点	屋内外	7. 0ha	赤穂郡上郡町光都 3 -2-9
	但馬広域防災拠点	屋内外	5. 2ha	豊岡市岩井字湯舟 1492—3
	淡路広域防災拠点	屋内外	2. 9ha	南あわじ市広田広田 1473—12
	丹波広域防災拠点 (※受入拠点は丹波の森公苑)	屋内		丹波市柏原町柏原 688
	阪神南広域防災拠点	屋内外	6. 1ha	西宮市甲子園浜3
奈良県	県営競輪場	屋内外	6. 7ha	奈良市秋篠町 98
	第二浄化センター	屋内外	38. 8ha	北葛城郡広陵町 萱野 460
	吉野川浄化センター	屋内外	12. 7ha	五條市二見5丁目1314
	奈良県消防学校	屋内外	10, 327 m ²	宇陀市榛原下井足 17-2
和歌山県	和歌山ビッグホエール	屋内外	52, 214 m ²	和歌山市手平2丁目 1-1
	田辺スポーツパーク	屋内外	308, 000 m ²	田辺市上の山一丁目 23-1
	新宮市民運動競技場	屋内外	51, 000 m ²	新宮市佐野 1501 番地
	橋本市運動公園	屋内外	283, 000 m ²	橋本市北馬場 455 番地
徳島県	徳島県立防災センター	屋内外	20,000 m ²	板野郡北島町鯛浜字 大西 165
	鳴門総合運動公園陸上競技 場バックスタンド	屋内外	200, 000 m ²	鳴門市撫養町立岩字 四枚61番地
	まぜのおか南部防災館	屋内外	34, 000 m ²	海陽町浅川字西福良 43
	阿波市交流防災拠点施設	屋内	15, 000 m ²	阿波市市場町古田
	南部健康運動公園 (屋内多目的練習場)	屋内	1,630 m ²	阿南市桑野町桑野谷
	西部健康防災公園 (西部防災館別館)	屋内	1,630 m ²	美馬市美馬町字中島

(構成府県・連携県の「防災道の駅」について)

1「防災道の駅」制度とは

都道府県の地域防災計画等で、広域的な防災拠点に位置づけられている道の駅について、「防災道の駅」として選定し、国が防災拠点としての役割を果たすための重点的な支援を実施する制度のこと

2 「防災道の駅」の選定要件について

- (1) 都道府県が策定する広域的な防災計画(地域防災計画もしくは受援計画) 及び新広域道路交通計画(国土交通省と都道府県で策定中)に広域的な防災拠 点として位置づけられていること
 - ※ ハザードエリアに存する場合は、適切な対応が講じられていること
- (2) 災害時に求められる機能に応じて以下に示す施設、体制が整っていること
 - ① 建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時においても業務実施可能な施設となっていること
 - ② 災害時の支援活動に必要なスペースとして、2,500 ㎡以上の駐車場を備えていること
 - ③ 道の駅の設置者である市町村と道路管理者の役割分担等が定まった BCP (業務継続計画)が策定されていること
- (3)(2)が整っていない場合については、今後3年程度で必要な機能、施設、体制を整えるための具体的な計画があること

3構成府県・連携県の「防災道の駅」の選定箇所

県名	市町村	道の駅名
三重県	志摩市	伊勢志摩
三重県	<u>津市</u>	津かわげ
福井県	大野市	越前おおの荒島の郷
福井県	高浜町	<u>シーサイド高浜</u>
滋賀県	甲良町	せせらぎの里こうら
滋賀県	<u>大津市</u>	妹子の郷
京都府	京丹波町	京丹波味夢の里
兵庫県	朝来市	但馬のまほろば
奈良県	奈良市	(仮称) 中町
<u>奈良県</u>	下北山村	きなりの郷山北山(仮称)
和歌山県	すさみ町	すさみ
和歌山県	<u>海南市</u>	海南サクアス
<u>鳥取県</u>	北栄町	<u>ほうじょう</u>
徳島県	板野町	いたの
徳島県	<u>つるぎ町</u>	<u>貞光ゆうゆう館</u>



図 1 「防災道の駅」中部ブロック(出典: R7.5.14 国土交通省 道路局企画課 報道発表資料)



図2「防災道の駅」近畿ブロック(出典: R7.5.14 国土交通省 道路局企画課 報道発表資料)



図3「防災道の駅」四国ブロック(出典:R7.5.14 国土交通省 道路局企画課 報道発表資料)

② 防災関連情報の一元化

広域連合は、関係機関や防災情報提供事業者等と連携して、管内の気象、ライフライン、道路情報、避難指示発表状況、被害状況等の防災関連情報を一元化し、構成団体と情報共有を図る。

また、広域連合及び構成団体は、災害リスク情報等を一元的かつわかりやす く表示・提供できるシステムの構築に努める。

③ 事業者等への対策促進

広域連合は、構成団体と連携して、民間事業者等が行う高速道路・鉄道・空港等の交通関係施設の整備、代替輸送計画の策定、電気・ガス・水道・通信等のライフライン関係施設整備、石油コンビナートの防災・保安対策(施設・設備の耐震化、液状化対策、長周期震動対策及び津波浸水対策等)の強化、地下街の防災体制の整備等の促進を図る。

④ 業務継続のためのバックアップ体制の整備促進

ア 業務継続計画の策定・運用促進と重要施設への事前対策

広域連合及び構成団体は、大規模広域災害発生時でも主要な業務の継続を確保するため、自らの業務継続計画の策定、改善を進める。また、災害対応の拠点となる施設や重要施設の耐震対策、停電対策を推進する。

さらに、構成府県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気 事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わ る社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保 有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規 格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

【先行事例】避難所における停電対策(堺市)

地震や風水害その他の災害が発生し、停電により避難所において電力供給が必要となった際に、ハイブリッド車等の貸出しにより電力の供給を受けるとともに、平時から市が主催する訓練等で防災啓発活動を実施するため、令和2年8月26日に、堺市は大阪地区トヨタ各社(堺市に販売拠点を置く大阪トヨタ自動車株式会社、大阪トヨペット株式会社、トヨタ南海グループ(トヨタカローラ南海株式会社、ネッツトヨタ南海株式会社))と「地域防災力の向上を目指した地域社会の連携に関する協定」を締結した。

なお、同協定の締結に先立ち令和元年 12 月に、市職員を対象とした避難所運営訓練に大阪トヨタ自動車株式会社が参加し、ハイブリッド車等の活用方法について情報共有を行った。





イ 基幹システムのバックアップ

広域連合は、構成団体と連携して事業継続上、重要なシステムやデータが災害により被害を受けないよう、万全の安全対策や広域連合内外のバックアップ体制について検討するとともに、企業、団体等にも基幹システムのバックアップを働きかける。

⑤ 事前防災対策等の推進

近年災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、ハード・ソフトの両方の観点から、企業や住民など様々な主体と一体になって、事前防災対策についてより 一層の検討を進める必要がある。

また、広域連合は、巨大災害時に発生するおそれがある長期・広域の停電などに対応するため、電気事業者と連携し、広域的な復旧や電力の融通等について、検討する必要がある。

⑥ 事前の復興計画の策定促進

被災後は、速やかな復興が課題となるが、復興には、まちづくりのノウハウや住民の合意形成などを必要とする<u>事前復興まちづくり計画の策定など</u>、莫大な作業が必要となる。復興まちづくりを早期かつ的確に行うためには、大規模災害への備えとして、事前に被災後の復興まちづくりの取組を進めておくことが必要である。

Ⅲ 災害への対応

広域連合が対応すべき災害は、被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも 被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害である。

広域連合は、被災した地方自治体が実施する緊急・応急対策や復旧・復興対策を支援するため、関西圏域内外の応援の受入調整を実施する。また、そのために、いち早い初動体制を確立し、情報や支援ニーズを的確に把握する。

なお、南海トラフ地震の関係では、東海地震、東南海地震、南海地震の時間差発生の可能性もあることに留意して柔軟な対応をとることとする。

この章では、原則、関西圏域内が被災した場合の対応手順を記載することとし、関西圏域内が被災した場合の手順と関西圏域外が被災した場合の手順が異なる場合は、【圏域外で災害発生の場合】として圏域外での対応手順を明記することとする。

<災害対応のタイムテーブル>

初・情報の収集と共有・情報収集体制の確立
 ・情報の収集と共有 ・避難誘導、消火、水防等、被害防止活動 ・人命救助・救急医療の実施 ・保健医療活動の実施 ・破難者対策の実施 (要配慮者への支援を含む) ・物資・燃料等の緊急輸送 ・道路等公共施設の緊急対策 ・生活物資の供給 ・被災者の健康対策の実施 ・生活衛生対策の実施 ・左活衛生対策の実施 ・広域避難の実施 ・広域避難の実施 ・広域避難の実施 ・広域避難の実施 ・広域避難の実施 ・空入調整 ・ボランティアの活動促進 ・帰宅困難者への支援 ・広域的な災害廃棄物処理の調整 ・広域的な災害廃棄物処理の調整 ・広域的な災害廃棄物処理の調整 ・広域的な災害廃棄物処理の調整 ・広域的な災害廃棄物処理の調整

復旧・復興期(仮設住宅期)

- ・復興計画の策定・復興財源の確保
- ・インフラ施設等の復旧・復興
- ・恒久住宅への移行支援
- 生活再建支援
- ·経済 · 雇用再生

- ・復興戦略の策定
- ・被災自治体の復興業務への支援

【先行事例】実践的な災害対応の手引き『活かす』の作成(兵庫県)

兵庫県では、阪神・淡路大震災25年を機に、その後の災害への 支援から得た経験と教訓も踏まえ、地方自治体の災害対策関係者が、 これらの経験と教訓を実際の災害応急対応や復旧・復興の取組みに 活かしてもらえるよう実践的な手引書『活かす』を令和3年7月に 作成した。

本書は「災害対応のタイムライン形式での明示」「災害応急対策、 復旧・復興対策で対応するべき課題の項目別の整理」「事前の備え、 制度の概要等関連情報の紹介」などを特徴としている。

また、「資料編」として、本書に掲載された事業の概要や、震災からの復興過程で兵庫県が取り組んだ主な事業の概要や実績など約850項目をDVDに収録している。



1 初動シナリオ

災害対応にあたって、最も肝要なことは、初動体制である。被災状況の把握、応援 の要・不要、支援ニーズなどを迅速・的確に判断し、支援行動に移す必要がある。広 域連合では、情報収集すべき事象をあらかじめ定め、広域防災局、構成団体及び連携 県による緊急派遣チームの派遣を行って支援ニーズを把握し、応援体制を確立する。

<初動対応手順>

[緊急地震速報]

発 災 (対策準備室の設置)

※圏域:構成府県及び連携県の区域

- ・圏域内で震度5強以上の揺れが観測
- ・圏域内で大津波警報が発表
- ・圏域内の府県で災害対策本部が設置
- ・圏域外(国内に限る)で震度6弱以上の揺れが観測
- ・その他圏域内外(国内に限る)で甚大な被害が推測

情報収集体制の確立

- ・気象庁発表、各種メディアからの情報収集
- ・消防、警察、自衛隊、海上保安庁からの情報収集
- ・災害の状況や府県災害対策本部設置状況等を確認

緊急派遣チーム(先遣隊)の派遣【広域防災局チーム、近隣府県チーム】

<圏域内>

- ・震度6弱以上の揺れが観測
- ・通信の途絶等により情報の収集が困難
- <圏域外>
- ・震度6強以上の揺れが観測
- + 基大な被害が推測

甚大な被害が推測

・通信の途絶等により情報の収集が困難

➡ 必要に応じて現地支援本部に移行

応援・受援体制の確立

支援体制の確立

- ・被災団体から応援要請があった場合
- その他被害が甚大で広域応援が必要と判断される場合

▶|災害対策(支援)本部の設置|【事務局:広域防災局】

報共 有

連

体

・被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と 判断される場合

現地支援本部、現地連絡所の設置

- ・被災府県災害対策本部、被災市町村災害対策本部等との連携
- ・被災地の支援ニーズに係る情報収集、応援活動
- ▶政府現地対策本部が設置された場合、職員を派遣

構成団体及び連携県の応援・受援体制の確立

- ・応援体制(応援団体)、受援体制(受援団体)を確立
- ・災害対策(支援)本部へ連絡要員を派遣

成 寸 体 連 携県間で情報共有

(1) 情報収集体制の確立

広域連合は、次の①から④の事態が発生した場合には、対策準備室を設置し、情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保するとともに、構成団体及び連携県と連携し、災害の状況、府県災害対策本部の設置状況等について情報を収集する。また、構成団体の地震被害想定、さらには消防庁の簡易型地震被害想定システム等を活用して被害予測情報を把握する。これらの情報について、構成団体及び連携県と共有する。

また、広域連合及び構成団体は、消防、警察、自衛隊、海上保安庁等の部隊の活動 状況及び当該部隊が独自に入手した被災状況、国の出先機関等が把握している道路、 空港、港湾等の交通施設の被災状況等について、それぞれの機関と密に連携しなが ら、情報の共有を図る。あわせて各種メディア等からの情報を収集する。

- ① 圏域(構成府県及び連携県の区域。以下同じ。)内で震度5強以上の揺れが観測された場合
- ② 圏域内で大津波警報が発表された場合
- ③ 圏域内の府県で災害対策本部が設置された場合
- ④ その他圏域内で甚大な被害が推測される場合

【圏域外で災害発生の場合】

広域連合は、圏域外(国内に限る。以下同じ。)で震度6弱以上の揺れが観測された場合又は報道等で甚大な被害が推測される場合は、被災都道県に連絡し災害の状況を把握する。

広域連合は、把握した被災府県の状況を構成団体及び連携県に提供し、情報 を共有する。

また、広域応援の必要性及び応援の調整主体の調整状況を把握するため、総務省、 全国知事会等と連絡を密にするとともに、DMAT、DPAT、DWAT等の専門チームの派遣 調整においても各省庁等との連携に努める。

(各組織の広域応援の情報連絡体制の概要)

区分	総務省	全国知事会	政令指定都市市長会
制度等の	応急対策職員派遣制度	全国都道府県における災害時等	広域・大規模災害時における指
名称		の広域応援に関する協定	定都市市長会行動計画
情報収集	情報収集共有体制	災害対策都道府県連絡本部	指定都市市長会中央連絡本部
連絡組織			※準備体制の前の警戒体制あり
設置基準	・震度6弱以上の地震が観測さ	・震度6弱以上の地震が観測され	・震度6弱以上の地震が観測さ
	れた場合	た地震	れた場合
	・それに相当する程度の災害が	・大雨特別警報が発表された場合	・それに相当する災害が発生し
	発生したと考えられる場合	・それらに相当する程度の災害が	たと考えられる場合
		発生したと考えられる場合	
情報収集	応援職員の派遣に関し、関係省	被災県、被災ブロックの幹事県、	行動計画の適用を判断するため
連絡の内	庁、関係団体及び関係都道府県	国等の関係団体から被災情報等	に必要な被災地の情報収集及び
容	からの情報の収集及び関係省庁	の収集、広域応援に係る調整	各指定都市、総務省、全国知事
	等との情報の共有		会、全国市長会、全国町村会等と
	※関係省庁:内閣府、消防庁		の連絡調整
	※関係団体:全国知事会、全国市長 会、全国町村会、指定都市市長会		
	※関係機関:関係省庁、関係団体、		
	地方公共団体 ※関係都道府県:被災地域ブロック		
	幹事都道府県、被災都道府県		

(2) 緊急派遣チーム(先遣隊)の派遣

広域連合は、圏域内で震度 6 弱以上の揺れが観測された場合又は府県間の通信途 絶等により情報の収集が困難な場合において、甚大な被害が推測されるときは、速 やかに緊急派遣チーム(先遣隊)を被災府県に派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応 援に必要な情報を収集する。

なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症流行下においては、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

広域連合は、事態の状況を勘案し、必要に応じて被災府県の近隣の構成団体又は 連携県に緊急派遣チームの派遣を要請する。

【圏域外で災害発生の場合】

広域連合は、圏域外で震度6強以上の地震が観測された場合又は通信途絶等により情報の収集が困難な場合において、甚大な被害が推測されるときは、速やかに緊急派遣チーム(先遣隊)を被災都道県に派遣し、応援に必要な情報を収集する。

広域連合は、事態の状況を勘案し、必要に応じて構成団体又は連携県に緊急 派遣チームの派遣を要請する。

(3) 応援・受援体制の確立

広域連合、構成団体及び連携県は、広域応援が必要と判断される場合は、次のと おり体制を確立し、広域応援を実施する。

① 災害対策本部の設置

広域連合は、被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、広域連合長を本部長、副広域連合長及び広域防災担当委員を副本部長並びに各構成団体の長を本部員とする広域連合災害対策本部を設置し、災害対策にあたる。

なお、広域連合長に事故があるとき又は欠けるときは、副本部長が本部長を代理する。

また、広域連合長の所属する構成団体が甚大な被害を受け、広域防災局の応援・受援調整業務を遂行することができない場合には、広域連合長は他の広域連合委員の所属する団体に応援・受援調整業務の代行を依頼することができる。

ア 災害対策本部会議の開催

広域連合は、災害対策本部を設置した場合には、速やかに TV 会議システムを活用するなどして、本部会議を開催し、次の a から e までの事項について協議する。

また、オブザーバーとして連携県及び消防、警察、自衛隊、海上保安本部と連携を図るとともに、必要に応じて、学識者等から助言を得る。

- a 物資の提供、緊急派遣チームの派遣その他の当面の対策
- b 応援方式(カウンターパート方式等)の決定
- c メッセージの発出
- d 現地支援本部及び現地連絡所の設置
- e その他協議が必要な事項

イ 災害対策(支援)調整会議の開催

具体的な支援方法及び内容を調整・決定し、各構成団体間の情報共有を図るため、各構成団体の広域防災局参与(危機管理監等)又は参与の指定する職員を構成メンバーとする会議を必要に応じて開催する。

その際、必要に応じて、連携県にオブザーバーとしての参加を求める。なお、会議は、TV会議システムを積極的に活用する。

ウ 災害対策本部事務局

災害対策本部に、その事務を処理させるため、災害対策本部事務局を置く。 災害対策本部事務局は、広域防災局が担う。

構成団体及び連携県は、連絡員として災害対策本部事務局に関係職員を派遣する。

ただし、自府県の災害対応が必要で派遣が困難な場合はこの限りでない。 なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症流行下においては、感染症対策 のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

【圏域外で災害発生の場合】

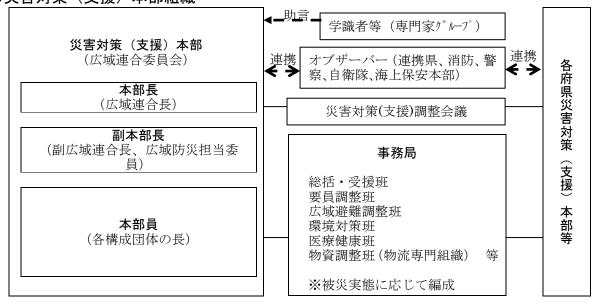
広域連合は、圏域外で災害が発生した場合において、被害が甚大で広域 連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、災害対策支援 本部を設置し、応援調整を実施する。

災害対策支援本部の組織等は、災害対策本部に準じる。

エ 複合災害発生時の体制

大規模広域にわたる複合災害が発生した場合、広域連合災害対策本部において災害間の要員・資機材の投入配分や応援要請などについてあらかじめ想定して、総合的に調整を行う。

〇災害対策 (支援) 本部組織



② 応援体制の確立

広域連合は、被災団体から応援要請があった場合、その他被害が甚大で広域応援が必要と判断される場合には、応援調整に必要な人員を確保し、構成団体及び連携県と連絡を取り合い、応援・受援の調整を行い、関西が一体となって災害対策を実施する。

被災していない又は被災の程度が軽微で被災団体を応援することとなった構成団体(以下「応援団体」という。)は、災害対策支援本部の設置等、応援体制を確立し、被災団体を応援する。

また、広域連合及び応援団体は、被災府県による応援職員の活動環境の整備が円滑に行えるよう、必要に応じて、宿泊場所の確保等の支援を行う。

ア 応援方式

被災団体に応援団体を割り当てるカウンターパート方式による応援方式(具体的な内容・手順については「関西広域応援・受援実施要綱」参照)をとる。ただし、応援団体の被災経験の有無、救援物資の保有状況を勘案して、必要に応じてカウンターパート方式にこだわらずに広域連合が応援団体と調整の上、応援先を調整する。

イ 現地支援本部・現地連絡所の設置

広域連合及び応援団体は、災害対策(支援)本部を設置したときは、必要に 応じて被災団体の災害対策本部等との連携及び支援ニーズに係る情報収集や 応援活動のため、被災府県庁内等に現地支援本部を、被災市町村役場内等に現 地連絡所を設置する。

なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症流行下においては、感染症対策 のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

現地支援本部及び現地連絡所の開設及び運営については、被災府県の業務に 負担をかけないことを旨とし、原則として自給自足によるものとする。

設設置場所については、原則として被災団体の庁舎内とするが、それが望めない場合には、近隣の建物、又は仮設テント等で対応する。

なお、カウンターパート方式により複数の構成団体が同一の被災構成団体に 応援を行う場合は、幹事構成団体が現地支援本部を統括する。

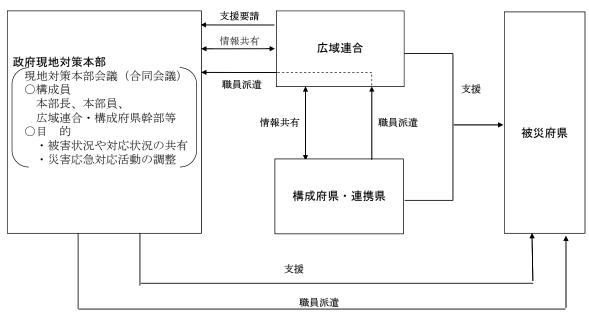
ウ 政府現地対策本部への職員派遣

南海トラフ地震が発生し、政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合、 構成団体及び連携県から職員を派遣し情報収集等を行う。

なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症流行下においては、感染症対策 のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

また、具体的な運用ルール等は、国と協議し、関西広域応援・受援実施要綱等で定める。

<政府現地対策本部との連携>



エ 0次拠点の設置

広域連合は、プッシュ型支援及び構成団体や全国から送付される物資等を受入れられるよう、被災団体の被害状況を確認し、必要に応じて0次拠点を設置する。

なお、0次拠点の運用については、「基幹的物資拠点(0次拠点)運用マニュアル」等に基づく。

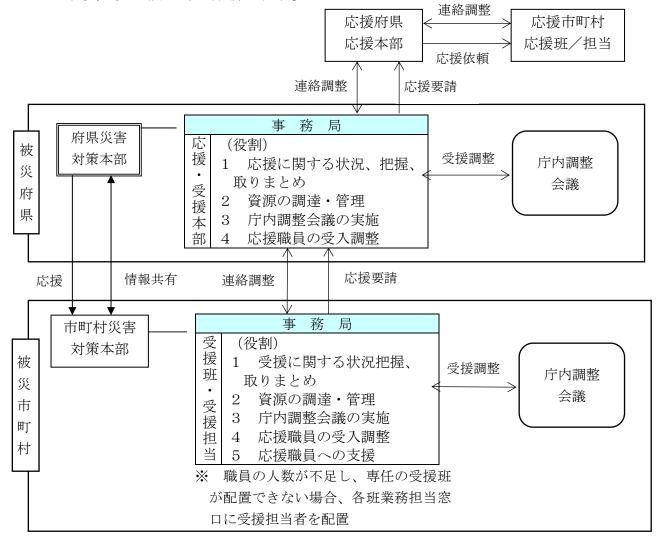
③ 受援体制の確立

被害が甚大で構成団体・連携県及び圏域外からの応援を受ける府県市(以下「受援団体」という。)は、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。また、被災府県は、被害が甚大と想定される市町村に職員を派遣し、情報を収集するとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。さらに応援に入る他の自治体との連絡・調整を図る。

なお、受援体制については、「関西広域応援・受援実施要綱」、「緊急物資円滑供給システム報告書」、「南海トラフ地震応急対応マニュアル」等に基づく。

<受援体制>

円滑な応援の受入れを実現するため、被災府県には、災害対策本部内に「応援・受援本部」を、被災市町村には災害対策本部内に「受援班・受援担当」を設置して、①応援・受援に関する状況把握や取りまとめ、②資源の調達・管理、③庁内調整、④応援職員の受入調整等の業務を行う。



(被災府県の受援業務)

区 分	主な受援業務
共通事項	・応援の要請
	・応援・受援本部の設置及び受援の総合調整等の実施
	・被害状況、被災者ニーズ等の迅速・的確な情報収集と提供
	・応援部隊(消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT
	(災害派遣精神医療チーム)、救護班等の保健医療活動チーム、DWAT(災害派遣福
	祉チーム)、災害支援ナース等)や応援要員(他府県等)との現地調整所や調整会
	議等による情報共有
	・応援部隊等の活動拠点、広域搬送拠点、救援物資受入拠点等の確保・整備と府県
	災害対策本部との通信の確保
	・活動の長期化による応援部隊等の活動物資の確保
	・必要に応じて応援部隊等の宿泊場所の確保
	・応援・受援管理帳票による資源の調達・管理
	・応援に関する状況把握等
他府県等応援要	・自府県及び被災市町村が必要とする職員の職種、人数、派遣先、派遣期間等をと
員受入	りまとめ、応援団体又は広域連合に要請
	・長期応援要員等の宿泊場所を確保
	・感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫や TV 会議及び Web 会議システムの
	活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保
	・臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保等
救命救助・消火部	・部隊の進出拠点、活動拠点の確保・開設
隊受入	・通行不能の緊急輸送ルートの代替ルート選定(陸上ルートが通行不能な場合の航
	空ルート、海上ルートの確保)
	・部隊への情報提供(被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等
	の位置図等)
	・重機類及び救援資材の確保
7. 4. H. W. J. I. N. L.	・必要に応じて活動拠点等への誘導等
重症患者広域搬	・保健・医療支援を行うDMAT、DPAT、保健師チーム、DHEAT(災害時健康危機管理支
送、医療・保健・	援チーム)、災害支援ナース、救護班等の保健医療活動チームの活動調整(情報
介護・福祉支援の	共有・提供、活動場所の調整、必要資機材の提供等)
受入	・広域搬送拠点の確保・運営
	・介護・福祉支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT等)等の応援要員との緊密な連
A.拉此》 云 T	携(被害状況、活動場所の情報提供等)等
救援物資受入	・国のプッシュ型支援・救援物資受入拠点の開設・運営
	・協定を締結している運送業者、倉庫業者等に物資受入拠点の運営協力要請
	・被災市町村の物資受入拠点を確認
	・被災市町村が必要とする物資に関する情報を収集・とりまとめ
	(必要に応じ、被災市町村に職員を派遣し、物資ニーズを把握)
	・緊急輸送道路の被害情報の提供
	・通行不能の緊急輸送道路の代替ルートの情報提供
	・陸路が寸断されている場合、海路、空路を活用するため航空・海運事業者、空港・
	港湾管理者や自衛隊、海上保安庁との調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	・被災市町村等と密に連絡をとり合い、物資が末端まで届いているか確認 等

区 分	主な受援業務
避難所運営支援	・避難所運営支援の受入調整
の受入	
広域避難	・被災市町村と連携し、府県外への避難が必要な被災者の人数を把握 ・広域連合から、避難者受入府県の避難者受入可能施設に関する情報を受け、被災 市町村と調整のうえ被災者に周知 ・必要に応じて、被災市町村、受入府県等と調整しバス等の移動手段を確保 ・要援護者の広域避難の調整 等
ボランティアの	・災害ボランティアセンターの立ち上げ
受入	・ボランティア活動を後方支援するインフォメーションセンターの設置
	・ボランティアコーディネーターの確保
	・スコップ等のボランティア用資機材の確保
	・ボランティアを大量に搬送するバス等の確保等

(被災市町村の受援業務)

区 分	主な受援業務
共通事項	・応援の要請 ・受援班/受援担当の設置及び受援の総合調整等の実施 ・被害状況、被災者ニーズ等の迅速・的確な情報収集と提供 ・応援部隊(消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT (災害派遣精神医療チーム)、救護班等の保健医療活動チーム、DWAT(災害派遣福祉チーム)、災害支援ナース等)や応援要員(他市町村等)との現地調整所や調整会議等による情報共有 ・応援部隊等の活動拠点、救援物資受入拠点等の確保。応援部隊等の通信手段の確保・活動の長期化による応援部隊等の生活物資の確保 ・必要に応じて応援部隊等の宿泊場所の確保 ・応援・受援管理帳票による適切な資源管理
	・心接・交接官理帳票による週切な貧源官理・受援に関する状況を把握し、庁内で情報の共有・調整等
他市町村等応援要員受入	 ・人的応援について被災府県へ要請 ・感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫や TV 会議及び Web 会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 ・長期応援要員等の宿泊場所を確保 ・孤立集落の有無の確認。衛星携帯電話等の確保。不足する場合は、被災府県に必要数を要請 ・臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保等
救命救助・消火 部隊、医療・保 健・介護・福祉支 援の受入、重症 患者搬送	・応援部隊の応援要員の受入調整 ・応援部隊の応援要員との緊密な連携(被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出 拠点・活動拠点等の位置図の情報提供等) ・被災府県保健医療福祉調整本部と連携した保健医療活動の調整 ・保健・医療・福祉支援を行う DMAT、DPAT、保健師チーム、救護班等の保健医療活 動チーム、DWAT、災害支援ナース等の現地活動調整(情報共有・提供、活動場所の 調整) 等
被災者支援業務にかかる応援の受入	・家屋被害認定業務、罹災証明書交付、災害援護資金等窓口の開設。対応職員が不足する場合は、被災府県を通じ、他の市町村職員等の応援を要請するとともに、応援職員受入計画を作成し、それに基づき、他の市町村職員等を受入 ・要配慮者の安否確認。福祉避難所の開設 等

区分	主な受援業務		
広域避難 避難所運営・救援物資にかかる 応援の受入	・要配慮者の移送が必要な場合は、移送を手配。市町村内のみでは対応できない場合は、被災府県に受入を要請 ・被災府県から、避難者受入府県の避難者受入可能施設に関する情報を受け、被災者に周知。必要に応じて、被災府県等と調整しバス等の移動手段を確保等 ・避難所運営職員の確保。不足する場合は、被災府県に応援を要請・避難所への支援者を受入れるための窓口の設置 ・避難所の必要ニーズを把握・とりまとめ。必要に応じ、被災府県に必要な支援を要請するとともに、救援物資等を受入 ・救援物資受入拠点の開設・運営 ・通行可能な緊急輸送ルートの確保及びその情報提供 ・物資が避難所・被災者まで届いているかの確認		
ボランティアの 受入	 ・物資が避難所・被災者まで届いているかの確認 ・応急給水計画を作成。不足する場合は、被災府県に応援を要請 等 ・災害ボランティアセンターの立ち上げ ・社会福祉協議会等と調整のうえ、ボランティアのコーディネートを実施。ボランティアコーディネーターが不足する場合は被災府県にボランティアコーディネーターの派遣を要請 ・スコップ等のボランティア用資機材の貸出。不足する場合は、被災府県に資機材の調達を要請 ・必要に応じてボランティア村等ボランティア拠点の開設・運営。ボランティア拠点運営職員が不足する場合には、被災府県に応援を要請 等 		

(4) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

南海トラフ全体が動いて発生する巨大地震が突発的に発生した場合の対策に万全を期す必要があるが、南海トラフ沿いで大規模地震につながる可能性のある異常な現象が発生した場合の対応は以下のとおりである。

① 気象庁による情報発表

南海トラフ沿いでM6.8 程度以上の地震が発生する等の異常な現象が観測された場合、最短約30分後に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表される。

その後、気象庁に開設した南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会における評価を踏まえて、最短約2時間後に「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」、「南海トラフ地震臨時情報(調査終了)」の情報が発表される。

② 防災対応

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表があったときは、国の緊急災害対策本部長(内閣総理大臣)から、南海トラフ地震防災対策推進地域(関西圏域では、福井県と鳥取県を除く8府県)を有する都道府県知事及び同地域に指定された市町村長に対して、後発地震に対する警戒する措置をとるべき旨の指示が行われる。

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発表があったときは、国から南海トラフ地震防災対策推進地域の国民に対して、後発地震に対する注意措置をとるべき旨の呼びかけが行われる。

南海トラフ地震防災対策推進地域を有する構成団体は、気象庁から発表された情報に応じ、国の指示等を踏まえて求められる対応をとる。

広域連合は、国や各構成団体等から情報収集を行い、参与会議等により情報共

有を図った上で、南海トラフ地震防災対策推進地域において下表の対応をとる。 なお、南海トラフ地震の様々な発生パターンに応じた対応については、平成28 年3月に策定した「南海トラフ地震応急対応マニュアル」を参照されたい(令和 2年11月に最終改訂)。

2 中 11 月 (C 取 於 以 訂)。					
発表情報	南海トラフ地震臨時情報				
	(巨大地震警戒)				
異常現象	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべり		
求められる	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応	巨大地震注意対応		
対応	(一週間)	(一週間)	(すべりが収まったと評価		
			されるまで)		
	・事前避難対象地域 (※) の	・日頃からの地震への備え	・日頃からの地震への備え		
	住民は避難	を再確認する	を再確認する 等		
	・高齢者等事前避難対象地	・必要に応じて自主的に避			
	域の要配慮者は避難、そ	難等			
	れ以外の者は避難準備を				
	整え、状況に応じて自主				
	的に避難				
	・日頃からの地震への備え				
	を再確認する				
	(一週間経過後、巨大地震				
	注意対応をとる。)				
広域連合の	・後発地震に備えた広域応	・府県民に対し、家具の固	・府県民に対し、家具の固		
対応	援・受援体制の構築	定、避難場所・避難経路の	定、避難場所・避難経路の		
	・事前避難対象地域に該当	確認、家庭での備蓄の確	確認、家庭での備蓄の確		
	し、避難所等を開設した	認など今後の備えについ	認など今後の備えについ		
	府県からの要請に基づく	て呼びかけ	て呼びかけ		
	支援				
	・府県民に対し、家具の固				
	定、避難場所・避難経路の				
	確認、家庭での備蓄の確				
	認など今後の備えについ				
	て呼びかけ				
	(1,10,41)				
	26.20±40/. L.I. & . LI.I. L.E				

※ 事前避難対象地域は、避難対象者の特性に応じて、要配慮者のみ避難を要する「高齢者等事前避難対象地域」と、健常者も含む地域の全ての住民が避難を要する「住民事前避難対象地域」に分類される。

出典:「南海トラフ地震<mark>臨時情報</mark>防災対応ガイドライン(<u>令和7</u>年<u>8</u>月<u>改訂</u>)」内閣府

③ 巨大地震警戒対応における避難方法

最初の地震に伴う大津波警報又は津波警報が解除され、津波注意報に切り替わった後、市町村は、高齢者等事前避難対象地域には、「高齢者等避難」を、住民事前避難対象地域には「避難指示」等を発令し、要配慮者や住民は避難を継続する。

事前避難対象地域の住民等は、大津波警報又は津波警報によって指定緊急避難場所へ避難しているため、津波注意報に切り替わった時点以降、避難場所から避難所へ移動を開始することが基本となる。

【参考】南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)における防災対応のイメージ

1971 用	一声 アノル 辰 四 吋	IRN C八地反言		
経過時間	気象庁	围	防災対策推進地域 管轄府県・ 防災対策推進地域 指定市町村	関西広域連合
	南海	₽トラフでM8クラス	の地震が発生	
数分~ 5 分程度 (最短)	大津波警報等		災害対策本部の設 置	対策準備室の設置 情報収集体制の確 立
約 30 分後 (最短)	南海トラフ地震臨 時情報 (調査中) の 発表			
1 時間~ 2 時間後	評価検討会開催			
2 時間後 (最短)		後発地震に対する警戒措置の指示	【警戒措置の実施】 ・事前避難対象地域の住民の避難 ・日頃からの地震の備えの再確認 ・情報収集・連絡体制の確認・情報の確認・放備等の点検	・後は、 ・後域の避難し、 ・後域の避難し、 ・事に、 ・まに、 ・まに、
一週間後		警戒措置の解除及 び引き続き措置を とるべき旨を呼び かけ	【注意措置の実施】 ・日頃からの地震の備えの再確認 ・情報収集・連絡体制の確認・施設・設備等の点検	・府県民に対し、家 具の固定、避難場 所・避難経路の確 認、家庭での備蓄 の確認など今後 の備えについて 呼びかけ

④ 臨時情報発表時にとるべき対応の検討と共有

構成団体・連携県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報発表時にとるべき対応が、津波の到達時間、津波浸水の深さ、避難に要する時間、高齢化といった地域の状況等によって異なることを踏まえ、具体的な行動を各主体の実情に応じて自ら検討し、事前に決めておくものとする。

広域連合は、臨時情報発表時にとるべき対応のうち、構成団体・連携県間で共

有すべき行動制限等の項目について、事前に整理する。

- 62	-
------	---

初動期オペレーションマップ(1)

このオペレーションマップは、大規模広域災害発生時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援団体、他都道県、国・国出先機関及び広域実動機関が、相互に連携しながら対応すべきことを災害対応項目ごとに示したものである。

	項目		被災市町村	被災府県
1	情報の収集と共有	情報収集・伝達	 ○被災情報の収集(自主防災組織・自治会・消防団等への連絡、マスメディアからの情報収集) ○被災地区への職員派遣、被災状況の確認 ○孤立地区の確認 ○通信手段の確保(衛星携帯電話等の手配、活用、貸与要請) ○府県災害対策本部への被害状況の伝達 【応援要請】 ◇職員派遣要請 ◆通信手段確保要請 (衛星携帯電話等の貸与) 	 ○被災情報の収集(マスメディア、被災市町村、消防、警察、海上保安庁等からの情報収集) ○被災市町村への職員派遣、被災状況の確認 ○へリの運用による被災状況の確認 ○孤立地区の状況把握 ○通信手段の確保(衛星携帯電話等の手配、被災地への貸与) ○広域連合・応援府県、国(消防庁)への被災情報の伝達 【広域応援要請】 ○職員派遣要請 ◇情報収集用へリの派遣要請 ○通信手段確保要請 (衛星携帯電話等の貸与)
		情報発信	○災害情報のとりまとめ○あらゆる手段による情報の発信(防災行政無線、広報車、SNS、ホームページ、携帯電話、報道発表、CATV、コミュニティFM等)	○災害情報のとりまとめ○あらゆる手段による情報の発信(広報誌、ホームページ、携帯電話、報道発表等)
2	被害防止活動	発令・避難誘	○防災行政無線、広報車、CATV等による住民への避難等の呼びかけ ○的確な避難誘導(地震規模・津波高等の適切な情報提供、津波避難ビル等の利用、交通手段・渋滞情報等の提供) ○防潮扉、水門等の閉鎖指示・確認 ○活動機関・職員等への的確な避難指示	○観測機関からの地震規模・津波高等の情報収集と市町村への提供 ○被害シミュレーションの実施と市町村への提供 ○避難指示等の発令状況の確認 ○必要に応じ被災市町村への助言
		大規模火災への対応	○消防機関による消火活動 【応援要請】 ◇消防応援要請 ◇空中消火の出動要請	○府県内消防機関への出動要請○消防防災へリの運用【広域応援要請】◇緊急消防援助隊の出動要請◇へリの出動要請
3	人命救助の実 施	関係機関による活動	 ○消防機関による人命救助・救急活動【応接要請】 ◇警察への救助等の協力要請 ◇府県災害対策本部への要請(自衛隊派遣、消防機関の応援) 【受援業務】 ◆応援チームの受入(滞在場所の確保、被災情報の提供、資機材の提供) ◆応援チームとの調整(執務スペースの確保、活動に係る調整会議の開催) 	 ●警察による救助、救急、捜索活動 【広域応援要請】 ◇緊急消防援助隊、広域緊急援助隊(警察)、海上保安庁への応援要請 ◇自衛隊への災害派遣要請 【受援業務】 ◆応援チームの受入調整(被災市町村との調整) ◆応援チームの受入(滞在場所の確保、被災情報の提供、資機材の提供) ◆応援チームとの調整(執務スペースの確保、活動に係る調整会議の開催)
		海外応援チームの受入(含医療チーム)	【受援業務】 ◆チームの受入調整 (被災府県との調整) ◆チームの受入(滞在場所の確保、活動場所の指定、資機材の提供) ◆チームとの調整(ミーティングの開催)	【受援業務】 ◆チームの受入調整 (被災市町村との調整) ◆チームの受入(滞在場所の確保、活動場所の指定、資機材の提供) ◆通訳ボランティアの派遣 【広域応援要請】 ◇通訳ボランティアの派遣要請

凡例 ○:対応業務、◇:応援要請業務、◆:受援業務

広域連合・応援府県	他都道県	国・国出先機関	広域実動機関(消防・警察・ 自衛隊・海上保安庁)
○被災情報の収集(マスメディア、被災府県等からの情報収集) ○要請に基づく情報収集用へリの派遣 ○被災府県への職員派遣(緊急派遣チーム)、被災状況の確認 ○被災府県との連携による被災市町村への職員派遣 「通信手段確保の支援・事業者への要請) 「広域府県・連携県への被災情報の伝達 のカウンターパート府県の割当・伝達 国の動き(現地本部の設置等) についての情報収集	○独自の情報収集活動 ○要請に基づく情報収集 用へリの派遣	 (国・地方機関) ○被災府県、関係機関からの情報収集 ○被災府県への職員派遣 〔総務省・総合通信局〕 ○総務省の通信機器 (MCA無線、簡易無線局、衛星携帯電話)の貸出し ○通信機器確保についての事業者への要請 	○独自の情報収集活動(自 衛隊先遣隊派遣、ヘリの 活用等) ○被災府県等への要員派遣
○災害情報のとりまとめ ○あらゆる手段による情報の発 信(広報誌、ホームページ、 携帯電話、報道発表等)	○支援情報の発信	○災害情報のとりまとめ○支援情報の発信	○活動状況の発信
○要請に基づく消防防災へリ等 の出動	○要請に基づく消防防災 ヘリ等の出動		○緊急消防援助隊の出動○警察、自衛隊、海上保安庁によるヘリの派遣
〔広域連合〕 ○実動機関からの情報収集・ 応援府県との共有	○独自の情報収集	○実動機関からの情報収集	○緊急消防援助隊の出動 ○広域緊急援助隊(警察) の出動 ○自衛隊の災害派遣 ○海上保安庁船艇等の出動 ○救命、救助、捜索、搬送 等の活動
○通訳ボランティアの派遣○被災府県、外務省との調整		〔外務省〕○支援国との調整、受入計画の策定○広域連合・被災府県・市町村との調整	

項目	被災市町村	被災府県
4 医療活動の実施	 ○公的医療機関の医療活動 【応援要請】 ◇民間医療機関への医療活動協力要請 ◇市町村災害対策本部への保健医療にかかるマネジメント支援の要請 【受援業務】 ◆保健医療活動チームの受入(滞在場所の確保、被災情報の提供、資機材の提供) ◆保健医療活動チームとの調整(活動場所の指定、活動に係る調整会議の開催) 	 ○保健医療活動の総合調整(保健医療調整な)の総関(災害拠点病院含む。)の接機関(災害拠点病院含む。)の医療活動への医療活動の継続的な医療提供体制ので災立の保健医療活動チームの被災地域への保健医療機関への人的・物的支援(医療を心)のとのとのでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他
5 避難者対策の実施 (要配慮者への支援を含む)	 避難所とな請 避難所を請 ○避難所を調 ○避難所を要請 ○要請 ○要如慮 (本のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	 ○避難所運営職員の派遣 ○府県内市町村への応援職員の派遣要請 ○災確保等) ○水でのでは、できるできるできるでは、できるでは、できるでは、できるできるできるできるでは、できるできるでは、できるできるでは、できるできるでは、できるでは、できるでは、できるできるできるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるできるでは、できるできるでは、できるできるでは、できるできるできるできるできるできるできるでは、できるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで

広域連合・応援府県	他都道県	国・国出先機関	広域実動機関(消防・警察・ 自衛隊・海上保安庁)
 ○ドクターへリ、保健医療活動チーム等の派遣 ○傷病者、入院患者、要配慮者等の受入(管内市町村への要請を含む) ○広域連合〕 ○上記の支援調整 ○実動機関からの情報収集・応援府県との共有 ○国(厚生労働省)、他都道県への応援要請 ○被災房票 ○被災援 	○要請に基づく保健医療 活動チームの派遣○要請に基づく傷病者、 入院患者、要配慮者等 の受入	○被災地域内の医療センター等の医療活動 「厚生労働省・地方厚生局。 ○DMAT、DPAT、保健師チーム、DHEAT、設計では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	○被災地域内の 一被災地域内の動 一院の医療活動衛隊の救護 班派遣 一消防庁による被災地以外 の救急隊等からの救護 の心応援 の要請に基づき輸送手段の 優先的確保などの配慮
で (本)	○広域連合からの要請に基づく職員の派遣○広域避難の受入準備、要請に基づく受入(要配慮者を含む)○被災者登録システムの運用	〔内閣府〕○災害救助法の柔軟運用の決定・通知	○自衛隊、海上保安庁の ヘリ、船舶等による広 域避難者の移送

	項目	被災市町村	被災府県
6	物資・燃料等の緊急輸送	 市町村内輸送ルートの確保 物資集積・配送拠点の開設 搬送手段の確保 物流事業者等への支援要請 【応援要請】 冷府県災害対策本部へ緊急物資の支援、燃料の確保等を要請 【受援業務】 市町村内輸送ルートの確保 物資集積・配送拠点の開設 	 ○府県内緊急輸送ルートの確保 ○物資集積・配送拠点の開設 ○トラック協会等に物資輸送を要請 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合に緊急物資の供給を要請 ◇自衛隊、海上保安庁等にへりによる緊急輸送を要請 ◇国(内閣府)に燃料確保の要請 【受援業務】 ◆所県内緊急輸送ルートの確保 ◆物資集積・配送拠点の開設 ◆国のプッシュ型支援及び広域連合・応援府県による救援物資の受入調整
7	道路等公共施設の緊急対策	 ○通行止めなど管理道路の規制 ○管理道路の点検・啓開、緊急輸送路の確保 ○管理道路通行可否情報の発信 ○河川、砂防等管理施設の二次災害防止対策の実施 【応援要請】 ◇府県災害対策本部に道路啓開等の支援を要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務の割当 	 ●通行止めなど管理道路の規制 ●管理道路の点検・啓開、緊急輸送路の確保 ●管理道路通行可否情報の発信 ○公安委員会による交通規制の実施 ○警察による交通誘導 ○警察による交通誘導 ○警標業協会に対する交通誘導業務支援要請 ○管理港湾、管理空港の緊急復旧 ○河川、砂防等管理施設の二次災害防止対策の実施 ○被災害請】 ◇応援要府県、広域連合への要員及び資機材の支援要請 ◇応援要請 ◇国等定道路 本の要員及び資機材の支援要請 ◆応援職員の受入、業務の割当

広域連合・応援府県	他都道県	国・国出先機関	広域実動機関(消防・警察・ 自衛隊・海上保安庁)
○救援物資の緊急輸送(トラック協会等への輸送要請) 〔広域連合〕 ○関西災害時物資供給協議会で定の物資支援を行うことを決定の物資支援を行うことを決定を所述。 「関西災害時物資供給協議会で定め救援をです。 「関西災害時物資の救援物力依別。 「関西災害時物資の教援物力依別。 「関西災害時物資の教援物力依別。 「関西災害時物資の教養物質、 「とを決定をの。 「とを決定をの。 「とを決定をの。 「とを決定をの。 「とを決定をの。 「との、との、との、との、との、との、との、との、との、との、との、との、との、と	○要請に基づく救援物資 の緊急輸送	[国土交通省・地方運輸局]○貨物輸送事業者、船舶運航事業者への協力要請○旅客の代替輸送、迂回輸送にかかる調整○交通機関利用者への情報提供【内閣府、経済産業省】○燃料確保について業界等への要請	○自衛隊、海上保安庁の ヘリ、船舶等による緊 急輸送の実施
○応援要員の派遣、資機材の供給 (管内市町村への要請を含む)〔広域連合〕○不足する場合の構成府県間調整○他都道県への応援要請○地方整備局への支援要請	○要請に基づく要員の 派遣、資機材の供給	「国土交通省・地方整備 同] ○ 対 が で で で で で で で で で で で で で で で で で で	○警察による交通誘導要員の派遣○海上保安庁による海上交通確保対策の実施

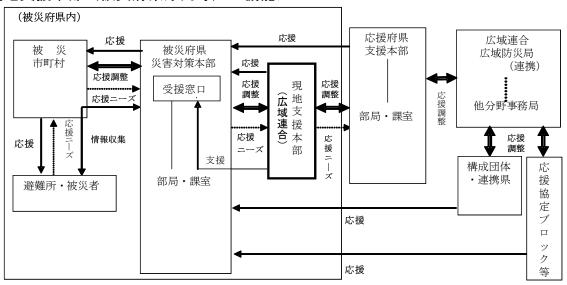
2 応援・受援シナリオ

広域連合は、被災地の被害状況に応じ、速やかに総務省、関係団体と調整の上、原則として発災後概ね3日以内に、現地支援本部・現地連絡所を設置し、応急対応期(発災後概ね4日目から)以降に本格的な被災地支援を行う。支援にあたっては、「応急対策職員派遣制度」による総括支援チーム及び対口支援団体と円滑な連携を図る。

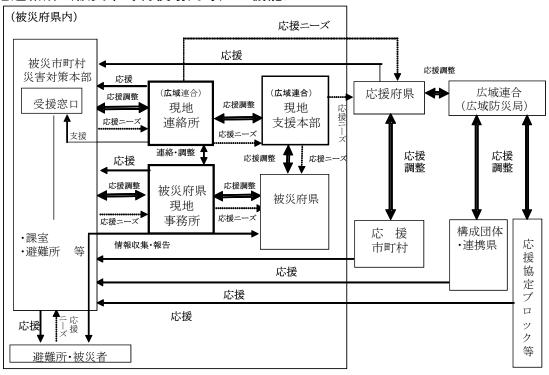
広域連合は、構成団体及び連携県と、現地支援本部・現地連絡所に職員を派遣して、 被災自治体を支援するとともに、円滑な応援・受援が実施されるよう、緊急・応急対策 を実施する関係機関や全国から応援に入っている自治体等との調整を行う。

2-1 現地支援本部・現地連絡所の設置

<現地支援本部(被災府県庁内等)の機能>



<現地連絡所(被災市町村役場内等)の機能>



(1) 被災構成団体の対応

① 現地事務所の設置

大規模広域災害の場合は、甚大な被害を受けた地域からは、情報が入ってこない。そのため、積極的に情報収集を行う必要がある。

被災構成府県は、特に甚大な被害を受けた市町村に、必要に応じて現地事務所を設置し、情報収集にあたるとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。

また、当該現地事務所においては、広域連合及び応援団体が設置する現地連絡所との連絡調整にあたる。

② 受援体制の整備

被災構成府県及び被災市町村は、広域連合及び応援団体等からの応援受入体制の整備を行う。

[主な受援業務]

- ・応援を受け入れるための受援窓口の設置
- ・可能な範囲で、現地支援本部等の設置のための場所、机、椅子等の提供
- ・現地支援本部等応援に入っている自治体等との定期的な意見交換の場の設定
- ・その他主な受援業務は p. 55 に記載

(2) 広域連合及び応援団体の対応

現地支援本部及び現地連絡所の運営において、被災府県の現地事務所の間での定期的な関係者ミーティング等による情報共有の徹底を図る。

[主な業務]

- ・被災団体災害対策本部や課室、避難所などから応援ニーズの把握
- ・全国から応援に入っている自治体の応援情報の取りまとめ
- 有効な応援を実施するための被災団体との定期的な意見交換の場の設定
- ・避難所支援、救援物資などの課題別に、被災団体、全国から応援に入っている自治体と NPO との定期的な情報交換の場の設定の働きかけ
- ・被災自治体の状況に応じて、支援チームの派遣を調整

<現地支援本部(被災府県庁)、現地連絡所(被災市町村役場)設置・運営要領の主な項目>

ア 現地支援本部 (府県庁) 設置・運営要領

(ア) 業務内容

- 現地の被災状況と交通情報を収集し、逐次報告
- ・ 各被災府県の支援ニーズを把握し、逐次報告
- ・ 阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震、令和6年能登半島地震などの過去の災害 の経験を生かし、緊急・応急対応から被災者支援、復旧・復興にかかる課題・対策事例を 伝え、今後発生する対応業務についての情報提供・対応支援を行う
- 被災府県、応援府県間の応援調整を行う。

(イ) 設置・運営手順

- ・ 被災府県災害対策本部周辺に、執務のためのスペースと机・椅子を確保する。状況に応じて、被災府県に依頼する。
- ・ 被災府県の災害対策本部会議や災害対策本部事務局において、被災府県の業務に支障の ない範囲で、情報収集を行う。
- ・ 被災府県との意見交換の場、及び被災府県と全国から応援に入っている自治体間の情報 交換の場を定期的に開催するしくみを構築する。
- ・ 現地支援本部メンバーの間、現地支援本部と現地連絡所の間において情報共有の徹底を 図る。
- ・ 派遣元の構成団体においては、現地支援本部を支援できるよう、あらかじめ派遣職員からの照会窓口を1本化しておく。

(ウ) 装備品

・ 移動用車両、シュラフ、飲料水、食料、デジタルカメラ、携帯電話(衛星携帯電話)・同 充電器、パソコン・データ通信機器、USBメモリ、事務用品、「阪神・淡路大震災1年の記 録」「阪神・淡路大震災1ヶ月の記録」「伝える」「活かす」などの阪神・淡路大震災の教 訓・事例集、必要に応じてテント、発電機、投光器、マスク、消毒液など

イ 現地連絡所(市町村)設置・運営要領

(7) 業務内容

- ・ 被災市町村からの応援ニーズを把握する。
- ・ 被災市町村と応援府県・政令市との応援調整を行う。
- ・ ①教育、②ボランティア、③避難所運営、④行政通常業務、⑤災害時発生行政業務(家 屋被害認定、罹災証明書交付、災害弔慰金、生活再建支援金、義援金、住宅応急修理、被 災者健康相談・衛生対策、心のケア、仮設住宅対策、がれき処理等環境対策)など被災市 町村に生じる課題解決を直接支援する。

(イ) 設置・運営手順

- ・ 被災府県に、被災市町村の支援について協議する。
- ・ 被災市町村と支援の実施について協議し支援分野、応援職員の配置を決める。
- ・ 被災市町村災害対策本部周辺に一定のスペースと机・椅子を確保する。状況に応じて、 被災市町村に依頼する。
- ・ 総括担当者、情報収集・連絡員は、被災市町村の災害対策本部会議、災害対策本部事務 局で、被災市町村の業務に支障のない範囲で、情報収集を行う。
- 現地連絡所(市町村)への派遣職員は、定期的に情報交換・打ち合わせ会議を開催し、 情報共有の徹底を図るとともに、現地支援本部及び他の現地連絡所との情報共有を図る。
- ・ 被災市町村との意見交換の場、全国から応援に入っている自治体、被災市町村とNPO との避難所支援、救援物資など課題別の意見交換の場を定期的に開催するしくみを構築する。
- ・ 市町村業務の支援を行う職員は、それぞれの分野を所管する被災市町村の局部課の長の 指示のもとで支援業務を実施する。
- 総括担当者は、状況に応じた派遣職員の業務分野等について、被災市町村の人事担当者 と調整する。
- ・ 派遣元の構成団体及び被災県に設置した現地支援本部において、現地連絡所を支援できるよう、体制を整える。

(ウ) 装備品

・ 移動用車両、シュラフ、飲料水、食料、デジタルカメラ、携帯電話(衛星携帯電話)・同 充電器、パソコン・データ通信機器、USBメモリ、事務用品、「阪神・淡路大震災1年の記 録」「阪神・淡路大震災1ヶ月の記録」「伝える」「活かす」などの阪神・淡路大震災の教 訓・事例集、必要に応じてテント、発電機、投光器、マスク、消毒液など

広域連合の支援チーム派遣

被災自治体において行政機能を失うなどの被害を受けた場合には、被災地のニーズを確認しながら、原則として支援チーム派遣により被災地支援を行う。

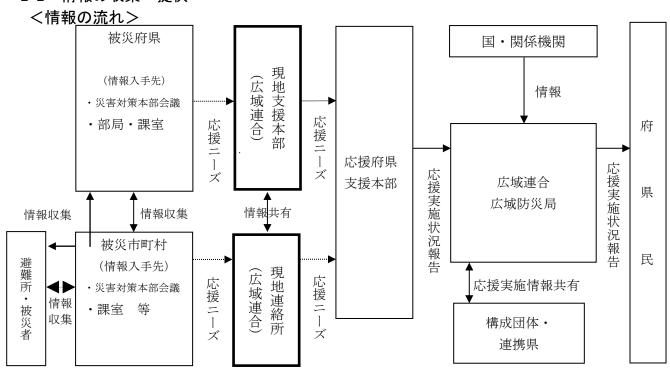
【支援チームの役割】

被災自治体で被害を受けた行政機能等の早期回復を図るため、専門的なアドバイスを行うことを基本とする。

【支援チーム構成例】

総括、ロジスティクス担当(チーム員の業務・生活のサポート)、教育支援担当、保健・医療・福祉担当、災害廃棄物処理担当、ボランティア統括担当、仮設住宅等住宅対策担当、市町村機能支援(避難所運営、家屋被害認定等、証明書等発行)担当、人と防災未来センター研究員等

2-2 情報の収集・提供



※ 情報伝達手段:加入電話、衛星電話、インターネット通信、ファクシミリ、テレビ電話、TV 会議システム、SNS 等

(1) 被災構成府県の対応

被災構成府県は、広域連合・応援団体に対し、災害対策本部会議、報道発表及び課室からのレクチャー等を通じ、府県内の被災状況の適時・適切な情報の提供に努める。

また、被害が甚大と想定される市町村に職員を派遣し情報を収集するとともに、 被災市町村が行う災害対応を支援する。さらに応援に入る他の自治体との連絡・調整を図る。構成府県は、災害時の市町村への職員の派遣について、あらかじめ被災 状況の把握や連絡調整にかかる具体的な業務を整理しておく。

(2) 応援団体の対応

① 必要な情報収集・整理

応援団体は、次の手順で具体的応援に必要な情報収集を行うとともに、収集した情報の整理を行う。

- ・ 現地支援本部(被災府県)及び現地連絡所(被災市町村)からの情報入手体制を確保する。
- ・ 被災自治体災害対策本部への参画、広域連合と連携した関係者ミーティング の開催等により情報収集・伝達体制を確立する。
- ・ マスメディア・インターネット・SNS 等様々な情報手段を活用して被災地の 状況を情報収集

② 応援実施状況の報告

応援団体は、応援実施状況を広域連合に報告する。

(3) 広域連合の対応

広域連合は、応援団体の応援実施状況をとりまとめ、構成団体及び連携県と情報 共有を行うとともに、府県民に情報提供を行う。あわせて、被災自治体の情報発信 について支援を行う。

また、広域連合は、政府現地対策本部で得られた情報を集約した上で、構成団体 及び連携県に提供し情報共有を図る。

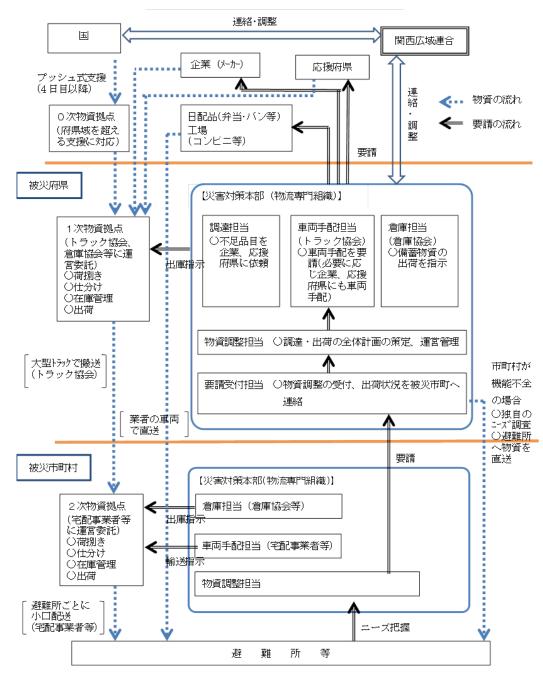
2-3 救援物資の需給調整

救援物資のニーズは、時間の経過とともに変化する。災害発生直後には、生活のための最低限必要な水・食料・毛布等の物資について、たとえ過剰となっても不足にはならないよう供給する必要がある。避難所での生活に一定の落ち着きが生じる時期には、その生活状況の改善に向けた物資をきめ細かく供給することが求められる。

物資の支援は原則としてカウンターパート割当府県が責任を持って行うものとするが、広域連合は、適時適切に被災自治体のニーズやカウンターパート割当府県の 状況を把握し、構成団体・連携県間の調整を行う。また、物資が迅速かつ円滑に被災 者まで届くよう、運送業者、倉庫業者、製造事業者等と連携し、「緊急物資円滑供給 システム」を運用する。

なお、大規模広域災害で被災府県が複数にまたがる場合において、関西災害時物資供給協議会に参画する企業等に物資供給を依頼するときは、重複依頼を防ぐため、窓口の一本化を図る。

<救援物資需給調整の流れ>



(1) 被災構成府県の対応

① 応援要請

被災構成府県は、災害規模、被害程度等から、救援物資の調達に関し、物資支援の必要性について判断を行い、応援団体又は広域連合に応援要請を行う。

物資支援のニーズ把握にあたっては、被災市町村へ派遣した職員等を通じた情報収集を行うなど、即応的にニーズに応えるための体制を構築する。また、情報や依頼の重複を避けるため、物資支援にかかる窓口の一本化に努める。

② 被災地内輸送ルートの確保

被災構成府県は、道路管理者等と調整し、自府県内の輸送ルートの確保を図る。

③ 物資集積・配送拠点の開設・運営

被災構成府県は、他府県からの物資を集積・配送するための一次物資拠点を開

設する。

また、その運営については、必要な物資がすみやかに被災者に行き渡るよう倉庫業者・運送業者さらにはボランティアの協力を得られるよう努める。

なお、被災市町村の二次物資拠点が被災により機能しない場合は、被災構成府県は、代替施設の確保や、一次物資拠点から避難所へ直接救援物資を届けるなど二次物資拠点機能の代替に努める。

④ 避難所まで物資が行きわたる仕組みづくり

被災構成府県は、被災者・避難所に関する情報、被災者が求める物資の内容・量・タイミングに関する情報等を被災市町村やボランティア等の関係者間で共有し、避難所まで物資が行き渡る仕組みを構築する。

物資の需給調整にあたっては、避難所ごとにニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、被災者の生活支援を行う各担当部局と密接に連携し、部局横断的に調整を行う。

なお、この場合において、在宅被災者にも留意する必要がある。

(2) 広域連合・応援団体の対応

① 物流専門組織の設置

広域連合は、救援物資の調達に関し、広域応援の必要がある場合は、災害対策 (支援)本部事務局に物流専門組織として物資調整班を設置する。物資調整班は、 被災地のニーズに沿った迅速な救援物資の調達・配送が適切に実施されるよう、 構成団体・連携県、国、全国知事会等との間で調整する。

【災害フェーズごとに必要とされる救援物資】

広域連合において調整を行う救援物資については、スフィア基準を参考に概ね下表に記載のあるものを基本とし、下表に記載のない品目について、被災地の状況に応じ、特に必要があるものは、被災府県と応援団体が協議の上、物資調整を行う。

また、物資の調達にあたっては、要配慮者、女性(妊婦等)、子供(乳幼児等)にも配慮する。

時期	必要とされる物資の基本品目
緊急対応期	食料 (α化米、レトルト食品、飲料水、流動食、アレルギー
(概ね3日まで)	食、介護食、水分補給ゼリー等)、毛布、育児用調製粉乳、
	乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携
	帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品、ブ
	ルーシート、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器、おし
	りナップ、パーティション、段ボールベッド、消毒薬、マス
	ク等
応急対応期	炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼ
(避難所期)	リー、流動食、下着、マット、洗面用具、口腔ケア用品、ト
	イレ清掃道具、医薬品、マスク、消毒薬、パーティション、
Total Marie Control	段ボールベッド <u>、洗濯キット</u> 等
【季節に応じて】	
	防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、
	網戸等

【東日本大震災において企業等から提供又は調達した物資の例】

区 分	物資例
飲食物	飲料水、火を使わないで食べられる食料、離乳食、高齢食
衛生用品	大人用おむつ、生理用品、マスク
小児用	子供用おむつ、乳幼児粉ミルク、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ 乳瓶消毒容器
衣料	防寒着、夏物衣料、下着
災害用資機材	ブルーシート、土のう袋、飲料用ポリ袋、避難所用パーティション
その他	ガソリン等、運送サービス

② 備蓄物資の需給調整

応援団体は、被災団体からの応援要請に基づき、若しくは自ら必要と判断した場合には、備蓄物資を拠出する。

また、流通備蓄で対応する物資に関しては、応援団体が協定締結先の事業者・ 業界団体等に要請を行い、物資の確保・送付を行う。

広域連合は、必要に応じ被災団体と応援団体との調整を行う。

③ 国・関係機関等との連絡・調整

ア 物資の融通

応援団体は、自府県や流通備蓄で必要な物資の確保が困難な場合は、広域連合を通じ、他の構成団体及び連携県、協定等を締結している他ブロック、国、全国知事会などと連絡・調整を行い、必要な物資の確保を行う。

なお、この場合においてカウンターパート方式により同一府県を応援する府 県との連絡・調整を優先する。

イ 救援物資配送システムの整備

広域連合、応援団体、被災団体は、被災地・被災者が求める物資を迅速かつ 的確に把握することができる相互の情報伝達ルートを整備する。

また、ガソリン等の不足により輸送に支障が生じるときには、広域連合は、 石油販売事業者や国に対してガソリン等を確保し供給するよう要請する。

④ 輸送手段の確保

応援団体は、協定を締結しているトラック協会、宅配業者などに要請して輸送 手段を確保する。

なお、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、航空・海運事業者、空港・港湾管理者、国土交通省地方整備局及び地方運輸局等並びに自衛隊・海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。

⑤ 道路規制当局(警察・道路管理者)との調整による輸送ルート確保

応援団体は、各輸送手段の規制当局との調整を通じ、輸送ルートを確保する。 なお、緊急物資輸送にあたっては、ルート上で妨げとなる車両について、道路 管理者に運転者等に対して車両の移動を命令又は道路管理者自ら放置自動車を 移動するよう指示し、道路啓開を行う。

⑥ 応援実績の報告

応援団体は、応援実績について、広域連合に報告するとともに、広域連合はその情報をとりまとめて定期的に公表する。

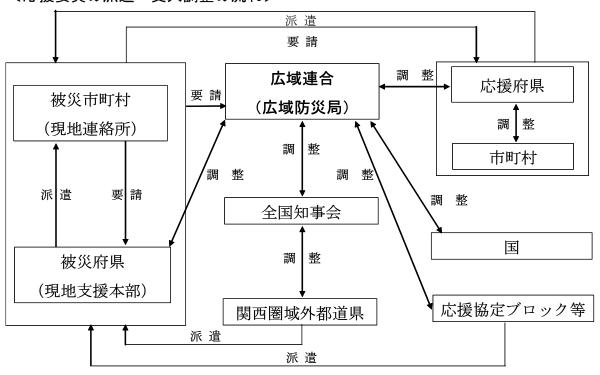
⑦ 0次拠点の開設・運営

広域連合は、必要に応じ、被災地における一次物資拠点の使用不能時又は不足時に物流機能を補完するため、0次拠点の開設を決定し、0次拠点が所在する府県と開設・運営について調整する。

なお、0次拠点の運営にあたっては、必要な物資がすみやかに被災者に行き渡るよう倉庫業者・運送業者さらにはボランティアの協力を得て行う。

2-4 応援要員の派遣・受入調整

<応援要員の派遣・受入調整の流れ>



時期	必要とされる応援要員の業務例
応急対応期 (短期派遣)	【府県・市町村共通】 ○ 保健・健康・福祉・医療 ・保健医療活動の調整にかかるマネジメント支援 ・被災者の健康相談(保健・栄養・歯科)・避難所の衛生対策、こころのケア支援(消防職員等の救援者も対象)、救護所等における診察・治療、死体検案支援、動物愛護支援、栄養相談、防疫・消毒 ○被災住宅対策 ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定 【府県】 ○ 環境 ・災害廃棄物処理実行計画策定支援 ○ 住宅対策 ・応急仮設住宅建設支援
	 ○教育 【市町村】 ○避難者対策 ・物資搬入・受入、避難所運営、ボランティア受入支援、罹災証明書発行・住民相談、炊き出し、家屋被害調査 ○環境・衛生 ・災害廃棄物の分別収集・運搬・処理の支援、し尿収集・運搬・処理の支援 ○ライフライン復旧・給水、上水道復旧、下水道復旧 ○被災市町村行政業務支援
復旧・復興期(中・長期派遣)	 ○公共土木・農林水産施設 ・公共土木施設(道路・河川・港湾・砂防)・農林水産施設(農地・農業用施設・漁港・治山・林道)の災害査定・復旧工事 ○まちづくり・建築 ・府県有・市町村有施設(高等学校等)の復旧工事、公営住宅整備支援、復興まちづくり計画策定支援、まちづくりにかかる用地取得業務 ○環境 ・災害廃棄物処理等業務 ○保健・福祉・医療 ・保健活動支援、生活保護相談業務、孤児の養育環境調査支援、被災者の心のケア(消防職・団員等の救援者や災害業務従事者も対象)、仮設診療所の設置、被災者の保健活動計画策定支援 ○教育 ・教育活動支援

(1) 被災構成府県の対応

応援要請

被災構成府県は、災害対策の内容・事務量等から人的応援の必要性について 判断し、被災府県内の応援体制のみでは対応できない時は、応援団体又は広域 連合に応援を要請する。なお、災害対応体制確立後の応援要請については、職 種ごとの概算人員の算定を行う。

また、被災構成府県は、広域連合と調整し、必要に応じて応急対策職員派遣制度により被災市区町村を支援するため、総務省に応援を要請する。

② 応援職員の受け入れ

被災構成府県は、応援職員への業務の割当についての現地支援本部等との調整、執務スペースの提供及び応援の交代要員への引き継ぎ方法の確立等応援職員の受入体制の整備に努める。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合に備えて、宿泊場所の確保や寝袋等の資機材や装備品、食料等の充実など、応援職員の活動環境の整備に努めるものとする。

③ 被災市町村への派遣

被災構成府県は、情報収集のために被災市町村へ職員を派遣する。

また、被災構成府県は、必要に応じて甚大な被害を受けた被災市町村の災害対応の支援を行う職員を派遣するとともに、他の自治体からの応援職員も含めて、適切に職員が配置されるよう調整する。

(2) 広域連合・応援団体の対応

① 要員調整班の設置

広域連合は、広域応援のため応援要員を派遣する必要がある場合は、災害対策 (支援)本部事務局に要員調整班を設置する。要員調整班は、被災地のニーズに 沿った迅速な応援要員の派遣が実施されるよう、構成団体・連携県、国、全国知 事会等との間で調整する。

② 応援要員の派遣調整

応援構成団体は、被災府県からの応援要員の派遣要請に基づき、若しくは自ら必要と判断した場合には、要員を派遣する。なお、カウンターパート方式により同一被災構成団体を担当する応援構成団体が複数ある場合は、幹事府県が中心となり、応援要員の派遣について十分な調整を行うものとする。

なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症流行下においては、感染症対策の ため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

また、被災団体が先の災害で要員を他圏域に派遣しており、自らの災害対応の ために当該要員を自団体に戻す場合、広域連合は、代替要員の派遣について構成 団体・連携県、国等と調整する。

③ 国・関係機関等との連絡・調整

応援団体は、自府県のみ又は同一被災団体を応援するカウンターパート内の みでは派遣に必要な要員の確保が困難な場合は、広域連合に必要な要員の確保 を要請する。

広域連合は、他の構成団体及び連携県、協定等を締結している他ブロックと連絡・調整を行い、派遣に必要な要員を確保する。

また、応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣等が行われる場合、広域連合は、現地調整会議に参加し、必要な調整を行う。

④ 応援実績の報告

応援団体は、派遣実績について、広域連合に報告するとともに、広域連合は、 その情報をとりまとめて定期的に公表する。

なお、カウンターパート方式により同一被災団体を担当する応援団体が複数 ある場合は、幹事府県が派遣実績をとりまとめ、広域連合に報告する。

【広域連合において派遣調整を行う要員の例】

東日本大震災の被災地支援において、広域連合で要員の派遣調整を行った職種は以下のとおりである。

- 救護班等の医療チーム、保健福祉・こころのケア・要援護者対策要員(保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等)
- 応急仮設住宅対策・県有施設復旧工事要員(建築技術職員)
- 復興まちづくり計画策定支援要員(都市計画従事職員)
- 土木復旧対策要員(土木技術職員)
- 廃棄物処理対策要員(環境技術職員)
- 家屋被害調査要員(税務職員、建築技術職員)
- 教育復興要員(教職員)
- 市町村業務全般を支援する職員(マンパワーの確保)等

【国で調整する要員の例】

東日本大震災において主に国が主導して要員派遣調整を行った職種は以下のとおりである。

- 広域緊急援助隊(警察庁)
- 緊急消防援助隊(消防庁)
- 自衛隊
- 巡視船艇、航空機等(海上保安庁)
- DMAT (厚生労働省)
- 給水車·水道施設要員(厚生労働省)
- 被災建築物応急危険度判定士(国土交通省)
- 被災宅地危険度判定士(国土交通省)
- 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) (国土交通省)
- 下水道施設要員(国土交通省)
- 農地・農業用施設復旧要員(農林水産省)
- 外国からの応援要員 等
- ※ 広域連合は、これらの職種の派遣状況を適宜把握し、その派遣元と応援先が広域連合の実施している広域応援にかかる派遣元と派遣先と同一の組み合わせとなるよう、国との調整に努める。

2-5 被災者の支援

被災者の生活状況や支援ニーズは応急対応期から復旧・復興へと向かう過程で大き く変化していくことから、広域連合、構成団体及び連携県は、これに対応したきめ細 かい支援を行う。

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災市町村が開設する避難 所や避難所外に避難する被災者の生活を支援するため、被災市町村が行う避難者対策 を支援する。なお、被災者の支援にあたっては、「場所(避難所)の支援」から「人 (避難者)の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者等を含めた避難者の良好な生活環 境の確保に取り組む。

構成団体及び連携県は、感染症流行下においては、防災担当部局と保健福祉担当部 局が連携して、感染症対策として必要な措置が講じるよう努める。また、自宅療養者 等が指定避難所等に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に 対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

<初	<被災者の生活状況の変化と必要な対応>			
		生活の状況	必要な対応	広域連合の対応
避難所期・被災直後の一時的な生活空間	前期	 ・被災市町村職員が対応 ・早期の自主運営化等に向けた地域自治会等の組織による運営が求められる 	1 避難所の運営等 ・避難所の運営等 ・避難所名簿の整備 ・避難所名簿の整備 ・避難所名為の整備 ・避難所可以上の一次定 ・避難所運営方針、ルールの確立 ・地域自治会等の想慮 ・地域自治会等の考慮 ・地域自治会等の考慮 ・遊難所運営会議(定例)の開催 ・応援職員等による支援、ボランティアの他、ボランティンの・連携に受いる。を表する。では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	○救援物資の需給 調整 (2-3 で詳細をで記載 p. 70) ○ 透光 で で で で で で で で で で で で で で で で で で
		2 情報の取得・管理・共有 ・避難者への提供情報の不足や錯 綜、マスコミ等の殺到	送る避難者への支援 ・こども・若者の居場所確保 2 情報の取得・管理・共有 ・情報取得手段の確保、携帯電話、スマーートホンの充電手段の確保 ・避難所開設状況等広報活動の実施 ・支援情報の掲示等情報共有の実施	
		3 食料・物資 ・道路の途絶や電気、ガス、水道な どライフラインの寸断、膨大な 被災者の発生などにより、食料、 水、生活必需品が不足	3 食料・物資 ・備蓄物資の配布 ※高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限 のある方等への配慮 ・必要食数の把握・報告 ・救援物資調達・救援ルートの確保 ・物資の数量管理、衛生的な保管 ・衛生資材、女性特有の物資(生理用品) の確保	

	生活の状況	必要な対応	広域連合の対応
	4 避難所の居住環境 ・暑さ・寒さへの対応ができない ・トマン、風呂が利用できない ・多数の避難者で混雑、プライバシーの確保が困難 ・ウイルス等による集団感染の懸念 ・性暴力・DV の発生 5 医療・健康 ・食生活の偏り、劣悪な環境による感染症懸念、治療中断 ・災害のストレスによる精神的不調	4 避難所の居住環境 ・毛布の田布 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		る支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談 ・食生活・居住環境・衛生環境の改善 ・DPAT 等による地域精神医療の補完、こころのケア相談 ・要配慮者や患者等の状況に関する情報共有 6 配慮が必要な方への対応 ・避難者同士の見守り体制の確立 ・外国語の対応 ・授乳スペースの確保 7 その他 ・防犯対策(防犯カメラ、ドローン等の活用も含む) ・被災者台帳の早期整備	
避難所期・被災直後の一時的な安定期	1 避難所の運営 ・応援職員やボランティアに依存 ・昼間の避難者の減→運営への支障 2 情報の取得・管理・共有 ・災害対策本部等からの情報提供、 生活支援情報の提供等 3 食料・物資 ・炊き出し、仕出し弁当、食料の多品目化、個炊、一般的な支援物資の充足 ・物的ニーズの多様化(シャワー、	1 避難所の運営 ・避難所運営会議(定例)の開催 ・避難所運営会議(定例)の開催 ・避難所運営の民間委託又は自主運営 の働きかけ、防災士、ボランティア等 との協力連携 ・女性の参画の推進 2 情報の取得・管理・共有 ・生活支援情報のわかりやすい掲示 ・在宅避難者への支援情報の発信 3 食料・物資 ・ボランティアなどによる支援 ・温かい食事の提供、栄養面の配慮	
生活空間 アイス	・物的ニースの多様化(シャリー、 殺虫剤、季節衣料等) 4 避難所の居住環境 ・プライバシーの向上(間仕切り、 更衣ルームなど) ・悪臭・はえ・蚊の発生 ・ウイルス等による集団感染の懸念 ・性暴力・DV の発生	4 避難所の居住環境 ・感染症対策のための適切な避難スペースの確保や適切な避難所レイアウト ・避難所の換気、冷暖房機器などの整備・避難所のバリアフリー化、間仕切用パーティションの設置、空調設備の設	

	5 医療・健康 ・生活不活発病等二次的な健康問題発生 ・災害のストレスによる精神的不調	置、トイレの洋式化 ※男女の三慮 ・投ボールででは、 ・投ボールで、 ・投ボールで、 ・といれて、 ・といれで、 ・安のでは、 ・安のでは、 ・安のでは、 ・安のでは、 ・安のでは、 ・安のでは、 ・安のでは、 ・安のでは、 ・安のでは、 ・安のでは、 ・安のでは、 ・安のでは、 ・安のでは、 ・安のでは、 ・安のでは、 ・安のでは、 ・安のでは、 ・安のでは、 ・でが、 ・でがが、 ・でががが、 ・でがが、 ・でがが、 ・でがが、 ・でがが、 ・でががが、 ・でがが、 ・でがが、 ・でががが、 ・でががが、 ・でががが、 ・でがががががが、 ・でがががががががががががががががががががががががががががががががががががが	
仮設住宅期	1 応急仮設住宅の運営 ・多数の単身高齢世帯 ・見知らぬ隣人が多い 2 生活の自立 ・食事の供給がまする必要がある 3 健康の不安 ・身近な相談相手の不在 ・生活環境の変化による新たなストレス	整 1 応急仮設住宅の運営 ・コミュニティに配慮した住戸配置、地域型仮設住宅の設置、集落ごとの設置、集落ごとの設置入居、かれているとするとであれているよう配慮 2 健康不安への対応 ・保健師、看護師等による健康相談強化、健康教育、生活支援アドバイザイ、民生委員・児童委員、健康アドバニのケアチームによる被災者及びものメンタルへルスに関する支援 のメンタルへルスに関する支援	○仮設住宅のコミュニーのででは ではまた。 ではまた。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

【先行事例】「鳥取県版災害ケースマネジメント」に関する取組み(鳥取県)

平成 28 年 10 月の鳥取県中部地震で被災及びその後の被災者支援を踏まえ、平成 30 年 4 月に全国で初めて鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例に災害ケースマネジメントに関する規定を設け、制度化した。

「鳥取県版災害ケースマネジメント」では、金銭的に困窮している被災者を建築士が訪問し、簡易で金銭負担の少ない修繕方法を提案するなど、それぞれの被災者のニーズに沿った支援を実施した。

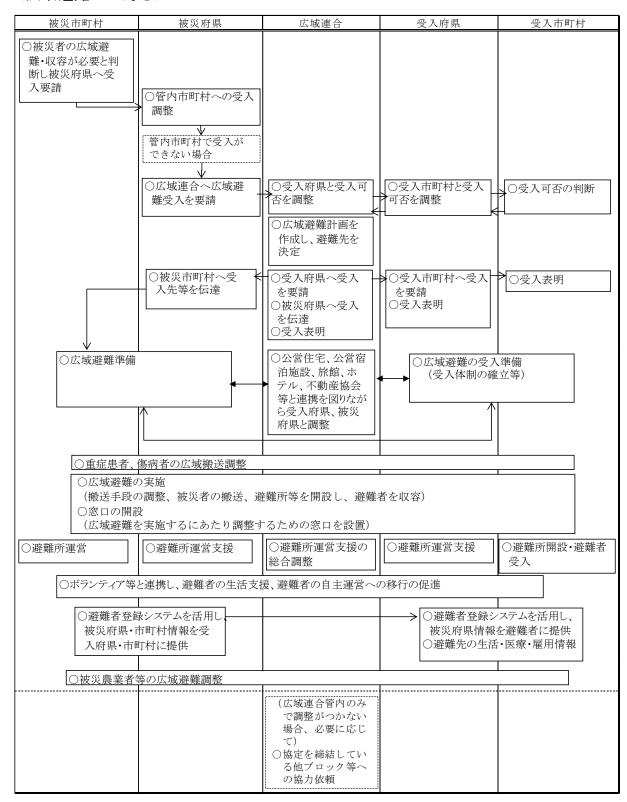
さらに、全国に先駆けて令和3年4月に鳥取県社会福祉協議会内に複合的な機能 (災害ケースマネジメント、災害派遣福祉チーム派遣調整、資機材確保等)を持つ「鳥 取県災害福祉支援センター」を常設し、更なる「鳥取県版災害ケースマネジメント」 の全県展開を進めている。

2-6 広域避難の受入調整

避難者が大量に発生した場合、被災地の避難所だけでは収容が困難になる。また、 専門的な医療や介護などを必要とする被災者は、被災地内では必要なサービスを受け られない事態が発生する。

被災地外での避難を必要とする被災者を受け入れるため、広域連合は、応援団体と協調し、広域的な避難の受入を推進する。

<広域避難への対応>



(1) 被災府県の対応

① 応援要請

被災府県は、被災者の避難、収容状況等を考慮して、被災府県住民の区域外 への広域避難、収容の必要性について判断を行い、広域避難受入について広域 連合に対し要請する。

② 窓口の設置

被災府県は、広域避難にあたり、避難、搬送の調整のための窓口を設置する。

(2) 広域連合の対応

① 受入表明

広域連合委員会での決定や構成団体及び連携県との調整等を踏まえ、被災住 民の広域避難の受入について表明する。

② 広域避難調整班の設置

広域連合は、広域避難の必要がある場合は、災害対策(支援)本部事務局において広域避難調整班を設置する。広域避難調整班は、被災者が府県を越えて円滑に避難し、適切に受け入れられるよう、被災府県、被災者受入府県、国、全国知事会等との間で調整する。

③ 広域避難計画の作成

広域連合は、被災者受入府県における受入可能施設・人数・期間等を取りまとめる。

また、関西圏域内だけでは被災者を受入れができない場合には、国・全国知事会、相互応援協定等を締結している他ブロックなどと調整を行う。これらの手続きを進め、広域避難計画を作成する。

④ 被災者受入府県への受入依頼

広域連合は、広域避難計画の内容を被災者受入府県に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼する。

⑤ 被災府県への受入の伝達

広域避難計画に基づき、被災府県に対し、具体的な受入内容について伝達を行う。

⑥ 広域輸送手段の調整

広域連合は、「大規模災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」及び 「船舶による災害時の輸送等に関する協定」に基づき、構成団体及び連携県と連 携し、被災者の広域避難にかかる輸送手段の調整を行う。

なお、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、航空・海運事業者、空港・港湾管理者、国土交通省地方整備局及び地方運輸局等並びに自衛隊・海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。

⑦ 避難者登録システムへの登録

広域連合は、国と連携し、広域避難者に対し被災府県等に関する情報を提供するため、避難者登録システムへの避難者情報の登録を促進する。

⑧ 重症患者、傷病者の広域避難

広域連合は、重症患者、傷病者の広域避難にあたっては、広域医療局とも連携 し、必要に応じて、ヘリによる患者搬送を実施する。

9 被災農業者等の広域避難

広域連合は、応援団体と連携し、被災農業者等の就業や研修、被災畜産業者の 家畜飼育などを目的とした広域避難についてニーズ把握を行い、被災農業者等 の受入に努める。

(3) 被災者受入府県の対応

① 被災者の受入

被災者受入府県は、被災府県と連携し、広域連合が策定する広域避難計画に基づき、被災者の広域避難(被災者の搬送、避難所・応急仮設住宅等での受入)を 実施する。

② 窓口の設置

広域避難を実施するにあたり、被災府県との調整や避難者の登録、情報提供 等を行う窓口を設置する。

③ 避難者登録システムの活用

被災者受入府県は、市町村の協力を得て避難者登録システムを活用し、避難者情報を被災府県に提供するとともに、避難者に対し被災府県等に関する情報を提供する。

④ 避難者への生活支援

被災者受入府県は、避難先の生活・医療・雇用情報等をとりまとめ、避難者に対し情報提供を行うとともに、ボランティアとも連携し避難者の生活支援に努める。

⑤ 要配慮者への配慮

被災者受入府県は、高齢者、障害者等要配慮者の避難者に対し、避難所等での保健師・看護師等による健康状態の把握や定員を超えた福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。

⑥ 自主避難者への支援

被災者受入府県は、自主的に避難してきた被災者に対しても、③、④、⑤の支援に努める。

2-7 ボランティアの活動促進

広域連合、構成団体及び連携県は被災者の支援や被災地の復旧・復興に大きな力を 発揮するボランティア活動を積極的に促進する。

なお、ボランティア活動には、社会福祉協議会やNPO等との協力が必要であり、これらの団体と連携を図る。

	ボランティアニーズ	被災構成府県・市町村	広域連合・応援団体
応急対	○被災者の生活支援	【被災構成府県】	【広域連合】
応期	・救援物資の仕分け、	○災害ボランティアの積極的な受入の表明	○ボランティア活動に対する
(避難	配布	○被災地のボランティアニーズの把握	メッセージの発出
所期)	・炊き出し	○(必要に応じ)被災市町村へ応援要	○ボランティアインフォメーションセンタ
	・泥のかきだし、清掃	員を派遣し、情報収集	-の設置・運営
	• 災害廃棄物撤去	○災害ボランティアセンターの設置・運営	
	・家具・荷物の搬出	○府県内市町村災害ボランティアセンターの設	【応援団体】
	• 避難所運営支援	置要請及び運営支援	○ボランティア活動支援
	○災害ボランティアセンターの	○ボランティア活動の呼びかけを広域連	○被災地のボランティア受入
	運営支援	合・応援府県へ要請	業務支援
	など	○災害ボランティアの募集にかかる広報、	○被災府県と協議し、専
		ボランティアバスの運行等の支援	門的なボランティアなど被
		○ボランティア用資機材の確保	災地で求められるボラ
			ンティアの募集・被災地へ
		【被災市町村】	の派遣
		○災害ボランティアの積極的な受入の表明	
		○被災地のボランティアニーズの把握	
		○災害ボランティアセンターの設置・運営	
		○府県内外からボランティア受入表明	
		○災害ボランティアの受入れ(ボランティアのコ	
		ーディネート、災害従事車両証明書の発	
		行等)	
		○ボランティア用資機材の提供	
	○被災者の精神的支	【被災府県・被災市町村】	【広域連合・応援団体】
	援	○傾聴ボランティアや慰問活動等避難者の	○不足する傾聴ボランティア
	傾聴ボランティア	精神的支援ができるボランティアを被災	や慰問活動等避難者
復旧・	・お茶会、話し相手	者のもとに派遣	の精神的支援ができ
復興期	・芸術文化を生かした	○仮設住宅のコミュニティづくりの経験が	るボランティアを広域的に
(仮設住	支援(趣味活動、演	あるボランティアを派遣	派遣調整
宅期)	奏・合唱などの慰問	○高齢者の見守りを行うスタッフの派遣	○仮設住宅のコミュニティづ
	活動)		くりの経験があるボラ
	○仮設住宅のコミュニティ		ンティアを広域的に派遣
	づくり支援		調整
	○高齢者の見守り		○高齢者の見守りを行
	など		うスタッフのための研修
	,		講師等の派遣調整
	<u> </u>		마큐마나 그 ^ ////연 바라토

(1) 被災構成府県の対応

① 被災構成府県内のボランティアニーズの把握

被災構成府県は、被災地でのボランティアニーズの把握に努める。被災構成府 県は、必要に応じて、被災市町村へ応援職員を派遣し、被災市町村が行うボラン ティアニーズの把握を支援し、早期のボランティアニーズの把握に努める。

② ボランティア活動の呼びかけの広域連合・応援団体への要請

被災構成府県は、応援団体及び広域連合に対して、ボランティア活動の呼びかけについて要請する。

③ 災害ボランティアセンターの立ち上げ・ボランティア受入表明

被災構成府県は、社会福祉協議会等と連携して、直ちに災害ボランティアセンターを立ち上げ、府県内外からのボランティアの受入を表明するとともに、被災市町村に対し災害ボランティアセンターの設置及びボランティア受入を行うよう働きかける。

災害ボランティアセンターの運営にあたっては、社会福祉協議会、日本赤十字 社、NPO、企業、生活協同組合、全国ボランティア組織及び中間支援組織等との 連携に努める。

府県災害ボランティアセンターでは、ボランティアの募集にかかる広報やボランティア資機材の確保等を行う。

なお、ボランティアの安全及び健康管理の徹底に十分留意する。

(2) 広域連合の対応

① ボランティア活動に対するメッセージの発出

広域連合は、府県民に対して、構成団体の長の連名によるメッセージを発出し、 被災地支援のボランティア活動を呼びかける。

② ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営

広域連合は、応援団体と連携し、被災府県の災害ボランティアセンターの後方支援として、必要に応じボランティアインフォメーションセンターを設置し、ボランティアに対し、受入状況、活動内容、被災地の道路情報、交通情報、宿泊情報等の支援情報を提供するよう努める。

(3) 応援団体の対応

① 住民のボランティア活動の促進

応援団体は、社会福祉協議会等と連携し、被災地支援のボランティア活動の呼びかけや、ボランティアバスの運行を行うなど住民のボランティア活動を促進する。

また、被災団体と協議し、専門的なボランティアなど被災地で求められるボランティアを募集・派遣するよう努める。

② 被災地におけるボランティアの支援

応援団体は、必要に応じて社会福祉協議会等と連携し、被災地のボランティアニーズを把握するためのボランティア先遣チーム及びボランティアのマッチングを行うボランティアコーディネーターを派遣する。

また、応援団体は必要に応じて、社会福祉協議会等及び被災地の災害ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動拠点の開設の支援を行う。

③ ボランティアグループへの支援

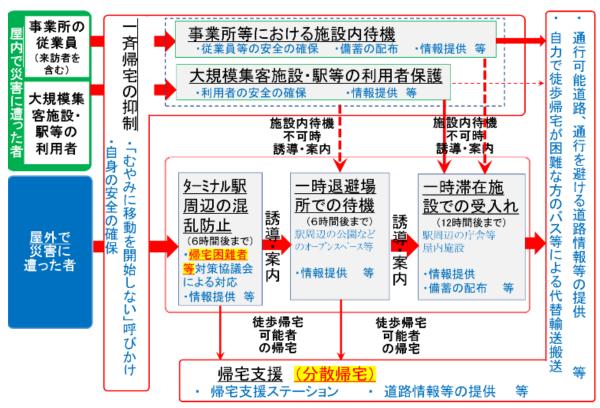
応援団体は、災害対応のステージに応じた被災者ニーズを踏まえ、高齢者の見守り、コミュニティづくり、傾聴ボランティアや芸術慰問等を行うボランティア グループへの支援に努める。

2-8 帰宅困難者への支援

大規模地震が発生し、公共交通機関が運行停止すると、都心部において多数の帰宅 困難者等が発生する。

発災直後から帰宅困難者が解消するまでの一連の対策を示すと以下のとおりである。

<大規模地震発生時の帰宅困難者対策の流れ>



(1) 一斉帰宅の抑制

広域連合は構成団体と連携し、帰宅困難者に対して、SNS やホームページ、プレスリリースを用いて、発災時間帯別にとるべき行動やむやみに移動を開始せず、落ち着いた行動をとるよう呼びかける。

(2) ターミナル駅周辺等の混乱防止、一時退避場所、一時滞在施設の確保

構成府県は、市町村と連携し、「駅前滞留者対策協議会」の「地域の行動ルール」に基づき、ターミナル駅周辺等の混乱を防止する。

また、広域連合及び構成団体は、行き場のない滞留者が避難所等に立ち寄った場合には、一時退避場所、一時滞在施設の開設に関する情報を提供するなど、支援協力を市町村へ呼びかける。

さらに、構成府県は市町村と連携し、防災活動に必要な情報の提供や滞留者の避難・誘導を行うための防災資機材の整備などを行う。

(3) 一斉帰宅抑制後の分散帰宅の促進

<u>広域連合は構成団体と連携し、帰宅困難者に対して、SNSやホームページ、プレ</u>スリリースを用いて、分散して帰宅するよう呼びかける。

(3) 帰宅支援

構成団体は、「災害における帰宅困難者支援に関する協定書」に基づき、協定締結 事業者に支援の協力要請を行う。広域連合は、災害時帰宅支援ステーションの開設 状況を協定締結事業者などから収集し、構成団体及び徒歩帰宅者へ情報提供する。

(4) 帰宅困難者等への情報提供

広域連合及び構成団体は、関係機関と連携して帰宅困難者等に対して的確に情報 提供を行う。

外国人観光客に対しては、多言語による災害情報の発信や交通機関の運行情報の 発信等を行う。

2-9 広域的な災害廃棄物処理の調整

被災市町村は、災害廃棄物の発生量を推計した上で事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置き場、最終処分場を確保し、構成府県は、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、 社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、災害廃棄物処理施設については、電力供給や熱供給等の拠点としての活用にも努める。

被災市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、 建設業者等との連携体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団 体に協力要請を行う。

<災害廃棄物の処理の支援>

	害廃棄物の処理の支援> 被災地の状況	必要な対応	広域連合による支援
発災時	・倒壊等家屋・建物の発生・自動車、重機等大型廃棄物の発生・津波堆積物の発生・港湾海底への廃棄物の沈殿	 ・処理量の把握と処理体制の確立 ・運搬・輸送道路の確保 (道路上の災害廃棄物を撤去) ・運搬業者等の確保 ・作業用重機の手配 	○府県域を越えた災害を想定 した災害廃棄物処理計画策 定の支援 ・撤去・処理方法:仮置き場、 最終処分場の確保(市町村 内、府県内、域内調整の仕組
収集・分別・仮置き	・災害廃棄物の仮置き場への搬入・廃棄物運搬車両による交通渋滞	・倒壊家屋等建築物の解体・撤去 (仮置き場への移動) ・解体撤去に伴う健康対策(アス ベスト、粉じん等) ・不燃物・可燃物・リサイクル資 源の分別(コンクリートガラ、 木くず、土砂等) ・交通渋滞対策の検討(道路使用 制限等) ・運搬手段の確保 ・個人所有物の一時保管	み) ・輸送手段の想定 ・再資源化の検討:土木資材 (地盤嵩上げ、防潮堤整備 など)への活用等
	・個人所有物の処分と保存の区 分		
中間処理	・廃棄物処理にかかる環境保全 (大気、水質等)・リサイクルの実施・有害物質(産業廃棄物)の処理	・可燃ごみの焼却 (市町村処理施設、民間処理施設の確保・調整)・木くずのチップ化、埋立用材・建築資材等へのリサイクル(民間業者の確保等)・民間業者の確保	
最終処分	・最終処分場への輸送、処分	・広域での最終処分場の調整・確保 ・海上、鉄道等輸送手段の確保	

(空白)

【参考】死者・行方不明者の氏名公表について

~令和3年7月1日の大雨等における課題を踏まえて~

死者・行方不明者の氏名等公表については、公表の権限の所在を明記した法律がなく、 統一的な基準は示されていない。

1 これまでの事例

(1) 令和3年7月1日の大雨

甚大な土石流被害が発生した静岡県熱海市では、住民基本台帳を元に、安否不明者の確認作業を進めたが、台帳には携帯番号等が記載されておらず、作業に難航したことから、土石流発生の3日後に氏名公表に踏み切った。

(2) 平成30年北海道胆振東部地震

道内 5 市町で計 41 名の死者が発生した。一番死者数が多かった厚真町では、震災直後から遺族の了承を得たうえで、記者会見時に公表をしたが、札幌市、苫小牧市などの 4 市町では遺族の同意を得られないなどとして公表しておらず、道内自治体で対応が分かれることとなった。

2 全国知事会の対応

令和3年6月、全国知事会は、「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」をとりまとめ、公表の方針別の標準的な対応例を示した。

全国知事会では、都道府県により、氏名公表の対応に差が生じることは好ましくなく、公表の主体、関係機関の協力などを法令に位置付けることを国へ要望しつづけている一方、災害の状況や被災者の事情等はその都度異なることから、全ての都道府県に画一的な対応を求めることは適当でないとし、統一基準は示していない。

<公表の方針別の標準的な対応例>

パターン①	個人情報保護を重視し、公表を判断する	・家族・遺族の同意があること、住民基本台帳の閲覧制限がないことを要件に公表(行方不明者について、救出・救助活動に資する場合は、同意を確認せず公表することもある)
パターン②	発生した事実 を速やかに公 表する	・家族・遺族の同意や住民基本台帳の閲覧制限の確認等を前提とせず公表
パターン③	被災状況から 公表を判断す る	・被災状況から、迅速な救出救助などに必要な場合は公表

3 国の対応

令和3年9月、内閣府と消防庁は連名で、「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」(通知)を発出して、氏名等公表を行う際の留意事項を示した。

<留意事項の概要>

- (1) 災害が発生した際、人命の救助活動の効率化・円滑化に氏名等公表が資する場合があることや、発災当初の72時間が極めて重要な時間であることをふまえ、氏名等公表の可否や判断基準、氏名等公表及びその結果寄せられた安否情報の確認・共有に係る一連の手続き等について、市町村や関係機関と連携の上、平時から検討しておくこと。
- (2) 氏名等公表については、人的被害の数について一元的に集約、調整を行う都道府県が行うことが基本となるが、市町村が行うことが安否情報の収集等に資すると考えられる場合においては、都道府県と当該市町村の事前調整に基づき、市町村が行うことも考えられること。
- (3) 氏名等公表については、各地方公共団体がそれぞれの個人情報保護条例に照らして その可否を判断することとなるが、その際、安否情報の収集等を行い、救助活動を効率 化することが重要な場合においては、人の生命又は身体の保護のため緊急の必要がある ときの個人情報の提供と考えられることから、個人情報保護条例に定める個人情報の利 用及び提供制限の例外規定の適用を検討されたいこと。
- (4) 氏名等公表の対象者について、所在情報を秘匿する必要がある者(配偶者からの暴力やストーカー行為の被害者等)が不利益を被らないよう、都道府県関係部局及び域内市町村と平時から公表時の取扱いについて十分な調整を図るとともに、公表に当たってはあらかじめ関係市町村に確認すること。
- (5) 上記(4)の確認を含め、氏名公表等の可否の判断に時間を要する対象者がいる場合には、それ以外の公表可能な対象者から段階的に公表することも考えられること。

なお、全国知事会は、上記通知文はガイドラインの趣旨に沿った内容となっていることから「高く評価」し、災害時における安否不明者の氏名等公表に向けた取組を、国と一体となって進める旨の声明を発表している。

4 検討の必要性

行方不明者の氏名等公表については、被災者の救出・救助活動の効率化・円滑化が期待できることや、不確実情報の拡散を軽減し、家族等の混乱を防ぐことができる一方、個人情報保護や遺族・家族等の心情への配慮などの観点から慎重な対応が求められる。

構成府県は、全国知事会がまとめたガイドラインや国の通知を踏まえ、氏名公表の対応について、事前に対応を検討する必要がある。

^

応急対応期オペレーションマップ(1)

このオペレーションマップは、大規模広域災害発生時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援団体、他都道県、国・国出先機関及び広域実動機関が、相互に連携しながら対応すべきことを災害対応項目ごとに示したものである。

項		被災市町村	被災府県
1 生活物資の供 給	水の供給	○保存飲料水の供給○給水車の派遣【応援要請】◇被災府県及び日本水道協会(府県支部)へ給水の応援を要請(保存飲料水、給水車)【受援業務】◆給水支援の受入、割当	○管内市町村と保存飲料水、医療用水に係る給水調整(給水車の派遣)○被災市町村への保存飲料水の提供【広域応援要請】◇日本水道協会に給水応援を要請◇自衛隊や海上保安庁に応援要請
	食料・救援物資の供給	○食料・物資の必要品目・数量の把握 ○備蓄物資の供出 ○避難者等への食料・物資の配布 ○衛生的な保管環境の整備 ○流通業者への物資供給要請 ※在宅被災者にも留意 【応援要請】 ○食料・物資の供給要請 【受援業務】 ◆応援申し出に対する支援先の調整	 ○備蓄食料・物資の被災市町村への供出 ○協定事業者への供給要請 ○関西災害時物資供給協議会企業・団体への物 資調達、物流等の協力依頼を広域連合へ要請 ○企業・ボランティア等に対する物資支援や炊き出しの呼びかけ ○支援要請品目以外の必要性にかかる多角的な検討及びその供給 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への備蓄食料・物資の供給要請 ◇必要とされる具体的な物資等の支援要請【受援業務】 ◆応援物資や炊き出しの申し出に対する支援場所等の特定 ◆救援物資の受け入れ
	物流の調整	 ○物資集積・配送拠点の開設・運営 ○必要な物資の品目や量の把握できる 仕組みの確立(避難所等との連絡調整方法の確立) ○市町村内輸送ルートの確立 ○避難所内での配布方法の確立 ○砂資集配にかかる事業者への協力要請 【応援要請】 ◇配送システムの確立に向けたノウハウ等の提供要請 ◇物資集積・配送拠点の運営要員の派遣要請 【受援業務】 ◆物資集積・配送拠点の開設・運営(再掲) ◆市町村内輸送ルートの確立(再掲) ◆応援職員の配置、職務の割当 ◆各種応援要員との調整場所の設定、調整会議の開催 	 ○広域的な物資集積・配送拠点の開設・運営 ○被災市町村が必要とする物資の品目や量の把握できる仕組みの確立 ○集配システムの確立に向けた事業者への協力要請 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合に対する配送システムの確立・活用に関する要請 ◇物資集積・配送拠点の運営要員の派遣要請 【受援業務】 ◆物資集積・配送拠点の開設・運営(再掲) ◆府県内輸送ルートの確立(再掲) ◆応援職員の配置先の割当 ◆各種応援要員との調整場所の設定、調整会議の開催

凡例 ○:対応業務、◇:応援要請業務、◆:受援業務

広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関	広域実動機関(消防・警察・ 自衛隊・海上保安庁)
○保存飲料水の提供(管内市町村への要請を含む)○日本水道協会からの要請に基づき、給水車を派遣「広域連合〕【広域応援・受援調整】○保存飲料水について構成府県間で調整	○要請等に基づき保存飲料水を提供、給水車を派遣		○自衛隊や海上保安庁による 給水活動
○備蓄食料・物資の供出(管内市町村への要請を含む) ○企業・ボランティアの呼に対する物資を含む。 ○企業・支援や炊き出しの調整の大量にの事業 と具体的な要集 「広域にの事業」 「不足の事業」 「不足の事業」 「本足の事業」 「本足の事業」 「本ののでは、「本ののでは、「大きなでは、「大きなでは、「大きなでののでは、「大きないない。」 「大きなでは、「大きなでは、「大きなでは、「大きないない。」 「大きないないないないないない。」 「大きないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	○要請に基づき備蓄食料・ 物資の供出 ○企業・ボランティア等 への応援呼びかけ	 【農林水産省・地方農政局〕 ○プッシュ型支援にかかる供給・協力要請・災害救助用米穀の供給・パン等食料関係業界への出荷要請 〔経済産業省・経済産業局〕 ○プッシュ型支援にかかる生活必需請 ○対シュ型支援にかかるの協力要請 	○自衛隊による食料供給活動○海上保安庁により物資輸送を支援
○ 0 次拠点を必要に応じて開設・運営 ○ 被災府県への供給を迅速に行える連絡調整体制の確立 ○ 被災府県までの輸送ルートの確立 ・ 物流事業者(トラック協会、海運事業者(JR、私鉄、航空会社等)等への配送要請 ○ 応援職員の派遣(管内市町村への要請を含む) 「広域連合] 【広域応援要請・受援調整】 ◇他都道県への応援職員派遣・協力要請 ◇国、実関係業界への支援・協力要請	○物流事業者、交通事業者 への配送要請 ○実動機関(自衛隊、海上 保安庁)への協力要請 ○要請に基づき応援職員 を派遣	(国土交通省・地方運輸局)○物流事業者、交通事業者への協力要請	○自衛隊、海上保安庁による 搬送活動○自衛隊による物資集積・ 配送拠点の運営支援

項目		被災市町村	被災府県	
項目 2 被災者の健康対策の実施 (感染症対策、健康・栄養 調査、衛生対策等)		 ○医師等(救護班、地元病院等)による巡回診療 ○保健師等による巡回相談、保健衛生に係る指導 ○歯科衛生士による巡回相談 ○栄養士による巡回相談 ○避難所トイレの衛生保持 ○建物内外の消毒等防疫活動 【応援要請】 ◇保健師、栄養士、歯科衛生士等の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の業務の割当 ◆執務場所の確保、調整会議の開催 	被災府県 ○医師等(救護班、地元病院等)による巡回診療 ○保健師等による巡回相談、保健衛生に係る指導 ○歯科衛生士による巡回相談 ○栄養士による巡回相談 ○管内市町村への保健師、栄養士、歯科衛生士等の派遣要請 ○保健師、栄養士、歯科衛生士等の配置先・巡回先等に関する調整 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合等への保健師、栄養士、歯科衛生士等の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の活動市町村の割当	
3 生活衛生対策 の実施	し尿の処理	 ○仮設トイレの設置 ○仮設トイレ等の汲み取りの実施 ○仮設トイレ等の衛生の確保(消毒剤の配布、散布等) 【応援要請】 ◇仮設トイレの提供要請 ◇汲み取り作業の支援要請 【受援業務】 ◆仮設トイレ配置場所の調整 ◆汲み取り作業実施場所の割当 	 ○仮設トイレの供給(管内市町村への要請を含む) ○汲み取り作業への応援(管内市町村への要請) 【広域応援調整】 ◇応援府県、広域連合への仮設トイレの供給要請 ◇汲み取り作業への支援要請 【受援業務】 ◆仮設トイレ配置場所の調整 ◆汲み取り作業応援市町村の調整 	
	入浴の確保	○公共施設、旅館、ホテル等の浴場の 開放要請○要支援者の移送手段の確保○避難所へのシャワーの設置 【応援要請】◇周辺地域の施設の浴場の開放要請	○周辺市町村等の公共施設、旅館、ホテル等の浴場の開放要請○企業等へのシャワーの提供要請○自衛隊による仮設風呂の支援要請	
	害虫対策、寒暖対策	○避難所周辺の消毒○殺虫剤の配備○扇風機、暖房設備等の配備	○必要な資機材の供給	
4 広域避難の実施	施	○被災者の意向把握、広域避難の働きかけ ○広域避難者のとりまとめ、移送 ○広域避難者への生活支援・復旧復興等の情報提供(避難者登録システムの活用) 【応援要請】 ○広域避難の受入要請 【受援業務】 ○避難者の移送(再掲)	 ○被災市町村に対する広域避難の呼びかけ ○受入先の確保 ○管内市町村との受入調整 ○広域輸送手段の確保 ○広域避難者登録システムの活用 ○広域避難者への生活支援・復旧復興等の情報提供 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への広域避難受入要請 【受援業務】 ◆避難者の移送支援 	

広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関	広域実動機関(消防・警察・ 自衛隊・海上保安庁)
○保健師、栄養士、歯科衛生士等の派遣〔広域連合〕○不足する場合の構成府県間調整○保健師、栄養士、歯科衛生士等のアドバイザー派遣○他都道県、国への派遣要請	○要請に基づく保健師、 栄養士、歯科衛生士等 の派遣	〔厚生労働省〕 ○保健師、栄養士、歯科衛 生士、DHEAT等の全 国的な派遣調整	
 ○仮設トイレの供給 ○汲み取り作業への応援調整 (管内市町村への要請) 〔広域連合〕 ○不足する場合の構成府県間調整 ○環境省近畿地方環境事務所に対する近畿ブロック及び全国調整等の実施要請 	○仮設トイレの供給	〔環境省・地方環境事務 所〕 ○必要な資機材の供給調整	
○企業等へのシャワーの提供要 請 ○企業等への支援物資の提供要			○自衛隊による仮設風呂の 支援
請			
○広域避難の受入表明 ○公営住宅等の受入施設の確保 ○管内市町村、ホテル・旅館業 界、不動産業界等への協力要 請 ○学校の受入体制の整備 ○生活、医療、福祉、就労等の 情報提供 ○農業者・(家畜を含む) を含む)の受入体制の構築と情報 発信 ○避難者登録システムの導入 (管内市町村への要請を含む) 〔広域連合〕 ○不足する場合の構成府県間調整 ○広域軸送手段確保の調整 ○他都道県への受入要請	○要請に基づく受入 ○管内市町村等への受入 要請 ○避難者登録システムの 活用(管内市町村への 要請を含む)	〔関係省庁〕○全国自治体への受入要請○避難者登録システムの導入要請	

項目		被災市町村	被災府県
5 道路等公共土	木施設の応急復	○管理道路の応急復旧工事の実施○河川、砂防等管理施設の応急復旧工事の実施【応援要請】◇応援職員の派遣要請【受援業務】◆応援職員の受入、業務の割当	 ○管理道路の応急復旧工事の実施 ○管理港湾、管理空港の応急復旧工事の実施 ○河川、砂防等管理施設の応急復旧工事の実施 ○被災市町村への職員派遣等の支援 【応援要請】 ◇応援府県、広域連合への応援職員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務の割当
6 ライフライン の応急復旧	電気・ガス・ 通信の復旧	○事業者への復旧要請 ○優先的復旧箇所(医療機関、公共機 関等)への早期復旧要請 ○事業者への道路通行可否やその他 復旧のために必要となる情報の提供	○被災状況・復旧状況の確認 ○早期対応箇所の要請 ○事業者への道路通行可否やその他復旧の ために必要となる情報の提供 ○必要に応じ、ライフラインの迅速な復旧 を支援 ○予めリスト化した病院、要配慮者施設に関 わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施 設及び災害応急対策に係る機関が保有する 施設の非常用電源の稼働状況を確認 ○電源の確保が必要な施設への電源車等の配 備先の候補案を作成
	水道の復旧	○被害箇所の確認・点検 ○復旧工事の実施(要員、資機材の 確保) 【応援要請】 ◇被災府県、日本水道協会(府県支 部) へ復旧工事業務等の応援及び 復旧用資機材の供給要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務割当 ◆復旧用資機材の受入、割当	 ○被害状況・復旧の把握 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供 (管内市町村への要請を含む) 【広域応援要請】 ◇日本水道協会に応援職員派遣及び復旧用 資機材の提供要請 【受援業務】 ◆応援職員の派遣先調整 ◆復旧用資機材の提供先調整
	下水道の復旧	○被災状況の調査及び復旧 【支援要請】 ◇日本下水道協会が定めた災害時支援 ルールに基づき被災市町村を所管する府県へ支援要請 【受援業務】 ◆応援隊の受入れに対して、応援活動が円滑に行えるように、必要な情報 や資料の提供 ・情報提供:現地への交通・ア クセス状況、宿泊施設の斡旋、 資機材リスト、水・食料事情 等 ・資料提供:被災状況、下水道 台帳、連絡体制表等	1. 流域下水道が被災した場合(被災自治体となる場合) ○被災状況の調査及び復旧 【支援要請】 ◇日本下水道協会が定めた災害時支援ルールに基づき下水道対策本部を設置し、支援を要請【受援業務】 ◆応援隊の受入れに対して、応援活動が円滑に行えるように、必要な情報や資料の提供・情報提供:現地への交通・アクセス状況、宿泊施設の斡旋、資機材リスト、水・食料事情等・資料提供:被災状況、下水道台帳、連絡体制表等 2. 管内市町村の公共下水道が被災した場合(支援領の調査及び復旧 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供(管内市町村への要請を含む) 【支援要請】 ◇日本下水道協会が定めた災害時支援ルールに基づき下水道対策本部を設置し、支

広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関	広域実動機関(消防・警察・ 自衛隊・海上保安庁)
○応援要員の派遣 〔広域連合〕 ○不足する場合の構成府県間調整 【広域応援・受援調整】 ○他都道県への応援要請 ○地方整備局への支援要請	○要請に基づく職員の派遣	[国土交通省・地方整備局] ○総合的な輸送ルート復旧計画の策定 ○被災府県、市町村等との復旧計画の調整 ○高速河の運動をの立いでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	口神沙 1941年
○被災状況・復旧状況の確認 ○必要に応じて事業者への早期 復旧の申し入れ	〔ライフライン事業者〕 ○復旧作業の実施 ○全国の関係事業者への 応援要請 ○臨時電話の設置 ○伝言ダイヤル等、安否 確認情報の提供	〔経済産業省・経済産業局〕○事業者への復旧指導○全国の関係事業者への協力要請	
○被災状況の把握 ○応援職員の派遣、復旧用資機 材の提供(管内市町村への要 請を含む)	○要請に基づく応援職員の 派遣、資機材の提供	 国土交通省・地方整備 局) ○被災状況の把握 ○日本水道協会を通じた応援調整 ○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣 	
○被災状況の調査及び復旧 ○応援職員の派遣、復旧用資機 材の提供(管内市町村への要 請を含む)	○被災状況の調査及び復旧 ○応援職員の派遣、復旧用 資機材の提供(管内市町 村への要請を含む)	局〕	

項目	被災市町村	被災府県	
7 遺体の安置、葬送	 遺体の安置場所の開設、運営(身元 不明者にかかる情報把握と遺族への 適切な提供) ○火葬等の調整、実施 【応援要請】 ◇火葬の受入を要請 【受援業務】 ◆遺体の搬送手段の確保 	○管内市町村との遺体の受入調整○搬送方法にかかる支援【広域応援要請】◇応援府県、広域連合への受入要請	
8 災害ボランティアの受入	 ○ボランティアの受入表明 ○被災地外からの自由活動ボランティアの活動推奨 ○ボランティアニーズの把握 【応援要請】 ◇ボランティアの積極的な派遣要請 【受援業務】 ◆災害ボランティアセンターの開設・運営 ◆災害従事車両証明書の発行 ◆ボランティア用資機材の確保 	 ○ボランティアの受入表明 ○被災地外からの自由活動ボランティアの活動推奨 ○ボランティアニーズの把握 ○ボランティア用交通手段の確保(バスの運行等) ○災害ボランティアセンターの開設・運営 ○ボランティアにかかる広報の積極展開 ○コーディネーターの被災地への派遣(管内市町村への要請を含む) ○ボランティア用資機材の供給【広域応援要請】 ◇ボランティアの積極的な派遣要請【交援業務】 ◆災害ボランティアセンターの開設・運営(再掲) 	
9 被災者の生活 各種給付の 施 相談窓口の 設	 ○災害弔慰金の支給 ○災害救助法事務の実施(家屋の応急修理等) ○義援金の受入と被災者への配分 ○生活再建支援金(基礎支援金)の給付 ○被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備【応援要請】 ◇不足する職員の派遣要請【受援業務】 ◆応援職員の業務の割当 	 災害救助法の適用 義援金の受入、市町村への配分 生活再建支援金(基礎支援金)の市町村からのとりまとめ 被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への職員派遣要請【受援業務】 ◆応援職員の配置先の割当 ○総合相談窓口の開設 ○被災市町村への職員派遣(管内市町村への要請を含む) 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への職員派遣要請【受援業務】 ◆応援職員の配置先の割当 	

広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関	広域実動機関(消防・警察・ 自衛隊・海上保安庁)
○広域受入にかかる管内市町村との調整○管内市町村による受入〔広域連合〕○不足する場合の構成府県間調整○他都道県、国への受入要請	○要請に基づき管内市町 村での受入を調整	〔厚生労働省〕○遺体の埋葬方法にかかる規制の弾力運用○全国的な受入調整	○行方不明者の捜索、遺体の安置場所への搬送○要請に基づく遺体の広域搬送
○ボランティアの呼びかけ、メッセージの発出 ○コーディネーターの派遣(管内市町村への要請を含む) ○ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営 ○ボランティアバスの運行 ○ボランティアに関する積極的な広報 〔広域連合〕 ○災害ボランティアのアトバイナー派遣 ○他都道県へのボランティア活動の呼びかけ	○都道県民に対するボラ ンティアの呼びかけ	○国民に対するボラン ティアの呼びかけ	
○義援金の募集、受入、被災府県への配分〔広域連合〕○災害救助法事務、被災者生活再建支援法事務等にかかる実態に即した提案○他都道県への職員派遣要請○被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備	○義援金の募集、受入、被災府県への配分○(公財)都道府県センターによる生活再建支援金の早期支給○要請に基づく応援職員の派遣(管内市町村への要請を含む)	〔内閣府〕○被災者生活再建支援法の柔軟運用、財源措置○災害救助法の柔軟運用	
○応援職員の派遣(管内市町村への要請を含む)〔広域連合〕○不足する場合の構成府県間調整○他都道県への職員派遣要請	○要請に基づく応援職員 の派遣(管内市町村へ の要請を含む)		

項目	被災市町村	被災府県
11 学校の教育機能の回復	 ○被災した学校施設の応急復旧・安全確保 ○学習スペースの確保(避難者等との棲み分け) ○応急教育の実施【応援要請】 ◇応援教員の派遣要請 ◇被災した児童生徒、教員等へのこころのケアの要請【受援業務】 ◆応援教員の業務分担の割当 ◆応援教員との打合せ会議等の開催 	 一被災した学校施設の応急復旧・安全確保 ○学習スペースの確保(避難者等との棲み分け) ○応急教育の実施 ○被災市町村への応援教員の派遣(管内市町村への要請を含む) ○教育復旧のための専門相談要員の派遣 ○こころのケアの専門家の派遣 ○文化財、博物館等の復旧 【広域応援要請】 ○応援教員の派遣要請 ○こころのケアの専門家の派遣要請 ○災害復旧・復興経験者・専門家の派遣要請 ○文化財復旧等にかかる応援職員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援教員の業務分担の割当 ◆教育復旧にかかる打合せ会議・講演会・講習会等の開催
12 災害廃棄物の処理	 ○環境部局による撤去、収集、分別、処分 ○廃棄物処理業者への処理要請 ○仮置き場の確保 【応援要請】 ◇撤去、収集、分別、処分に関する広域応援の要請 ◇実行計画策定にかかる職員応援要請【受援業務】 ◆応援現場等の割当調整 	 ○仮置き場の確保にかかる支援 ○管内市町村の応援にかかる業務分担調整 ○廃棄物処理業者への協力要請と業務分担調整 ○実行計画策定にかかる応援職員の派遣 【広域応援調整】 ◇環境省近畿地方環境事務所、広域連合に対する廃棄物受入要請 ◇被災市町村の実行計画策定業務等への職員派遣要請 【受援業務】 ◆廃棄物受入府県との受入量、方法等に関する調整 ◆応援職員の配置先の調整
13 応急仮設住宅の整備・確保	 ○空き公営住宅等の活用 ○空き住宅所有者、不動産事業者等への協力要請 ○建設用地の調査・確保 ○応急仮設住宅必要戸数の調査・確定 ○生き甲斐づくり、コミュニティづ設住宅団地計画の策定 ○コミュニティを維持できる方法での入居調整 【応援要請】 ◇仮設住宅の建設要請 ◇建設用地調査、設計調整等にかかる応援要員の派遣要請 ◇被災市町村外での仮設住宅建設要請 ◇被災市町村外での仮設住宅建設要請 ◆被災業務】 ◆応援職員の業務割当、調整会議等の開催 	 ○空き公営住宅等の提供(管内市町村への要請を含む) ○空き住宅所有者、不動産事業者等への協力要請 ○借上住宅の確保 ○良好な生活環境をもった仮設住宅団地計画の提案 ○コミュニティを維持できる方法での入居調整の提案 ○多彩な建設手法の提案 ○応授職員の派遣(管内市町村への要請を含む) ○被災市町村外での建設にかかる調整【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への応援要員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の配置先の調整
14 海外からの支援の受入	○府県災害対策本部との調整	○被災市町村・外務省等との調整

広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関	広域実動機関(消防・警察・ 自衛隊・海上保安庁)
○応援教員の派遣 ○教育復旧の経験者・専門家の派遣 ○こころのケアの専門家の派遣 ○文化財復旧等の要員の派遣 ○「被災地学び支援派遣等枠組み」(D-EST)による教職員等の派遣 「広域連合〕 ○不足する場合の構成府県間調整 ○教育復旧にかかるアドパイザーの派遣 ○他都道県、国への応援要請	○要請に基づき必要な人 材の派遣 ○「被災地学び支援派遣等 枠組み」(D-EST)による 教職員等の派遣	「文部科学省」 ○応援教員、専門家等に かかる全国調整 ○「被災地学び支援派遣等 枠組み」(DーEST)による 文部科学省職員の派遣並び に学校支援チーム及び応援 教職員・スクールカウンセ ラーの派遣調整	
 ○廃棄物の受入(管内市町村への要請を含む) ○応援職員の派遣 〔広域連合〕 ○廃棄物の受入、職員の派遣等について、不足する場合の構成府県間調整 ○災害廃棄物担当のアドバイザー派遣 ○環境省近畿地方環境事務所に対する近畿ブロック及び全国調整等の実施要請 	○要請に基づく廃棄物の 受入、応援職員の派遣	〔環境省・地方環境事務 所〕 ○特定大規模災害の発生 後、廃棄物処理法を廃棄物 処理に関する指針を策定 ○廃棄物の地域ブロック び全国的な受入に関する 調整 ○廃棄物処理制度の柔軟 運用 ○必要な資機材の供給調整	○自衛隊による災害廃棄物の収集、運搬
○応援職員の派遣(管内市町村への要請を含む) 「広域連合」 ○不足する場合の構成府県間調整 ○応急仮設住宅担当のアドバイザー 派遣好な生活環境をもった仮設 住宅団地計画の提案 ○コミュニティを維持できる方 法での入居調整の提案 ○多彩な建設手援の提案 【広域応援・受職整】 ○他都道県への職員派遣要請	○要請に基づく応援職員 の派遣	[国土交通省・地方整備局]○応援職員の派遣にかかる全国調整○空きUR住宅、空き国家公務員住宅等の提供○プレハブ協会等業界に対する早期供給要請	
○被災府県、外務省との調整		〔外務省〕○受入計画の作成○広域連合・被災府県・ 市町村との調整	

3 復旧・復興シナリオ

災害からの復旧・復興は、被災地自らが将来の目標像を定め、そこに至るシナリオ を描くことが必要である。

一方、大規模災害にあっては、復旧・復興に広域的な視点が欠かせず、被災からの 復旧・復興経験やそれによって培われたノウハウは、被災地の早期復旧・復興に向け 参考となる。

国においては「大規模災害からの復興に関する法律(平成25年度施行)」に基づき、被災地域の意向を十分踏まえ、復興基本方針を策定するが、広域連合は、この復興基本方針を踏まえ、必要に応じて関西全域の復興指針を示すとともに、阪神・淡路大震災等の復興ノウハウを提供する。

3-1 復興戦略の策定

複数の構成府県に被害を及ぼし、関西が壊滅的被害を受けるような大規模広域災害において、広域連合は必要に応じて、関西全体の将来像を見据え復興の指針となる「関西復興戦略」として、中長期を見据えた「基本戦略」及び急施を要する「緊急復興戦略」を策定する。

(1) 関西復興戦略の策定方針

関西全体の復興イメージを「基本戦略」として打ち出し、構成団体はこの戦略を 共有し、震災以前の状態を回復するだけではなく、新たな視点から地域を再生する こと(「創造的復興」)を目指す。

また、インフラ・まちづくり、住宅及び産業・農林水産分野等で急施を要する分野について、広域連合は、「緊急復興戦略」を策定し、その戦略と整合を図りつつ被災府県は復興方針等を策定し、早期復旧・復興を目指す。

(2) 策定手順

「関西復興戦略」は、構成団体の主体的な参画に加え、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等、多様な価値観を持った様々な主体の参画を得て策定する。

(3) 策定体制

① 復興戦略本部の設置

広域連合は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に支援する必要があると認めるときは、被災後、早期に復興戦略本部を設置し、被災地の復旧・復興支援に関する広域連合としての方針を示す「関西復興戦略」を策定するとともに、被災地に対する各種支援を調整する。

- 構成員:構成団体の長
- 事務局:広域連合本部のもとに別途検討組織を立ち上げ
- ○機能:
 - ・ 関西復興戦略(基本戦略・緊急復興戦略)の策定方針の決定
 - 関西復興戦略(基本戦略・緊急復興戦略)の策定・決定
 - 被災府県への復旧・復興支援に関する構成団体間調整
 - ・ 復旧・復興支援に関する他ブロック都道県との調整 等

② 復興戦略会議の設置

復興戦略本部のもとに、学識経験者や関係団体等により構成し、専門的な立場から被災地の復旧・復興のあり方に関する提言・助言を行う復興戦略会議を設置する。

なお、各分野における「緊急復興戦略」の検討にあたっては、必要に応じて、 復興戦略会議のもとに各分野ごとの専門部会を設置し検討する。

- 構成員:学識者、関係団体 等
- 事務局:広域連合本部のもとに別途検討組織を立ち上げ
- ○機能:
 - ・ 復興課題の整理
 - ・ 目標の明確化
 - ・復興に関する意見集約、調整
 - ・ 基本戦略及び緊急復興戦略の策定にかかる提言 等

<関西復興戦略(基本戦略)の構成イメージ>

► 	本戦略)の構成イメージ> │ 内 容
基本理念	関西の復興にかかる基本理念を表現
	(被災住民が復興への意欲を持ち、すべての住民が共感できるものとする。)
目標像	関西の復興目標をわかりやすい言葉で表現 (被災状況に応じて、中長期的な関西のあり方まで視野に入れた地域の未来像 を提示し、地域住民との共有を図る。)
基本方向	(復興に向けて重点となる柱(分野)を整理)
①生活	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) ・被災医療機関・社会福祉施設等の早期機能回復 ・保健・医療・福祉の確保 ・高齢者等の自立支援(高齢者の見守り体制構築等) ・障害者への支援(多様な障害特性に対応した障害者支援体制構築) ・被災者の生活相談、心のケア、資金面からの支援 ・教育・文化対策(教育環境の確保、防災学習等) ・地域コミュニティの再生・活性化 ・ボランティア・NPO活動促進 等
(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) ・土地利用の再編等を速やかに実現できるしくみづくり ・建築制限の実施 ・住民主体のまちづくり ・歴史文化の厚み ・府県民、企業、市町村、国等との協働と連帯によるまちづくり ・交流ネットワーク ・防災・減災先進地 ・学術研究基盤 ・エネルギー革新の拠点 ・持続的発展が可能なまちのにぎわいづくりの創出 ・都市の連たんと豊かな自然 ・アジアとの交流 等	
③住宅	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) ・自力再建に関する支援・情報提供 ・民間住宅の再建・供給支援 ・早期の公的恒久住宅の供給 等

のハコニ	(岩脚)で力され 八服 ざし の 口 無 た 押 仂)で 主 印)
④ インフラ	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現)
	・公共土木施設、ライフラインの早期復旧
	・災害に強い交通ネットワークの構築
	・防災基盤の整備 等
⑤産業・農林水産	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現)
業	・直接、間接の被災企業支援(仮設店舗・工場提供、相談体制確立、サプライチ
	ェーンの回復等)
	・空洞化対策
	・技術革新の促進
	・新産業創出の拠点整備
	・モノづくりセンター
	・競争力のある農林水産業
	・農地のがれき除去・除塩
	・農地・農業用施設、漁港施設等の復旧
	・農林水産業者への経営・金融相談
	・農林水産業への企業参入
	・観光振興
	・雇用の確保等

<関西復興戦略(緊急復興戦略)の構成イメージ>

分野	項目	内容
インフラ	計画期間	3 力年
	対象地域	関西全体の地域
	策定趣旨	府県民の生活や産業活動の基盤となる道路、鉄道、港湾などの早期
		回復を図るとともに、災害に強く安心して暮らせる都市づくりを 目指し、関西として急施を要する復興事業を示す緊急インフラ整 備戦略を策定する。
	事業計画	(1)緊急復興事業
		関西の主要な道路、鉄道、港湾等の交通施設等の復興事業 (2)緊急防災まちづくり事業
		関西の被災市街地、地域の核、広域防災帯、広域防災拠点、ライフライン等の整備事業
		(3) 戦略的基盤整備事業
		関西全体を災害に強い地域とするための戦略的整備事業
住宅	計画期間	3カ年
	対象地域	関西全体の地域
	策定趣旨	震災により失われた住宅ストックを早期に回復し、将来に向けて 災害に強く、高齢者等にも配慮した安全で恒久的な住宅を関西全 体として供給していくために、緊急住宅復興戦略を策定する。
	事業計画	(1) 住宅供給方針 防災性に配慮した人にやさしい住まいづくりをめざし、関西全体としての住宅供給方針を示す。 (2) 供給計画 関西全体としての住宅供給計画を示す。 (3) 住宅供給のための施策 関西全体で取り組む住宅供給施策を示す。 (例) 民間住宅の再建支援、被災地の面的整備に伴う住宅建設、自力再建に関する支援・情報提供、行政による公的融資や助成、情報提供・指導・相談(自立のための環境整備)

分野	項目	内容
産業・農林水	計画期間	3カ年
産業	対象地域	関西全体の地域
	策定趣旨	関西の既存産業・農林水産業の一日も早い復旧・復興を図るととも に、技術革新により持続的発展することにより被災地の本格復興 の足固めを行うため、緊急産業・農林水産業復興戦略を策定する。
	事業計画	(1) 産業・農林水産業復興の基本方針 関西全体の早期の復興を成し遂げるため、緊急産業・農林水産 業復興戦略の基本方針を示す。 (2) 復興施策 原状復旧に加え、持続的発展を可能にするため、関西全体で取 り組む復興施策を示す。 (例) 被災企業への資金供給、被災地での資金循環、被災地域 の産業の高度化を推進する新産業の創出、被災地の雇用 確保、物流の安定や物流ルート情報の提供等による経営 の安定化、競争力のある農林水産業、農地・農業用施設、 漁港施設等の復旧等

<参考>

- 〇 阪神・淡路大震災(阪神・淡路震災復興戦略ビジョン)
- 1 策定時期:平成7年3月30日(発災後2か月半)
- 2 事業期間:10年間(平成7年度~平成16年度)
- 3 基本理念:①災害に強いまちづくり
 - ②近隣が助け合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり
 - ③既存産業が新生し、次世代産業もたくましく活動する生き生きしたまちづくり
 - ④世界に開かれた、文化豊かなまちづくり
- 4 内 容
 - (1) 戦略的復興事業
 - ① 住宅の建設による生活再建
 - ② 事業再開と「国際経済文化アクセスゾーン」の整備による産業復興
 - ③ 都市インフラストラクチャーの復興
 - (2) 復興促進事業
 - ① 新しい住まいとまち並みをつくる-住宅復興事業
 - ② 既存産業が新生し、次世代産業がたくましく活動して、生き生きと働けるまちをつくる -産業・雇用復興事業
 - ③ 近隣が助け合い、安心して暮らせる福祉のまちをつくる-保健・医療・福祉復興事業
 - ④ 世界に開かれた、文化豊かなまちをつくる-阪神・淡路文化復興事業
 - ⑤ 災害に強いまちをつくる-防災都市基盤整備事業

○ 東日本大震災(復興への提言~悲惨の中の希望~)

- 1 策定時期: 平成23年6月25日(発災後3か月半)
- 2 基本理念:復興構想7原則
 - 原則1:失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。
 - 原則2:被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。 国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。
 - 原則3:被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。
 - 原則4:地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。

原則5:被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。

原則6:原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮をつくす。

原則7:今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。

- 3 内 容
 - (1) 新しい地域のかたち
 - (2) くらしとしごとの再生
 - (3) 原子力災害からの復興に向けて
 - (4) 開かれた復興
- 〇 熊本地震(平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン)
- 1 策定時期:平成28年8月(発災後4か月)
- 2 基本理念:県民の総力を結集し、将来世代にわたる県民総幸福量を最大化する
- 3 内 容
 - (1)安心で希望に満ちた暮らしの創造~安心・希望を叶える~
 - (2)未来へつなぐ資産の創造~未来の礎を築く~
 - (3)次代を担う力強い地域産業の創造~地域の活力と雇用を再生する~
 - (4)世界とつながる新たな熊本の創造~世界に挑み、世界を拓く~

<参考>阪神・淡路大震災の緊急復興計画

- 阪神・淡路大震災復興計画緊急インフラ整備3カ年計画
 - 1 策定時期:平成7年11月
 - 2 計画期間:平成7年度~平成9年度
 - 3 対象地域:兵庫県内の10市10町(復興事業の内容は被災市町を越えた地域も含む)
 - 4 事業計画
 - (1) 緊急復興事業
 - ① 主要交通網の復興
 - ② みなと神戸の復興
 - (2) 緊急防災まちづくり事業
 - ① 被災市街地の整備
 - ② 新しい都市核の建設
 - ③ 広域防災帯の整備
 - ④ 広域防災拠点等の整備
 - ⑤ 市街地防災強化街路ネットワーク形成のための街路等の整備
 - ⑥ ライフラインの整備
 - (3) 戦略的基盤整備事業
 - (4) 推進の基本的方向

〇 ひょうご住宅復興3カ年計画

- 1 策定時期:平成7年8月
- 2 計画の内容
 - ① ひょうご住宅復興3ヵ年計画の基本的な考え方
 - ② 供給方針
 - ③ 供給計画
 - ア) 全体計画
 - イ) 公的住宅地域別供給計画
 - ④ 計画実現のための主要な施策
 - ア) 災害復興(賃貸)住宅の供給促進
 - イ) 民間住宅の再建支援
 - ウ) その他の支援策
 - ⑤ ひょうご住宅復興3ヵ年計画主要施策一覧表

〇 産業復興3カ年計画

- 1 策定時期:平成7年8月
- 2 計画の内容
 - ① 産業関連基盤の早期復旧及び本格的整備・高度化
 - ② 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築 (被害実態の把握と相談指導・支援体制の確立、金融面・税制面の支援、事業の場の確保 等、既存産業の高度化・新分野進出支援)
 - ③ 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成
 - ④ 高度情報通信基盤の整備と情報通信関連産業の振興
 - ⑤ 産業配置と広域的連携
 - ⑥ 世界都市機能の拡充
 - ⑦ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成

3-2 被災自治体の復興業務への支援

被災自治体では、総合的な復興計画や分野ごとの緊急復興計画の策定をはじめとする復興業務が発生する。広域連合は、必要に応じ、広域防災局が他の分野局との連携のもと、職員派遣や専門家の紹介等を通じ、業務の支援を行うとともに、ノウハウの提供や政府等への提言を行う。

大規模な災害からの復興は、あらゆる分野において必要になる。そのうち、主要な分野の復興に向けての視点・課題・シナリオについて、以下に例示的に示すとともに、 阪神・淡路大震災における取組内容等を参考として掲載する。

(1) 国等への提言等

広域連合は、東日本大震災に際して行った以下の提言を参考に、復旧・復興を促進するための施策や財政上の措置等国や被災地に対する提言のとりまとめ及び発信を行う。

加えて、鉄道、高速道路、電気、ガス等のライフライン事業者に対し、被災した施設の早期復旧を働きかける。

(東日本大震災における広域連合による提言(~平成23年度))

- ・ 3/29 東日本大震災に関する緊急提案(第1次)
- ・ 4/4 農畜産物等食の安全確保等について
- ・ 4/19 復興を支えるための観光推進に関する緊急要望
- 4/28 東日本大震災に関する緊急提案(第2次)
- 4/28 首都機能バックアップ構造の構築に関する提言
- 7/5、11/21 平成24年度国の予算編成等に対する提案

(2) 主要分野の復興に向けた視点と課題

分野	視点	想定すべき課題例
インフラ・ まちづくり	・災害に強いインフラの 創出・住民参加のもと災害に 強く安心して暮らせる まちづくり	 主要交通施設(道路、鉄道、港湾等)の整備 ライフラインの早期復旧と耐震強化等による整備 防災基盤の整備 市街地の復興 府県民、企業、市町村、国等との協働と連帯によるまちづくり 減災のまちづくり 持続的発展が可能なまちのにぎわいづくりの専門家、コンサルタントの参画
住宅・生活復興	・被災した住宅を早期に 回復し災害に強い恒 久的な住宅供給を図 る ・被災者のくらしを一日 も早く震災前の状態 に戻し、その安定を図 る	 ・ 早期の恒久的住宅建設 ・ 入居者の生活環境に配慮した公的賃貸住宅の提供 ・ 民間住宅の再建支援 ・ 被災地の面的整備に伴う住宅建設 ・ 個人の責任や共助による生活復興 ・ 行政による公的融資や助成、情報提供・指導・相談(自立のための環境整備) ・ 自力復興が困難な被災者への直接支援(医療・福祉の提供)

分野	視点	想定すべき課題例
産業・農林水産業	・被災地の未来を見据えた競争力のある産業の復興 ・被災した農林水産業従事者の速やかな生活再建と府県民への生鮮食品の安定供給促進	 きめ細かい中小企業・地場産業への支援による復興 まちづくりと地域住民が一体となった地域産業(商店街・小売市場)の復興 観光復興 被災企業への資金供給、被災地での資金循環 規制緩和や税の優遇措置等を求めるエンタープライズ・ゾーン構想 被災地域の産業の高度化を推進する新産業の創出 被災地の雇用確保 新たな支援制度による生産力の回復 物流の安定や物流ルート情報の提供等による経営の安定化

(3) 主要分野の復興シナリオ

① インフラ・まちづくり

	Ū	-	27 83217					
区 分		•	緊急・応急対応期 復用期 復興前期 発災直後〜避難所期 (約6ヵ月) (6ヵ月後〜2年後) 恒久住宅移行期 (2年後〜5年後)					
	電	気	→ 復旧完了					
1	ガ	ス	───────── 復旧完了					
レフ	水	道	───── 復旧完了					
ラの	下水	〈道	復旧完了					
復	電	話	→ 復旧完了					
旧状況	道	路	→ 高速道路全線復旧					
次		→ 全鉄道復旧完了						
			建築制限(発生から最大2ヶ月)					
まま	っづく	Ŋ	都市計画決定(被災市街地復興推進地域)					
2020			都市計画決定(土地区画整理事業等)					
			土地区画整理事業・市街地再開発事業の施行					
求められる		しろ	・まちづくり復興計画の策定(被災自治体)					
取組		v .aJ	・インフラ整備計画の策定(被災自治体)					
イ入小江			・上記計画策定支援(広域連合)					

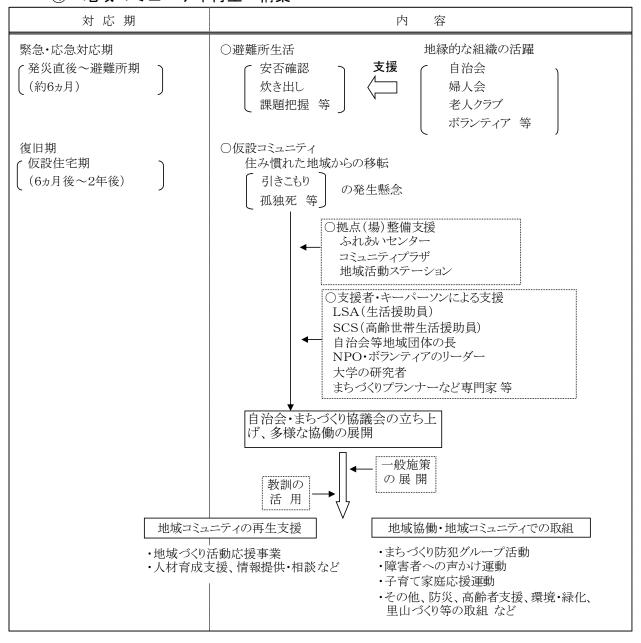
② 住宅・生活

区分		緊急·応急対応期 (発災直後〜避難所期) (約6ヵ月)	復旧期 (仮設住宅期 (6ヵ月後~2年後)	復興前期 [恒久住宅移行期 (2年後~5年後)]	
被災者	住まい	・被災者避難所に避難 ・応急仮設住宅建設 ・応急仮設住宅募集開始 ・応急仮設住宅の災害廃棄物処理完了 ・被災住宅の災害廃棄物処理完了 ・恒久住宅再建 ・恒久住宅へ移行			
有の状況	生活資金確保	 ・義援金(第一次)受領 ・義援金(第二次)受領 ・災害弔慰金・災害見舞金の受領 ・災害援護資金等の各種貸付金の活用 ・生活再建支援金の受領 			
・再就職先探し くらし ・高齢者等の生きがい発掘					
求められる取り組み		生活資金給付の早期処理 被災者ニーズに応じた	合) ための支援(府県、広域連合) 理のための市町村行政支援(府県 - 資金供給策の実施(府県) 実施(府県、広域連合)	4、広域連合)	

③ 産業・農林水産業

	緊急・応急対応期 【 発災直後〜避難所期 (約6ヵ月)	復旧期 (仮設住宅期 (6ヵ月後~2年後)		復興期 (本格復興期 (2年後~)
工場	○元の工場で操業ができない 避難所 避難生活の段階から操業の 再開・再建に向けた取組を 開始 ○修理すれば操業できる 工場等の応急修理	応急的な工場等の確保 ・賃貸工場での操業 ・空き工場での操業開始 ・自力仮設工場の建設 ・公的仮設工場への入居		本格的な工場等の再建 ・工場の再建 ・本設工場への入居 ・本格操業の再開 ・本格操業の再開
商店街	○元の店舗で操業ができない 避難所 避難生活の段階から営業再 開・商店街再建に向けた取 組を開始 ○修理すれば営業できる 店舗の応急修理	応急的な店舗等の確保 (仮設であっても街としての形成が重要) ・露店、屋台等での営業再開・空き店舗等での営業再開・自力仮設店舗の建設・公的仮設店舗への入居	□	本格的な店舗等の再建 ・店舗、共同施設の再建 ・本設店舗への入居 ・本格営業の再開 ・店舗等の本格修理
農林水産業	○元の農地等で再建できない 避難所避難生活の段階から生産再開に向けた取組を開始○農地・農業用施設等を復旧できる農地等の応急復旧	代替農地等の確保・貸付 ・共同施設・園芸農業施設、 生産物加工共同施設等の代替 施設整備と貸付等	□ □	農林水産業の復興 ▶農地等の本格復興
求めら れる取 組	○緊急産業復興計画の策定(府県)○緊急農業復興計画の策定(府県)○上記計画策定支援(広域連合)			

④ 地域コミュニティ再生・構築



復旧・復興期オペレーションマップ(1)

このオペレーションマップは、大規模広域災害発生時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援団体、他都道県及び国・国出先機関が、相互に連携しながら対応すべきことを災害対応項目ごとに示したものである。

項目		被災市町村	被災府県
1 復興計画の策定・ 確保	・復興財源の	○復興計画の策定(関係会議の開催、 有識者からの意見聴取、施策ニーズ の調査等) ○復興予算の編成 ○きめ興加源の確保要請 ○復興財源の回軍・府県への提案 ○復興施策のフラ整備計画の策定 ○緊まちづくり復興計画の策定 ○市世後興計画の策定 「応援要請」 ○位援要請】 ○位援要請】 ○位援要請】 ○位援要請】 ○位援要請】 ○位援要請】	○復興ビジョン、復興方針等の策定(関係会議の開催、有識者からの意見聴取、施策ニーズの編成 ○復興基金の海成 ○復興基金の造成 ○きめ興地策の推進 ○復興與財源の国への要請 ○復興財所第の国への要請 ○復興施インフラ整備計画の第定にのの提集を定に変かが表定と、とのでは、 ○繁全宅業・援要計画の策定 【広域に対力の提供要請 ◇応援府県、広めの職員派遣を要請
		○市町村道等の復旧○早期復旧に向けた府県、国への要望【応援要請】◇応援職員の派遣要請【受援業務】◆応援職員の受入、業務の割当	 ○府県管理の道路・港湾等の復旧 ○被災市町村への応援職員を派遣 ○管内市町村と応援職員派遣を調整 ○早期復旧に向けた国への要望 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合に応援職員派遣を要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務の割当
#		 ○住民主体のまちづくり協議会等による住民の合意形成 ○土地区画整理事業の実施 ○市街地再開発事業の実施 ○商店街の空き店舗対策などまちのにぎわい対策の実施 【応援要請】 ◆被災府県に応援職員の派遣を要請【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務割当 	 ○土地区画整理事業の実施 ○市街地再開発事業の実施 ○被災市町村への応援職員の派遣 ○管内市町村と応援職員の派遣を調整 ○復興基金を活用して、被災地のにぎわいづくり施策を支援 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合に応援職員派遣を要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務割当

凡例 ○:対応業務、◇:応援要請業務、◆:受援業務

広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関
 ○被災府県の復興方針等を策定するため、応援職員を派遣 〔広域連合〕 ○関西復興戦略の策定(復興戦略会議の開催) ○国への施策・制度の提案 ○被災地への復興施策の提案 ○復興戦略会議を開催し、関西復興戦略「基本戦略」と「緊急復興戦略」を策定 	_	○復興基本方針の策定 ○復興関連制度の創設、立法化 ○復興関連予算の編成 【地方運輸局〕 ○被災自治体の復興計画策定支援
○応援職員を派遣〔広域連合〕○早期復旧に向けた国への要望○不足する場合の構成府県間調整【広域応援・受援調整】○他都道県、地方整備局又は地方農政局に応援職員の派遣を要請	○要請に基づく応援職員の派遣	 〔国土交通省・地方整備局〕 ○直轄施設の復旧 ○被災府県への応援職員の派遣及び他都道県への調整 〔航空局〕 ○直轄施設の復旧 〔農林水産省・地方農政局〕 ○管理施設の復旧 ○被災府県への応援職員の派遣及び他都道県への調整
○応援職員を派遣〔広域連合〕○不足する場合の構成府県間調整【広域応援・受援調整】○他都道県又は地方整備局に応援職員の派遣を要請	○要請に基づき、応援職員を派遣	[国土交通省・地方整備局]○財政措置○被災府県への応援職員の派遣及び他都道県への調整

	項目		被災市町村	被災府県
3	3 恒久住宅への移行支援		○災害公営住宅の整備・供給○被災者への住宅復興支援を展開【応援要請】◇災害公営住宅整備・供給に係る応援職員の派遣要請【受援業務】◆応援職員の受入、業務割当	 ○災害公営住宅の整備・供給 ○復興基金を活用して、被災者の住宅復興支援策を展開 ○被災市町村の災害公営住宅建設に係る応援職員派遣及び管内市町村との調整【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合に災害公営住宅整備・供給のため応援職員派遣要請【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務割当
4	生活再建支援	被災者生活再 建支援金	○被災者生活再建支援金 (加算支援金) の請求のとりまとめ	○被災者生活再建支援金 (加算支援金) の市町村からの請求のとりまとめ
		被災者の生活 再建支援策の 実施	○被災者の支援ニーズの把握 ○被災者の生活再建のための支援策を 実施 ○被災者への生活再建支援メニュー等 の情報を支援員やマスコミ、ホーム ページを活用して提供 ○地域主体の高齢者見守り活動の推進	○被災者の支援ニーズの把握 ○復興基金を活用して、被災者ニーズに 合った被災者の生活再建支援策を実施 ○被災者への生活再建支援メニュー等の 情報を支援員やマスコミ、ホームペー ジを活用して提供 ○市町村が実施する支援策をフォロー アップ ○復興基金を活用して、被災市町村の高 齢者見守り施策を支援
5	5 経済・雇用再生		○中小企業、地場産業への支援策の実施○被災企業への資金供給支援策の実施○雇用確保策の実施	○被災市町村が行う中小企業への資金供給 支援策の支援○被災企業への資金供給支援策の実施○被災府県としての雇用確保策の展開

広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関
○被災府県の災害公営住宅整備・供給 支援を行うため応援職員を派遣〔広域連合〕○不足する場合の構成府県間調整【応援要請・受援調整】○他都道県又は地方整備局に応援職員 の派遣を要請	○要請に基づき、応援職員を派遣	[国]○財政措置〔国土交通省・地方整備局〕○被災府県の災害公営住宅整備・供給を行うための応援職員の派遣及び他都道県への調整〔財務局〕○災害公営住宅の建設予定地の提示
〔広域連合〕○被災府県の請求とりまとめ状況及び 支給状況の確認	○ (公財) 都道府県センターは生活再建支援金(加算支援金)を早急に審査し支給	〔国〕 ○財政措置
○広域連合〕○被災府県の生活再建支援メニューをとりまとめ、ホームページなどにより情報発信	_	〔国〕 ○財政措置
(広域連合〕○被災府県等の中小企業支援メニューをとりまとめ、ホームページなどにより情報発信	_	〔経済産業局〕○被災地の復興支援

(参考) 阪神・淡路大震災からの復興における取組

1 阪神・淡路大震災における兵庫県の生活再建のための経済的支援

(件 次的人及父に8517 包头库尔切工冶丹建切15000 框件的文法			
支援項目	支援内容等		
給付金	・災害弔慰金(災害弔慰金法)・災害障害見舞金(災害弔慰金法)・被災者自立支援金(基金)・府県、市町村独自の見舞金等		
貸付	・災害援護資金貸付(災害弔慰金法)・生活福祉資金貸付(厚生省通知等)・母子・寡婦福祉資金貸付(母子及び寡婦福祉法)・府県、市町村独自の貸付制度		
各種減免·猶 予等	 ・国税の軽減・減免(所得税、相続税、贈与税、酒税、自動車重量税、法人税)(所得税法、災害減免法) ・国税の申告、納付等の期限延長・納付猶予(国税通則法、災害減免法) ・地方税の軽減・免除(地方税法) ・地方税の申告、納付等の期限延長・納付猶予(地方税法) ・国民健康保険、介護保険等の納付等の期限延長・徴収猶予(国民健康保険法、介護保険法) ・各種免許証の有効期限延長等(特定非常災害特例措置法) ・公共料金の減免等 ※ ライフライン事業者等による各種料金の減免に必要な情報提供について配慮する。 		

[※] 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

2 阪神・淡路大震災における兵庫県の雇用の維持・確保対策

支援項目	支援内容等				
	・事業者等への雇用維持の要請及び支援策の周知				
	・雇用調整助成金制度等の活用				
雇用維持	・生涯能力開発給付金制度の活用				
	・中小企業事業転換等能力開発給付金制度の活用				
	・労働保険料未納事業主の徴収延期措置				
	・被災地しごと開発事業(基金)				
	・就職斡旋の推進(合同就職説明会の開催等)				
	・被災者雇用奨励金の支給(基金)				
	・震災失業者雇用奨励金の支給(基金)				
	特定求職者雇用開発助成金制度の特例措置の活用				
	・雇用・労働相談窓口の開設				
	・被災地求職者に対する特別訓練				
	・いきいき就労特別訓練(基金)				
離職者支援	・被災地求職者企業委託特別訓練(基金)				
	・雇用保険求職者給付(雇用保険法)				
	・雇用保険求職者給付の特例措置(事業者の休・廃止により賃金を受け				
	とることができない場合の失業扱い)				
	・労災補償・公務災害補償(労働者災害補償保険法、地方公務員災害補				
	(付法)				
	・緊急地域雇用創出特別交付金の活用				
	・未払賃金立替制度の活用				
	・生活福祉資金離職者支援資金貸付				
24 I = A	・義援金の支給				
義援金	・義援金の受付・・義援金配分委員の設置				
	■ し・義援金の配分の決定 ・義援金の交付受付				

3 阪神・淡路大震災における兵庫県の住まいの確保対策

支援項目	支援内容等
被災住宅の応急 修理	・災害救助法による民間住宅の応急修理支援の実施 ・被災者が自力で実施する応急修理支援 ・悪徳業者への注意喚起、価格監視
持ち家の建替・購入・修繕支援	・建替・購入支援 ・住宅金融支援機構融資 ・被災者住宅購入支援事業補助(基金) ・被災者住宅再建支援事業補助(基金) ・府県・市町村単独融資制度 ・県・市町単独住宅融資利子補給(基金) ・廃地買増し宅地規模拡大支援利子補給(基金) ・高齢者住宅再建支援事業補助(基金) ・高齢者特別融資(不動産活用型)利子補給(基金) ・補修支援 ・住宅金融支援機構融資 ・大規模住宅補修利子補給(基金) ・被災マンション向け支援 ・被災マンション連替支援利子補給(基金) ・被災マンション建替支援利子補給(基金) ・に、被災マンション共用部分補修支援利子補給(基金) ・に、大規模共同建替等事業補助(基金) ・に、大規模共同建替等事業補助(基金) ・に、大規模共同建替等事業補助(基金) ・に、大規模共同建替等事業補助(基金) ・定地防災工事支援 ・宅地防災工事支援 ・宅地防災工事を援 ・宅地防災工事を援 ・宅地防災工事を援 ・宅地防災工事を援 ・宅地防災工事を援 ・電地防災工事を援 ・電地防災工事を関 ・電車ローン対策 ・電車ローン対策 ・信宅債務償還特別対策(基金)
民間賃貸住宅等 入居支援	・民間賃貸住宅家賃負担軽減事業(基金)
一時提供住宅の 供給	・公営住宅等への一時入居 ・民間賃貸住宅の借上
応急仮設住宅の 建設	・建設可能用地の確保・応急仮設住宅等の建設・維持管理体制の構築・住環境の改善・巡回相談、見守り活動等の実施
仮設住宅からの 移転(災害公営住 宅への円滑な移 行促進等)	・住み替え情報の提供及び相談対応・住み替え支援策の実施・災害公営住宅入居予定者事前交流事業(基金)・公営住宅入居待機者への家賃・移転費の補助(基金)・持ち家再建待機者への家賃・移転費の補助(基金)

※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

4 阪神・淡路大震災における兵庫県の保健・医療・福祉サービスの提供

支援項目	支援内容等
医療•保健対策	・地域医療体制の確立 ・仮設診療所・巡回移動診療所の設置 ・医療施設の早期再建 ・保健対策 ・避難所・全戸家庭訪問等による健康調査・健康相談の実施 ・応急仮設住宅等への巡回健康相談の実施 ・アルコールリハビリテーション事業(基金) ・仮設住宅、復興公営住宅への健康アドバイザーの派遣(基金) ・仮設住宅入居者の健康づくり支援事業(基金)
福祉対策	 ・社会福祉施設の機能回復・再建 ・在宅福祉サービス(要援護者の把握、支援体制の整備、施設等への一時入所) ・見守り活動の推進(LSA(生活援助員)・SCS(高齢世帯生活援助員)による安否確認、交流事業の実施、保健師と連携した家庭訪問、健康教室の実施等) ・生活保護(仮設住宅等へのケースワーカーの巡回訪問、生活保護制度の周知)
高齢者等の 見守り活動 の実施	・高齢世帯生活援助員の設置等(基金) ・高齢世帯生活援助員の設置 ・地域見守りネットワーク会議の開催 ・夜間・休日見守り安心システムの設置 ・ラジオによる被災高齢者等への語りかけ ・高齢者自立支援ひろばの設置
こころのケ ア対策	・こころのケアに関する相談窓口の設置・巡回相談の実施・こころのケアセンターの設置・運営(基金)

※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

5 阪神・淡路大震災における兵庫県の被災児童・生徒への対策

支援項目	支援内容等	
学校の早期再開	・教育施設の復旧 ・仮設校舎の建設	
相談体制の整備	・電話教育相談の開設	
修学支援	・授業料等の軽減・学用品の支給・奨学金等の支給	
被災児童・生徒のここ ろのケア支援	・被災児童・生徒のこころのケア ・教職員等へのこころのケア研修の実施	

6 阪神・淡路大震災における兵庫県の地域づくり活動支援

支援項目	支援内容等
仮設住宅等における コミュニティ支援	・集会所の整備・住宅共同施設維持管理費補助(基金)・仮設住宅スポーツ遊具の設置(基金)・自治会の結成支援・見守り活動等の実施・交流イベントの実施
地域コミュニティの 維持・活性化	 ・地域づくり活動に対する助成(基金) ・地域づくり活動サポーターの設置(基金) ・高齢者向け講座の開設(基金) ・被災者参加のフリーマーケット開催(基金) ・高齢者語り部・昔のあそび伝承事業(基金) ・地域集会所の再建(基金)
地域の復興を住民自 ら考え、提案できるし くみの導入	・まちづくりアドバイザーの派遣(基金)・まちづくりコンサルタントの派遣(基金)・まちづくり協議会等への活動費助成(基金)・まちのにぎわいづくりのための一括助成(基金)
行政と被災者をつな ぐしくみづくり	・被災者と行政をつなぐ第三者機関の設置 (被災者復興支援会議の設立等)
ボランティア活動の 促進	・ボランティアセンターの設置・災害復興ボランティア活動補助(基金)
多様な主体のパートナーシ ップによる被災者支援	・住民の力を結集した支援の実施(生活復興県民ネットの設立等)

[※] 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

7 阪神・淡路大震災からの復興の道のリーステージごとの取組の整理表―(総括表)

7	′ 阪神・		淡路大震災からの復興の道のり―ステ	ーシことの取組の整埋表―(総括表)
			I 緊急・応急対応期	Ⅱ 復 旧 期
	区	分	(直後から避難所期:平成7年1月~平成7年8	(仮設住宅期:平成7年9月~平成10年3
			月)	月)
	1	住	・被災者は避難所に避難(ピーク時:1月23	・ 災害復興公営住宅を 38,600 戸整備
	被	ま	日、1,153 カ所、316,678 人)	・ 応急仮設住宅入居者調査を実施
	災	<i>\\</i>	・応急仮設住宅を 48,300 戸整備、避難所を解	・ 災害復興公営住宅を一元募集
	者		消	コレクティブ・ハウジング等の建設
	を		・応急仮設住宅にふれあいセンターを設置	・ 住まい復興プログラムを策定
	取		・避難所解消に向け公営住宅への一時入居を	・ がれきの処理を完了
	り		実施	
	巻		・シルバーハウジングへLSA(生活援助員)	
	<		を派遣	
	生		・ 被災直後に応急危険度判定を実施	
	活		・国庫補助事業で損壊家屋等を解体	
	基		・ひょうご住宅復興3カ年計画の策定	
	盤	イ	・ライフラインの復旧	・ 緊急インフラ整備3カ年計画の策定
		ン	・電気(1月下旬)、電話・LPガス(1月末)、	• 阪神高速道路全線復旧
		フ	ガス・水道(4月中旬)、下水道(4月)	・ 神戸港の全面復旧
		ラ	・ 鉄道の復旧	JR東西線開業、JR福知山線複線化、JR
			・神戸市営地下鉄(2月中旬)、JR在来線(4	播但線の電化高速化等輸送力を強化
			月)、JR新幹線(4月上旬)、阪神・阪急・	· 山陽自動車道全線開通
			山陽・神戸電鉄(6月)	
			・ 鉄道が復旧するまでの間は代替バスが運行	
	2		・義援金を募集し第1次配分(2月)と第2次	・ 阪神・淡路大震災復興支援館の開館
くらし		っし	配分(5月)を実施	・ 義援金の第3次配分(平成8年9月)を実施
			・緊急生活福祉資金(小口貸付)を開始	・ 生活復興資金貸付を創設
			・災害弔慰金、災害見舞金の支給	· 生活再建支援金、被災中高年恒久住宅自立支
			・災害援護資金貸付の受付開始	援金を創設し恒久住宅への移行を支援
			・こころのケアセンターを開設	民間賃貸住宅の家賃負担の軽減措置を実施
			・すべての県立学校(2月中旬)、小中学校(2	・ いきいき仕事塾等生きがいづくり関係事業
			月下旬)で授業再開	の実施
				・ 生活復興支援プログラムの策定
-	<u> </u>			(III.) The Life of the Mickey of U.S. U. M. U. M. C
	3		・被災中小企業の復旧対策融資等の実施	・(財)阪神・淡路産業復興推進機構(HERO)
	経済		・雇用調整助成金・失業給付の特例扱い	
			・中小企業総合相談所・総合労働相談所を開	・(財)新産業創造研究機構(NIRO)の設置
			設 /に熱工担 /に熱は終め合金	・神戸ルミナリエの開催
			・仮設工場・仮設店舗が完成	・県産業復興条例、神戸市神戸起業ゾーン条例の施
			・産業復興3カ年計画の策定	行
				・商店街・小売市場復興イベント開催支援事業の実施
				・産業復興ベンチャーキャピタル制度の実施
				・観光復興リレーイベントなど観光対策の実施
L				ı

区	分	I 緊急・応急対応期 (直後から避難所期:平成7年1月~平成7年8 月)	II 復 旧 期 (仮設住宅期:平成7年9月~平成10年3 月)
④ まちづく り		・被災地に建築基準法に基づく建築制限実施・被災市街地復興特別措置法施行・復興都市計画の決定告示	・神戸東部新都心(HAT神戸)、西宮マリナパークシティ、南芦屋浜北部地区等でまちびらき・景観ルネサンス・まちなみ保全事業の実施
⑤ 地域づ くり活 動		・全国から138万人のボランティアが被災地で活動 ・災害復興ボランティア活動事業補助を創設 ・被災者復興支援会議が発足	・生活復興県民ネットが発足 ・特定非営利活動促進法(NPO法)の制定
⑥ 防災・ 減災		 ・災害救助法を10市10町に適用 ・全国の消防、警察、自衛隊、海上保安庁が救助活動等を展開 ・救援物資の備蓄基地を4カ所に開設 ・放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信 ・臨時災害FM局を開局 	・知事直轄の危機管理専門職として防災監を設置・災害救援専門ボランティア制度の創設・県地域防災計画を全面修正・フェニックス防災システムの運用開始
⑦復興体制・復興計	国	・兵庫県南部地震緊急対策本部を設置・地震対策担当大臣を任命・現地対策本部を兵庫県公館内に設置・阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置	・阪神・淡路復興委員会の廃止・国と県・神戸市との協議会の設置
市画	県	 ・兵庫県南部地震災害対策総合本部を設置 ・阪神・淡路大震災復興本部を設置 ・震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・阪神・淡路震災復興計画(フェニックス計画)の策定に着手 ・都市再生戦略策定懇話会が阪神・淡路震災復興戦略ビジョンを提言 ・(財)阪神・淡路大震災復興基金を設立 	・ (財) 阪神・淡路大震災記念協会を設立 ・ 阪神・淡路震災復興計画を策定 ・ ひょうご住宅復興3か年計画、産業復興3か年計画、緊 急インフラ整備3カ年計画の策定(再掲)